

保護司の持続的な担い手確保に関する
課題と展望
～A 県 X 区と Y 区を事例に～

氏名 島本佳奈

学籍番号 51-208032

所属 東京大学大学院公共政策学教育部公共政策学専攻

提出年度 2021 年

指導教官 鈴木寛教授

総文字数 79,566 字

目次

<u>はじめに</u>	1
<u>第1章 保護司を取り巻く現状と政策</u>	2
<u>第1節 本論文の背景</u>	2
<u>第2節 保護観察制度の概要</u>	9
<u>第3節 これまでの法務省の取り組み</u>	16
<u>第2章 既存研究と本論文の分析視座</u>	21
<u>第1節 これまでの研究</u>	21
<u>第2節 本論文の分析視座</u>	25
<u>第3節 問いと仮説</u>	26
<u>第4節 事例選択</u>	29
<u>第3章 調査方法</u>	31
<u>第1節 調査の実施概要</u>	31
<u>第2節 X区とY区の概要</u>	34
<u>第4章 調査結果</u>	36
<u>第1節 保護司の属性情報</u>	36
<u>第2節 保護司の担い手確保の認識</u>	46
<u>第3節 保護司の担い手確保における困難</u>	49
<u>第1項 現役保護司の早期退任</u>	49
<u>第2項 保護司候補者の新規委嘱</u>	64
<u>第4節 保護司の新たな担い手に求められるもの</u>	72
<u>第5章 結論と問題解決のための政策提言</u>	83
<u>第1節 結論</u>	83
<u>第2節 政策提言</u>	90
<u>おわりに</u>	93
<u>添付資料</u>	94
<u>参考文献</u>	109

表目次

表 1.1 保護観察対象者の種別

表 3.1 第 1 調査対象者の属性

表 3.2 第 3 調査対象者の属性（保護司）

表 3.3 第 3 調査対象者の属性（保護司以外）

表 4.1 X 区の「経験年数」×「保護司になる前に保護司について知っていたか」のクロス集計表

表 4.2 Y 区の「経験年数」×「保護司になる前に保護司について知っていたか」のクロス集計表

表 4.3 X 区の「経験年数」×「援助指導の意識」のクロス集計表

表 4.4 Y 区の「経験年数」×「援助指導の意識」のクロス集計表

表 4.5 X 区の「経験年数」×「保護司を一度でも辞めたいと思ったことがあるか」のクロス集計表

表 4.6 Y 区の「経験年数」×「保護司を一度でも辞めたいと思ったことがあるか」のクロス集計表

表 4.7 X 区の「経験年数」×「自分は保護司として新米かベテランか」のクロス集計表

表 4.8 Y 区の「経験年数」×「自分は保護司として新米かベテランか」のクロス集計表

表 4.9 X 区の「経験年数」×「保護司の自薦制度について」のクロス集計表

表 4.10 Y 区の「経験年数」×「保護司の自薦制度について」のクロス集計表

表 4.11 X 区の「経験年数」×「20 代、30 代の若い人たちがもっと保護司になるべきか」のクロス集計表

表 4.12 Y 区の「経験年数」×「20 代、30 代の若い人たちがもっと保護司になるべきか」のクロス集計表

表 5.1 保護司の属性情報

表 5.2 保護司の担い手確保の認識

表 5.3 保護司の担い手確保における困難

表 5.4 保護司の担い手に求められるもの

図目次

- 図 1.1 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移
- 図 1.2 保護司の年齢層別・職業別構成比
- 図 1.3 保護司年齢構成の推移
- 図 1.4 女性比率の推移
- 図 1.5 10 年前と比較した保護司候補者確保の認識
- 図 1.6 犯罪者処遇の概要
- 図 1.7 非行少年処遇の概要
- 図 1.8 成人の保護観察開始人員の推移
- 図 1.9 少年の保護観察開始人員の推移
- 図 1.10 保護司候補者検討協議会の概要
- 図 1.11 保護司の安定的確保に関する基本的方針（改訂版）の概要
- 図 1.12 保護司の安定的確保のための 10 のアクションプラン
- 図 1.13 「保護司の安定的な確保」のためのマニュアルの概要
- 図 3.1 A 県の保護区の地理
- 図 4.1 X 区保護司の年齢分布
- 図 4.2 Y 区保護司の年齢分布
- 図 4.3 X 区保護司の職業別構成比
- 図 4.4 Y 区保護司の職業別構成比
- 図 4.5 X 区と Y 区の保護司経験年数の比較
- 図 4.6 X 区と Y 区の保護観察事件担当件数の比較
- 図 4.7 X 区保護司が保護司について知ったきっかけ
- 図 4.8 Y 区保護司が保護司について知ったきっかけ
- 図 4.9 X 区保護司の推薦者の内訳
- 図 4.10 Y 区保護司の推薦者の内訳
- 図 4.11 X 区、Y 区の援助指導の意識の比較
- 図 4.12 「今までに保護司を辞めたいと思ったことがあるか」に対する回答内訳
- 図 4.13 「今までに一度でも辞めたいと思ったことがある方は、その理由を教えてください」に対する X 区の回答内訳
- 図 4.14 「今までに一度でも辞めたいと思ったことがある方は、その理由を教えてください」に対する Y 区の回答内訳
- 図 4.15 「新人の時にあればよかった、またはあってよかったサポートを教えてください」に対する X 区の回答内訳
- 図 4.16 「新人の時にあればよかった、またはあってよかったサポートを教えてください」に

対する Y 区の回答内訳

図 4.17 「保護司の自薦制度についてどう思いますか」に対する回答内訳

図 4.18 「20 代、30 代の若い人たちがもっと保護司になるべきだと思いますか」に対する回答内訳

図 5.1 コアイシューマップ (X 区)

図 5.2 コアイシューマップ (Y 区)

Abstract

In March 2021, the first World Congress on Community Volunteers in probation work was held as a side event of the 14th United Nations Crime and Justice Congress in Kyoto, Japan. The usefulness of local volunteers led by unpaid voluntary probation officers known as “Hogoshi” has been recognized internationally as a way to preventing recidivism. While the use of Hogoshi has started gathering attention as a good practice in rehabilitation, there are also problems such as the aging of volunteers and the declining staffing ratios. How do Hogoshis perceive their own situation? In addition, what is their image of the “ideal Hogoshi?” Few of the previous studies have dealt with the point of view of Hogoshis themselves regarding the factors contributing to their shortage, and it is possible that their own viewpoints have been omitted from these studies. However, it is important to take into account both the reality of Hogoshis’ activities in the field, their self-perception and opinions, as well as theoretical analysis, in order to consider effective policies for securing new probation officers. The purpose of this paper is to examine whether this system is sustainable in the future. In order to achieve the purpose, some aspects of the current situation regarding the recruitment of new Hogoshis are exploratively examined and the causes of this situation are analyzed. The analysis is conducted based on the perceptions of Hogoshis themselves in the field. In order to ensure that a policy does not rely solely on theory, it is necessary to close the gap between policymakers and the actual reality in the field, as well as to promote efforts to secure personnel in accordance with the characteristics of each region.

要旨

令和3年3月、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 कांग्रेस）のサイドイベントとして、初めて世界保護司会議が開催され、保護司を筆頭とする地域ボランティアの再犯防止における有用性が国際的にも評価されている。このように更生保護のグッドプラクティスとして注目を浴びる保護司であるが、担い手の高齢化や実人員充足率の低下といった問題があると言われている。

では、保護司の担い手確保に関する現場の保護司の認識とはどのようなものであろうか。また、保護司から見た「望ましい保護司の担い手像」とはどのようなものであろうか。これまでの研究において、保護司の担い手不足の認識とその要因について直接的に扱ったものは少なく、保護司自身の視点は研究から漏れてきた可能性がある。

しかしながら、保護司の担い手確保に関する実効的な政策を考えていく上では、理論的な分析のみならず、現場の保護司の活動の実態及び保護司自身の意識・意見を知ることが重要である。そこで、本論文は、保護司活動の担い手確保に関する現状の一端を明らかにし、その原因を分析することで、保護司制度が今後も持続可能であるかを考察することを目的として、現場レベルにおける保護司の担い手に関する認識について論じている。政策が机上の空論とならぬよう、現場との乖離を減らし、各地域の特色に合わせた担い手確保の取組みを進めていく必要がある。

はじめに

保護司制度というのは未来永劫なのであるか。さらに踏み込んで問うならば、日本の更生保護の実務を担う保護司制度は、これまでどのように受け継がれ、いかにすれば今後も持続的に維持することができるのだろうか。本論文は、この壮大かつ正解のない問いの答えを導き出すことは到底できないが、その前提にある「保護司の担い手の確保」という実態に光を当てて、現場の保護司の認識を問うことによって、担い手確保が難しくなっている原因を探るとともに、その解決策を模索しようとするものである。そこで、保護司の定員を充足している保護区と、そうでない保護区を比較することで、そのメカニズムを明らかにする。

そもそも、保護司制度とは、日本を起源とした更生保護の制度である。保護司とは、犯罪・非行をした人の立ち直りを支える民間の篤志家である。彼らは、法律に基づいて法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員でありながらも、給与は支給されていない。このように、更生保護という国の責務を民間ボランティアに委ねている例は世界でも少ない。2021 年の京都保護司宣言においては、「保護司制度が、犯罪者の構成と、さらには犯罪の防止と安全・安心の地域作りに効果がある施策の一つとして国際的に注目されている」と認識され、近年は国際的な注目も浴びている。

しかしながら、近年、保護司の高齢化や充足率の低下、早期退任者の増加などから、保護司の担い手の確保が困難になっていることが指摘されている。

そこで、本稿では、保護司の担い手の確保が困難になっているという先行研究の指摘が現場レベルにおいてどのように認識されているのか、そしてその原因はどこにあるのかについて問う。具体的には、保護司の定員を長年にわたっておおむね充足してきた A 県の X 区と、充足が困難になっている A 県 Y 区を対象にアンケート調査とインタビュー調査を行い、現状の充足率や現役保護司の担い手に対する認識を考察し、それを踏まえて新たな担い手創出のための政策的提案を行う。理論的な分析のみならず、アンケート調査やインタビュー調査を行ったのは、保護司制度を考える上で、保護司の活動の実態及び保護司自身の意識・意見を知ることが重要であると考えたためである。

本論文は、保護司活動の担い手確保に関する現状の一端を明らかにし、その原因を分析することで、保護司制度が今後も持続可能であるかを考察することに主眼を置いたものである。

以下、第 1 章では、本論文の背景となった保護司の現状や保護観察制度について述べる。次に、第 2 章では、これまでの研究の評価を行い、本論文の分析視座を提示する。そして、第 3 章では、A 県の X 区と Y 区で実施した調査の概要をまとめる。最後に、第 4 章で調査結果について示し、それを踏まえた分析と、分析から得られた政策的知見を第 5 章にて提示する。

第 1 章 保護司を取り巻く現状と政策

第 1 節 本論文の背景

保護司の担い手の確保が困難になっているとはどういうことなのだろうか。まずは、研究対象である保護司とは何なのか、そして研究の背景となった今日における日本全体の保護司の現状はどうなっているのかについて考えてみたい。

そもそも、犯罪・非行をした者に対する処遇には、刑務所や少年院といった矯正施設において行われる施設内処遇と、施設に収容せず社会において通常の生活を営ませながら行う社会内処遇があり、日本における社会内処遇は保護観察を中心とする更生保護によって構成されている。法務省によれば、更生保護活動として、①保護観察、②応急の救護等及び更生緊急保護、③仮釈放・少年院からの仮退院等、④生活環境の調整、⑤恩赦、⑥犯罪予防活動の 6 点が挙げられている¹。これらの更生保護活動は、国家公務員であり専門家としての保護観察官と非常勤国家公務員であるが民間の篤志家である保護司の協働態勢で行われており、さらに多くのボランティア団体²によって支えられている（ステイクホルダーの全体像は添付資料 A を参照）。

このような保護司とはどういった者であるのだろうか。保護司とは、日本において、非行少年などの保護観察対象者（以下、対象者）による再犯を防ぎ、その更生を図るために個人と公共の福祉を推進する活動を担う地域の民間篤志家である。したがって、更生保護における保護司の存在意義は、民間の処遇の担い手、にはとどまらない。「保護司制度は、処遇者として保護司の機能を活用するためだけではなく、保護観察を受ける者と地域社会との橋渡しを行う、地域社会の力を引き出す、あるいは地域社会と行政機関をつなぐ存在としての保護司の役割をも意図しているものと考えられる³」。言い換えると、対象者が再犯をしないために、また社会に復帰していけるように福祉サービスが用意されており、その一つとして保護司は犯罪者の更生保護と地域における犯罪予防の両面において重要な役割を果たしているのだ。上記更生保護活動の 6 点に照らすと、①、④、⑥を担っているのが保護司である。保護司は、犯罪・非行をした人の立ち直りを支える民間の篤志家であると同時に、非常

¹ 法務省保護局『「更生保護」とは』

(https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01.html)（最終閲覧日 2021 年 11 月 21 日）

² 一例として、更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主、更生保護施設、自立準備ホームなどが挙げられる。

³ 久保貴「人口減少・高齢化社会における更生保護－実務家からの視点－（少子・高齢化社会における犯罪・非行対策－持続可能な刑事政策を目指して）」『犯罪社会学研究』第 36 巻、2011 年、65 頁

勤の国家公務員であり、その身分は保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）に規定されている。

保護司法によると、保護司とは、「社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること」（保護司法第 1 条）を使命とする者である。保護司は、法務大臣が委嘱するための四つの具備要件がある。具備要件とは、①人格及び行動について、社会的信望を有すること、②職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、③生活が安定していること、④健康で活動力を有すること、であり、そのすべてを具備する者が委嘱される（同法第 3 条 1 項）。また、保護司には守秘義務があり、「その職務を行うに当つて知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない」（同法第 9 条第 2 項）。さらに、欠格条項も定められており、禁錮以上の刑に処せられた者などは保護司となることができない（同法第 4 条）。保護司の身分は非常勤公務員であり、法定の職務であるが、「給与を支給しない」（同法第 11 条第 1 項）ことが規定されている。ただし、活動に要する費用の全部又は一部が実費弁償金として支給される（同法第 11 条第 2 項）。非常勤であるため、兼業も可能で、政治活動も制限されていない⁴。したがって、その内実ボランティアであり、ゆえに保護司の努力への過剰な依存が指摘されることとなっている。例えば、鈴木（1985）は、保護司の処遇との関わり方が「現状は犯罪者予防更生法の意図した形にはなっておらず、全体的、包括的、継続的に本来保護観察官が受けもつべき部分についてまでこれを担当させていることについて、常々問題とされてきているところである⁵」と指摘している。

保護司は、全国を 886 の区域に分けて定められた保護区と呼ばれる活動区域に配属され、配属先の保護司会に所属しなければならない（保護司法第 2 条第 1 項）。保護区は、必ずしも基礎自治体の単位と一致せず、複数の市町村にまたがることもある。通常、保護司は居住地を基点としていずれかの保護区に配属される⁶（同法第 8 条）。勉強会や研修会は保護区単位で開催されるほか、先輩保護司への相談も保護区内で行われるのが実情である。

保護司の定数は全国で 5 万 2,500 人と定められており（保護司法第 2 条第 2 項）、その任期は 2 年であるが、再任を妨げないとされている（同法第 7 条）。もっとも、保護司には年齢制限が設けられているため、再任されるとしても、無制限に再任され続けるわけではない。保護司候補者の年齢制限に関しては、法務省が委嘱等通達において、「委嘱予定日現在 66 歳以下の者を推薦すること。ただし、更生保護法人役職員等で専門的な知識及び技能を有する者を保護司に推薦する必要があるなど、これによることができない特別の事情がある場合には、この限りでない」として、原則は 66 歳以下の年齢制限を設定しつつも、但し書によ

⁴ 長尾和哉『非行・犯罪からの立ち直り』金剛出版、2021 年、181 頁

⁵ 鈴木昭一郎「保護司制度論考」『犯罪と非行』第 63 号、1985 年、62 頁

⁶ 居住地と職場が異なる場合など、例外的に居住地とは異なる保護区に配属される場合もある。

る例外を認めている。候補者の年齢制限は平成 11 年に初めて設けられ、当初は 65 歳以下と定められていた。しかし、厚生年金の受給年齢引き上げや、それに伴い 65 歳であっても就業中の者が増加していることが平成 24 年に保護司制度の基盤整備に関する検討会の報告書で指摘され、66 歳に引き上げられることとなった⁷。また、再任時の年齢制限については、法務省は委嘱等通達において、「委嘱予定日現在 76 歳未満の者を推薦すること」として、76 歳未満の年齢制限を設けている。再任時の年齢制限を設ける定年制は、活発な行動力を持つ適任者を確保するという観点から、平成 11 年 4 月に導入され、5 年の経過措置を経て、平成 16 年 4 月から完全に実施されている。しかし、社会の高齢化に伴い、保護司の安定的な確保が難しいとの声があがるようになった。そこで、令和 2 年 3 月に法務省は委嘱等通達を改正し、「ただし、委嘱予定日現在 76 歳以上 78 歳未満の者が、再任を希望し、かつ 78 歳に達した日以降の職務については別途定める取扱いとなることに同意するときは、この限りでない」として令和 3 年 4 月からは、本人が希望すれば、78 歳になる前日まで保護司に再任されることが可能となった。この再任は、従来の再任と区別する意味で、「特例再任」と呼ばれる。2021 年 4 月から施行される高年齢者雇用安定法にて、70 歳までの就業機会が確保されるようになることや、今後も社会における高齢化の進展が見込まれることから、保護司の実態も高齢化してきており、それに伴い通達において保護司の定年も徐々に引き上げられる傾向にあることが見てとれる。

また、保護司の委嘱に関しては、上記①から④の具備要件を満たす者を、保護観察所の長が推薦した者の内から法務大臣が委嘱することとされている（保護司法第 3 条第 3 項）。通常、保護司は他薦され、面接などを行ったうえで保護観察所長へ履歴書などを提出する。別の言い方をすれば、保護司は原則自薦のみでは就任することができず、同保護司会内で推薦者を見つけなければならない。

こうした保護司の現状はどうなっているのか。上述したように、犯罪白書や法務省資料によると、保護司の状況の長期的な潮流として、保護司の高齢化と保護司人員の減少が指摘されている。さらに、保護司の職業別構成比における無職者の増加と農林漁業・宗教家の減少、女性保護司の比率の増加といった変化がみられる。平成 13 年から令和 2 年までの保護司の人員と女性比、平均年齢の推移を表したものが図 1.1 である。さらに、令和 2 年 1 月 1 日における保護司の年齢層別・職業別構成比を見たものが図 1.2 である。そして、昭和 37 年から令和 3 年までの 3 年ごとの保護司年齢構成の推移を表したものが図 1.3 で、女性比率の推移を表したものが図 1.4 である。

はじめに、保護司の高齢化については、平成 19 年以降、毎年約 0.2 歳のペースで進んでいる。昭和 37 年にはその平均年齢が 57.2 歳であったところ、平成元年には 61.3 歳となり、

⁷ 法務省「保護司制度の基盤整備に関する検討会 報告書 平成 24 年 3 月 21 日」、2012 年、(<https://www.moj.go.jp/content/000098853.pdf>)（最終閲覧日 2021 年 11 月 15 日）、11 頁

平成 10 年には 62.9 歳、そして令和 3 年には 65.2 歳になっている。保護司候補者の推薦年齢が 66 歳であることに鑑みると、かなり高くなっている。さらに、その年齢構成について観察すると、昭和 37 年には 53.2%いた 40 代、50 代の保護司は、平成元年には 36.3%になり、平成 10 年には 31.2%、そして令和 3 年には 20.2%に減少している。また、40 歳未満の保護司は 1%にも満たない。一方で、60 歳以上の保護司は、昭和 37 年には 41.4%と過半数に満たなかったところ、平成元年には 62.5%、平成 10 年には 68.1%、令和 3 年には 79.1%と約 8 割を占めるに至っている。このように、保護司年齢構成における 70 歳以上の割合が急増しており、50 代以下の割合が徐々に減少していることが明らかになった。

次に、保護司の実人員については、平成 16 年あたりまで微増傾向であったところ、その後は漸近的な減少傾向にあることが観察された。昭和 61 年に 4 万 8,452 人であったところ、平成元年に 4 万 8,338 人となり、平成 10 年に 4 万 8,890 人、平成 16 年に 4 万 9,389 人となるなど次第に増加傾向であったところ、平成 17 年に 4 万 8,917 人と減少に転じ、平成 20 年度には 4 万 8,919 人と一度微増するも、その後緩やかに減少傾向は続き、令和 3 年現在では 4 万 6,270 人となっている。令和 3 年の保護司数の定数に占める充足率は約 88%であり、かつてはおおむね 94%前後で推移してきたことを見ると、充足率が下降傾向であることが観察される。特に、都市部においては充足率が低いことが総務省行政評価局の調査などから明らかになっている。また、毎年約 500 人程度の保護司が、上限年齢による任期満了前に早期退任している。

一方で、保護司の女性比率については、わずかではあるが増加傾向にある。昭和 37 年に 14.0%であったところ、平成元年には 20.6%となり、平成 10 年には 22.9%、令和 3 年には 26.6%となっている。

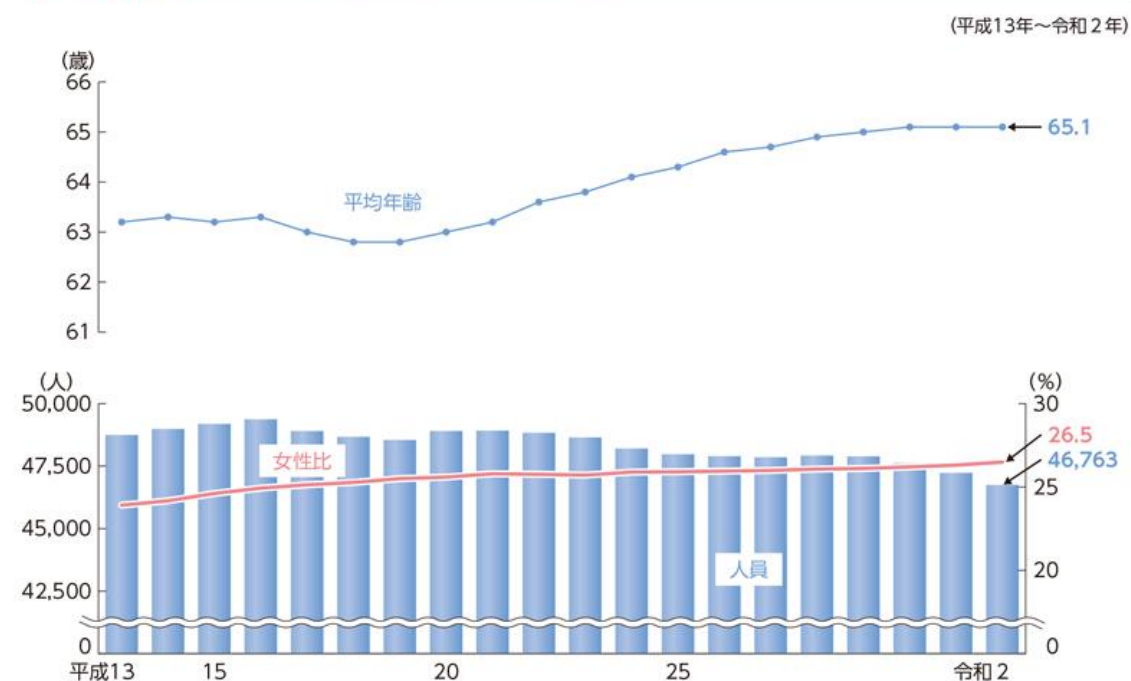
さらに、職業別構成比については、農林漁業と宗教家が減少し、会社員と無職（主婦含む）が増加している。平成元年に農林漁業が 18.0%、宗教家が 11.9%、会社員等が 17.7%、無職が 25.5%であったところ、平成 10 年にはそれぞれ 13.8%、11.0%、20.2%、26.1%となり、令和 3 年にはそれぞれ 6.8%、11.7%、23.4%、25.5%となっている。国内における第一次産業従事者は徐々に減少傾向にあることから、農林漁業従事者の割合が減少するのは当然のように思える。一方で、国内における宗教家の数は 1990 年代からむしろ微増傾向にあり⁸、保護司における構成割合が減少しているのは自然なこととは言えない。また、無職の割合が増加している理由としては、保護司となる女性が増加したことにより、主婦層が増加したため、および、保護司の平均年齢が上昇していることから、定年退職後に保護司を務める人が増えたためであると考えられる。

最後に、保護司の担当件数を見ると、昭和 35 年に神戸を管内にもつ保護観察所において、4 人以上の対象者を担当しているのは 42.8%であり、3 人以下の対象者を担当しているのは

⁸ 総務省統計局「国勢調査」の職業中分類別就業者数を見ると、2010 年から 2015 年で宗教家は 2.7 万人、23.8%と大きく増加している。

57.2%の保護司である⁹。

2-5-6-1図 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移



注 1 法務省保護局の資料による。
2 各年1月1日現在の数値である。

図 1.1 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移

(法務総合研究所『令和2年版犯罪白書』<https://www.moj.go.jp/content/001363987.pdf>

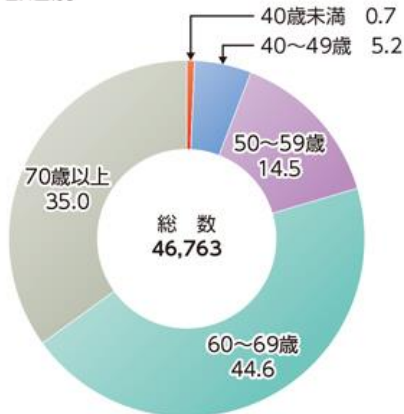
最終閲覧日 2021 年 11 月 3 日、80 頁)

⁹ 法務省「第二編/第四章/二 保護観察の実施状況」『昭和37年版犯罪白書』、1962年、(<https://hakyuso1.moj.go.jp/jp/3/nfm/mokuji.html>) (最終閲覧日 2021 年 11 月 15 日)

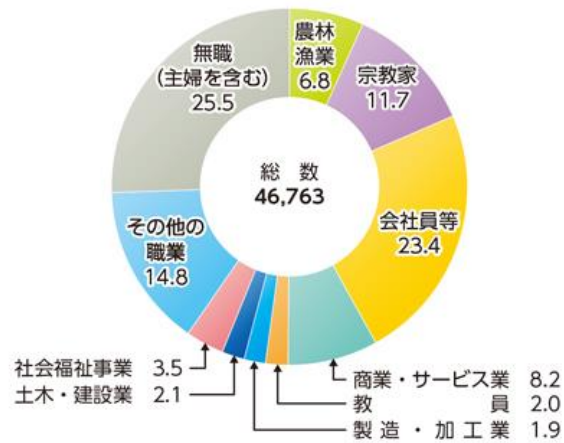
2-5-6-2図 保護司の年齢層別・職業別構成比

(令和2年1月1日現在)

① 年齢層別



② 職業別



注 1 法務省保護局の資料による。

2 「その他の職業」は、貸家・アパート経営、医師等である。

図 1.2 保護司の年齢層別・職業別構成比

(法務総合研究所『令和2年版犯罪白書』<https://www.moj.go.jp/content/001363987.pdf>

最終閲覧日 2021 年 11 月 3 日、80 頁)

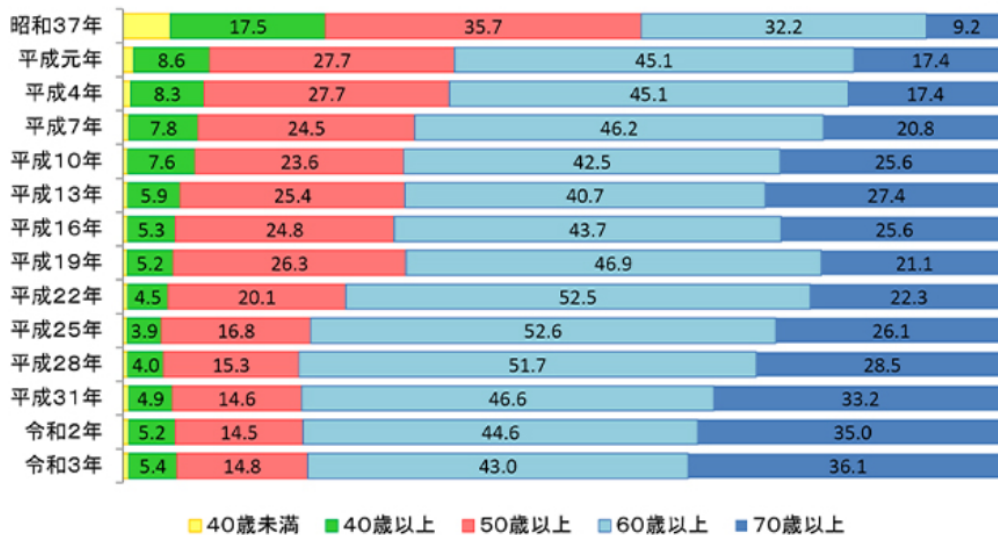


図 1.3 保護司年齢構成の推移

(更生保護ネットワーク「保護司の現況」<https://www.kouseihogo-net.jp/hogoshi/condition.html> 最終閲覧日 2021 年 11 月 3 日)

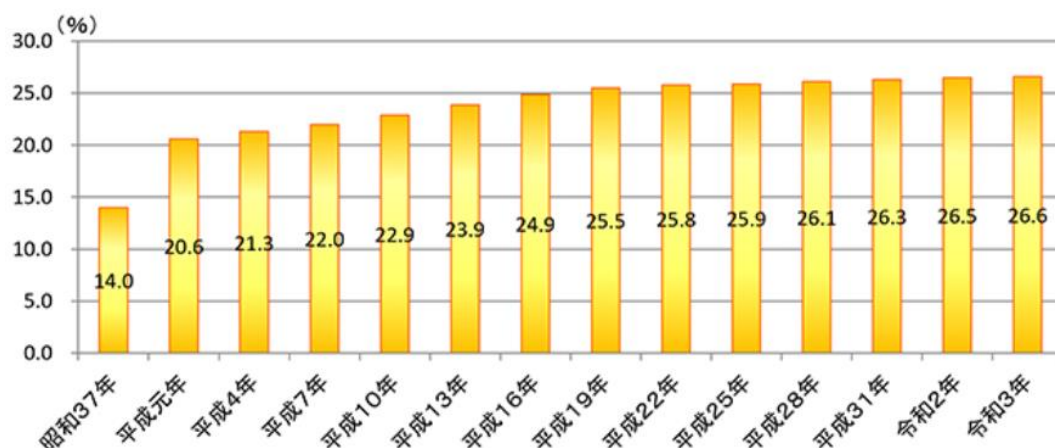


図 1.4 女性比率の推移

(更生保護ネットワーク「保護司の現況」<https://www.kouseihogo-net.jp/hogoshi/condition.html> 最終閲覧日 2021 年 11 月 3 日)

このように、保護司の高齢化の進展に伴って、実人員が減少し、保護司の職業や性別の内訳も変化してきたことが分かる。2021 年の総務省行政評価局の報告書によると、「過去約 10 年間では、平成 20 年及び 27 年の 2 か年を除き、退任人員が委嘱人員を上回っている状況となっている¹⁰」ことが報告されており、担い手不足の傾向が約 10 年に亘って続いていることが分かる。

また、保護司候補者の確保が困難になったことも示されている。2015 年の調査では、「10 年前と比べて、保護司候補者確保について、どのように感じますか。」という設問に、全国では 60.8%、都市部では 68.6%が「困難になった」「どちらかといえば困難になった」と回答しており、候補者の確保が困難になっている状況がうかがえる¹¹ (図 1.5)。さらに、都市部の方が依頼を断られる割合が高く、「忙しく、時間的余裕がない」、「家族の理解が得られない」と回答する人の割合が全国平均よりも高くなっている¹²。

¹⁰ 総務省行政評価局「『更生保護ボランティア』に関する実態調査—保護司を中心として—結果報告書 令和 3 年 1 月」、2021 年、

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000730483.pdf) (最終閲覧日 2021 年 11 月 16 日)、16 頁

¹¹ 法務省「数字で見る保護司制度」、2015 年、1-7 頁

(<https://www.moj.go.jp/content/001152121.pdf>) (最終閲覧日 2021 年 11 月 15 日)、4 頁

¹² 同上、3 頁

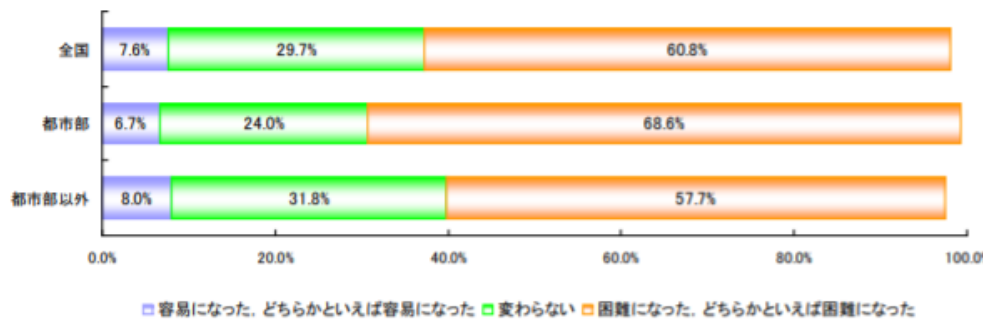


図 1.5 10 年前と比較した保護司候補者確保の認識

(法務省「数字で見る保護司制度」、2015 年 <https://www.moj.go.jp/content/001152121.pdf>
最終閲覧日 2021 年 11 月 15 日、4 頁)

更生保護の処遇実務を担う保護司の存在は不可欠であり、その不足を補う働き掛けは重要だといえる。特に、近年保護司人員の減少傾向が続いている一方で、平成 25 年の刑法等の一部の執行を猶予する法律（平成 25 年法律第 49 号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成 25 年法律第 50 号）の成立に伴い、保護観察事件の増加が見込まれ、更生保護の社会的役割の重要性が増すことが指摘されている。そこで、2021 年 1 月、総務省行政評価局は法務省に対して、保護司が減少を続けているとして、人材確保を支援するように勧告した。また、保護司の高齢化、充足率の低下はすべて保護司の担い手不足という問題に繋がるため、担い手不足を解決することは、間接的にこれらの課題を解消することにも繋がる。

法務省保護局更生保護振興課によると、保護司のなり手を求める理由は二つある¹³。第一に、事件数が減っている現状においても、地域活動の重要性は変わらず、また地域の人々の立ち直りへの理解や関心が進むからこそ事件数が減少している面もあるということ。第二に、今後事件数が増加に転じた際に、保護司を急いで増やそうとしても、それは困難であること、である。そこで、本論文は保護司の担い手に着目する。

第 2 節 保護観察制度の概要

保護司の担っている保護観察とはどのようなものでしょうか。

現行の保護司制度の特徴は、「常勤の専門家で国家公務員である保護観察官（全国に約 1,000 名）とボランティアである保護司が協働して実施する点¹⁴」にあり、保護観察官と保

¹³ 法務省保護局更生保護振興課「なぜ、今保護司のなり手が求められるのか」『更生保護』令和 3 年 4 月号、2021 年、12-13 頁

¹⁴ 岡邊健『『立ち直り』支援において地域の持つ意味—保護司へのインタビュー調査に基

護司の決定的な違いは、「通常数年程度で人事異動により地区担当を離れる国家公務員である保護観察官に対して、保護司は対象者と同じ地域で保護観察満了後も共に生活することとなる点¹⁵⁾」である。

保護観察は、したがって保護観察官と保護司、そして対象者の三者で行われるが、あくまで保護観察官は管理要員であって、実際の更生保護の実務のほとんどは保護司が担っている。保護観察の流れとしては、①保護観察官と対象者が面談を行い、②面談を基に保護観察官が保護司に対して提案を行い、③対象者の引き受けを受諾すると、保護司が生活環境調整¹⁶⁾を行い、④保護司が生活環境調整を基に保護観察官に報告書を出し、⑤保護観察官が保護司に依頼を出し、⑥正式に保護司が対象者の担当を委諾し、対象者との保護観察が始まる、こととなっている。保護観察が開始されると、保護司は原則月2回面接を実施し、保護観察所に毎月保護観察経過報告書（添付資料B）を提出することとなる。

保護観察官および保護司は、指導監督と補導援護を行うことで対象者の改善更生を図る¹⁷⁾。指導監督の方法は、①面接その他の適当な方法により、対象者と接触を保ち、その行状を把握すること、②対象者が遵守事項を遵守し、及び生活行動指針に即して生活・行動するよう、必要な指示その他の措置をとること、③特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施することである（更生保護法第57条）。他方、補導援護の方法は、対象者が自立した生活を営むことができるようにするため、その自助の責任を踏まえつつ、①適切な住居その他の宿泊場所を得ること、及び当該宿泊場所に帰住することを助けること、②医療及び療養を受けることを助けること、③職業を補導し、及び就職を助けること、④教養訓練の手段を得ることを助けること、⑤生活環境を改善し、及び調整すること、⑥社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと、⑦その他必要な助言及び措置をとることである（同法第58条）。

こうした保護観察の対象となるのは、①保護観察処分少年、②少年院仮退院者、③仮釈放者、④保護観察付執行猶予者、⑤婦人補導院仮退院者、の5種類である（表1.1）。具体的な5種類の要件としては、①少年法第24条1項1号による保護観察処分を受けた者（更生保護法第48条第1号：1号観察）、②少年院から仮退院を許された者（同条第2号：2号観察）、③仮釈放を許された者（同条第3号：3号観察）、④刑の全部又は一部の執行を猶予され、保護観察に付された者（同条第4号：4号観察）、⑤婦人補導院から仮退院を許された者（売

づく検討」『司法福祉学研究』第18号、2008年、13頁

¹⁵⁾ 細野ゆり「保護司制度の成立過程」『横浜国立大学成長戦略研究センター Discussion Paper』No.2014-CEGS-02、2015年、9-10頁

¹⁶⁾ 対象者が仮釈放・仮退院となることを前提として、身元引受人との面接などを通して住居（帰住地と呼ばれる）などの状況を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるように調整するもの

¹⁷⁾ 川出敏裕、金光旭『刑事政策』成文堂、2018年、267頁

春防止法第 26 条第 1 項)、である。⑤については、従来は 5 号観察と呼ばれていたものの、実際の対象者がいないことから、更生保護法には規定が置かれていない。

保護観察の期間は、その種類によって異なる¹⁸。1 号観察は、原則として、保護観察決定の日から 20 歳に達するまでの期間であり、20 歳までの期間が 2 年に満たない場合は、決定の日から 2 年間とされる（更生保護法第 66 条）。2 号観察は、仮退院した日から仮退院の満了までの期間である（同法第 42 条、第 40 条）。原則として、20 歳に達するまでであるが、（少年院法第 11 条第 1 項）、26 歳を越えない範囲で例外が認められている（同条第 2 項、第 4 項、第 5 項）。3 号観察は、残刑期間（更生保護法第 40 条）、4 号観察は、執行猶予の期間（刑法第 25 条の 2 第 1 項、第 27 条の 3 第 1 項）、婦人補導院仮退院者に対する保護観察は、補導処分の残り期間（売春防止法第 26 条第 1 項）である。

表 1.1 保護観察対象者の種別

保護観察対象者の種類	法的要件	保護観察の期間
保護観察処分少年 (1 号観察)	少年法第 24 条 1 項 1 号に基づき 家庭裁判所の決定により保護観察 処分を受けた者 (更生保護法第 48 条第 1 号)	20 歳に達するまでの期間、ま たは決定の日から 2 年間
少年院仮退院者 (2 号観察)	委員会の決定により少年院から仮 退院を許された者 (更生保護法第 48 条第 2 号)	原則として 20 歳に達するまで
仮釈放者 (3 号観察)	委員会の決定により仮釈放を許さ れた者 (更生保護法第 48 条第 3 号)	残刑期間
保護観察付執行猶予者 (4 号観察)	裁判所の判決により刑の全部又は 一部の執行を猶予され、保護観察 に付された者 (更生保護法第 48 条第 4 号)	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者	委員会の決定により婦人補導院か ら仮退院を許された者 (売春防止法第 26 条第 1 項)	補導処分の残り期間

（法務省「用語の解説【保護統計月報】」<https://www.moj.go.jp/content/001201373.pdf>

最終閲覧日 2021 年 11 月 3 日 をもとに筆者作成)

¹⁸ 同上、266 頁

保護観察の対象者は、その期間中一定の事項を遵守しなければならない¹⁹。一定の住居に居住し、正業に従事すること、善行を保持すること、住居を転じまたは長期の旅行をするときは許可を求めることなどの法定遵守事項（更生保護法第 50 条）のほか、特別遵守事項が個々に定められる²⁰（同法第 51 条）。これらの遵守事項を守らない場合には、仮釈放が取り消されて刑務所等に再び収容されたり、執行猶予が取り消されて刑が執行されたりすることがある²¹。

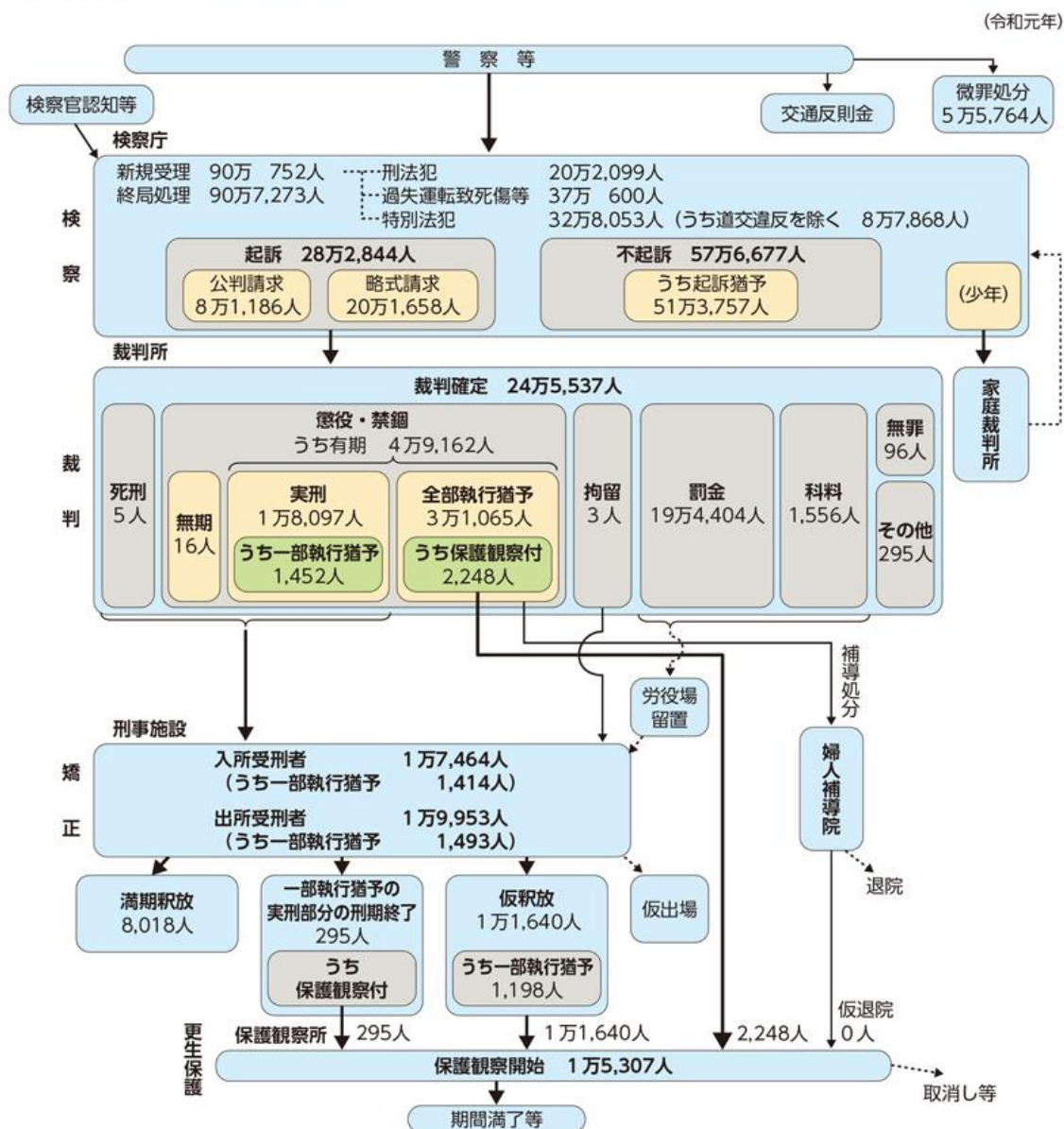
具体的な処遇までの流れを以下、図 1.6 と図 1.7 で示す。

¹⁹ 岩井宜子『刑事政策』尚学社、2014 年、212 頁

²⁰ 同上、212 頁

²¹ 同上、212 頁

2-1-1 図 犯罪者処遇の概要



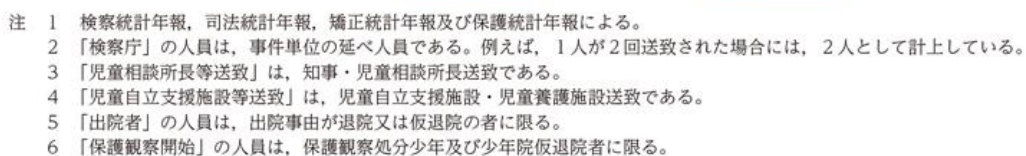
- 注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
- 2 各人員は令和元年の人員であり、少年を含む。
- 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
- 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
- 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
- 6 「一部執行猶予の実刑部分の刑期終了」の人員は、仮釈放中に余罪を理由に仮釈放を取り消され、その後刑事施設に収容される前に一部執行猶予の実刑部分の刑期を終了した者1人（なお、その者は、保護観察付一部執行猶予者である。）を含まない。
- 7 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者、保護観察付全部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。そのため、各類型の合計人員とは必ずしも一致しない。
- 8 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

図 1.6 犯罪者処遇の概要

(法務総合研究所『令和2年版犯罪白書』<https://www.moj.go.jp/content/001363987.pdf>

最終閲覧日 2021 年 11 月 3 日、28 頁)

(令和元年)

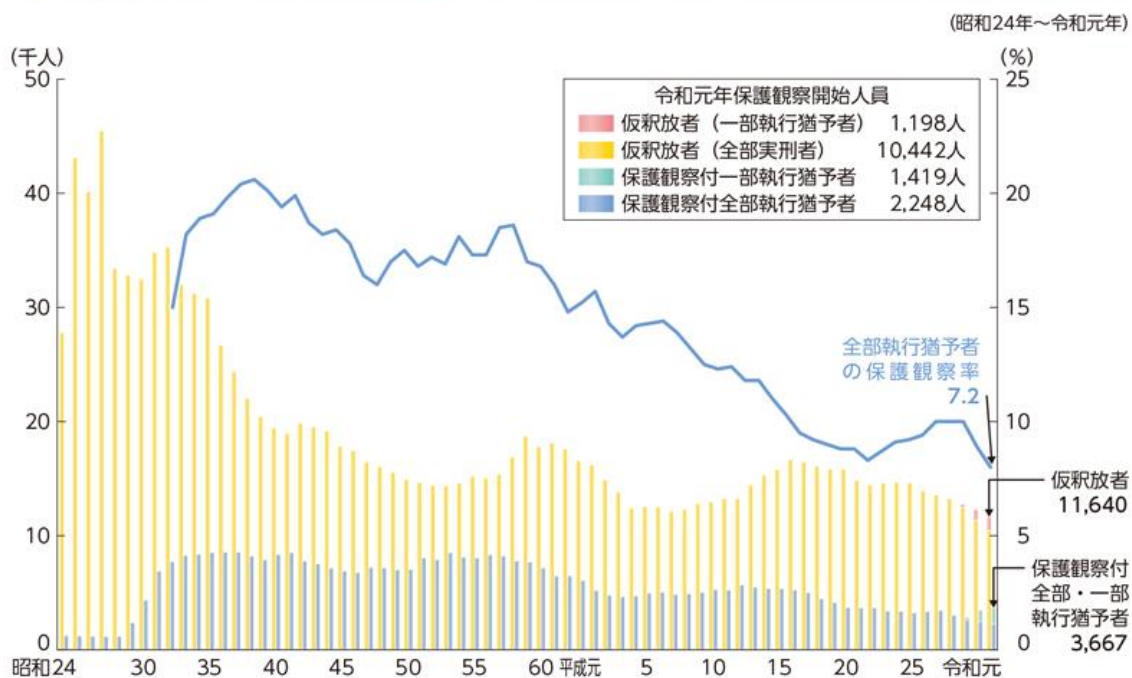


(法務総合研究所『令和2年版犯罪白書』<https://www.moj.go.jp/content/001363987.pdf>)

犯罪白書によると、このような保護観察開始人員については、全体的に減少傾向にあると言える（図 1.8、図 1.9）。保護観察処分少年（1 号観察）の保護観察開始人員は、1999 年以

降減少し続け、2019 年は 1 万 1,823 人（前年比 8.7%減）であった。少年院仮退院者（2 号観察）の保護観察開始人員は、1997 年から 2002 年まで増加していたが、その後減少傾向にあり、2019 年は 2,053 人（同 4.3%減）である。仮釈放者（3 号観察）の保護観察開始人員は、2005 年から減少に転じ、2019 年は全部実刑者が 4,128 人（前年末比 6.6%減）、一部執行猶予者が 362 人（同 16.0%増）となっている。保護観察付執行猶予者（4 号観察）の保護観察開始人員は、2017 年から刑の一部執行猶予制度の導入に伴い、一部執行猶予者を含むようになり、増加傾向にある。その内訳は、保護観察付全部執行猶予者が 7,969 人（同 9.0%減）、保護観察付一部執行猶予者が 2,150 人（同 87.6%増）となっている。最後に、婦人補導院仮退院者は年々減少しており、2019 年には該当者はいなかった。このように、日本における犯罪者数の減少に伴い、保護観察開始人員もおおむね減少傾向にある。

2-5-3-1 図 保護観察開始人員・全部執行猶予者の保護観察率の推移



注 1 法務統計年報、保護統計年報及び検察統計年報による。

2 「全部執行猶予者の保護観察率」については、検察統計年報に全部執行猶予者の保護観察の有無が掲載されるようになった昭和32年以降の数値を示した。

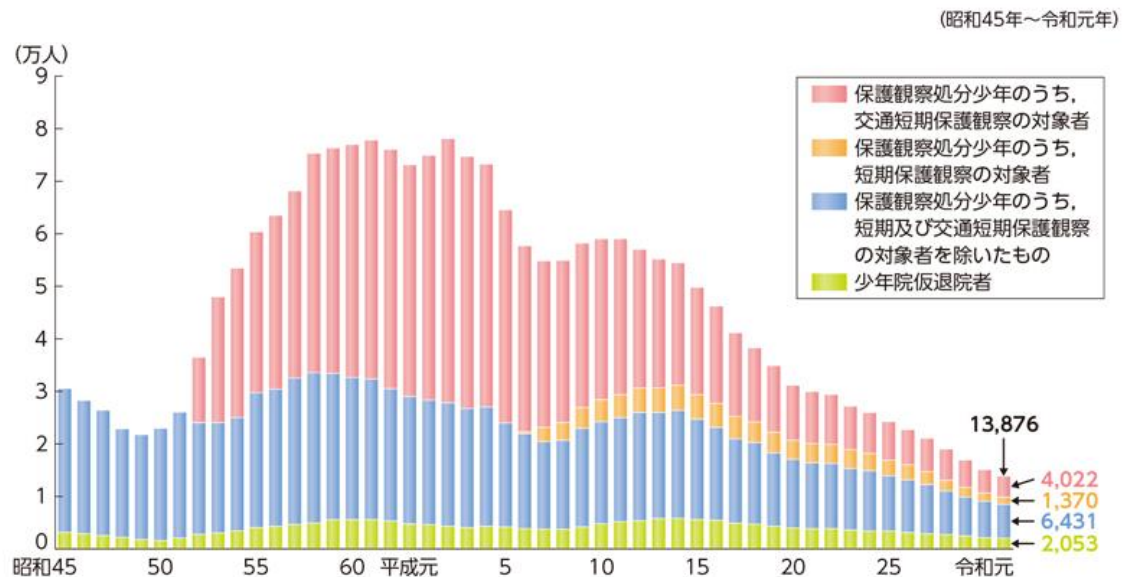
3 「仮釈放者 (一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

図 1.8 成人の保護観察開始人員の推移

(法務総合研究所『令和2年版犯罪白書』<https://www.moj.go.jp/content/001363987.pdf>

最終閲覧日 2021 年 11 月 3 日、68 頁)

3-2-5-1 図 少年の保護観察開始人員の推移



注 1 保護統計年報による。
2 「交通短期保護観察」及び「短期保護観察」については、それぞれ制度が開始された昭和52年、平成6年以降の数値を計上している。

図 1.9 少年の保護観察開始人員の推移

(法務総合研究所『令和2年版犯罪白書』<https://www.moj.go.jp/content/001363987.pdf>

最終閲覧日 2021 年 11 月 3 日、133 頁)

第3節 これまでの法務省の取組み

上述した保護司の高齢化や実人員の減少に対して、法務省もただ手をこまねいて見ていたわけではない。以下、法務省におけるこれまでの政策について概説する。

担い手確保に関しては、2004 年から法務省保護局と全国保護司連盟の連携による保護司会候補者内申委員会モデル地区事業が実施され、その成果を踏まえて 2008 年からは保護観察所長と保護司会長が共同して、保護司候補者検討協議会が設置されることとなった（図 1.10）。保護司候補者検討協議会は、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い人材から保護司の候補者を確保するとともに、保護司候補者の推薦手続きの一層の適性化を図ることを目的として、地方公共団体関係者、自治会関係者、教育関係者等から選出される。また、同年から更生保護サポートセンターの設置も進められることとなった。従来の保護司と対象者の面接は主に自宅で行われていたが、自宅に迎え入れることへの不安や家族の反対といった声が多くあったため、自宅以外の面接場所としてサポートセンターが考案されたのだ。もっとも、更生保護サポートセンターは、面接場所を提供するだけでなく、保護司をはじめとする更生保護団体などとの連携強化を図る地域における更生保護の拠点となることを期待されている。

さらに、2011 年度に法務省は「保護司活動の基盤整備に関する検討会」を設け、同 24 年

に同検討会から法務省保護局に報告書が提出された。

翌年からは、物的損壊等に対する補償制度が整備され、保護司活動に伴う物損や家族等が被った損害に対しても国が保険料を負担することにより、最大で 2000 万円まで補償されるようになった。

2013 年度からは、保護司候補者検討協議会が全ての保護司会で設置できるように措置するとともに、より柔軟な運用が可能になった。例えば、保護区内全域ではなく、小中学区を対象とした協議会の開催や、地域の事情に合わせた会議名称の使用を認めるほか、必要に応じて一保護区で複数回の開催を積極的に検討することなどが加えられた。また、組織支援保護司の配置も定められ、保護司会の運営や保護司適任者の確保について、保護司会の相談支援を専属で行う保護司を東京と大阪の保護観察所に配置することとした。さらに、保護観察等における担当保護司の複数指名の積極的な活用に努めている。また、3 月には保護司会運営上の経理処理や実費弁償金の請求、保護司会の各種会議報告の方法等を解説した手引が作成され、全国保護司会に配布された。

2014 年からは、保護司会連合会に対する支援として連合会の事務に専従する保護司の活動経費が計上されることとなった。また、10 年間更新されていなかったリクルート用パンフレット「保護司というボランティア」が刷新して配布されることとなった。保護司会の運営の留意点や保護司の地域活動の企画・運営のガイドラインも作成されることとなった。

同年 3 月には、国と保護司組織が共有すべき基本理念と行動計画を示した「保護司の安定的確保に関する基本方針」が法務省保護局と更生保護法人全国保護司連盟の共同で作成され、2016 年からは保護司活動インターンシップが開始された。保護司インターンシップとは一般の地域住民、地域の関係機関・団体に所属する人、更生保護女性会や BBS 会等の更生保護関係団体に所属する人等を対象に、保護司会が主体となって実施する地域活動等に参加し、保護司活動を体験する機会を提供するものである。

2019 年には、保護司の適任者確保策の基本事項を定めた「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を 5 年ぶりに改訂したほか（図 1.11）、同指針の重点項目を示した「10 のアクションプラン」が策定された²²（図 1.12）。保護司適任者の確保に向けた取組としては、①地方公共団体との協力関係の推進、②業界団体への働きかけ、③戦略的な広報展開が実施されている²³。さらに、令和元年には、保護司適任者の確保に関する調査研究を実施し、調査結果を取りまとめたマニュアルを作成した（図 1.13）。

²² 法務省保護局更生保護振興課「保護司の安定的確保について」『更生保護令和元年 12 月号』2021 年、7 頁

²³ 同上、7 頁

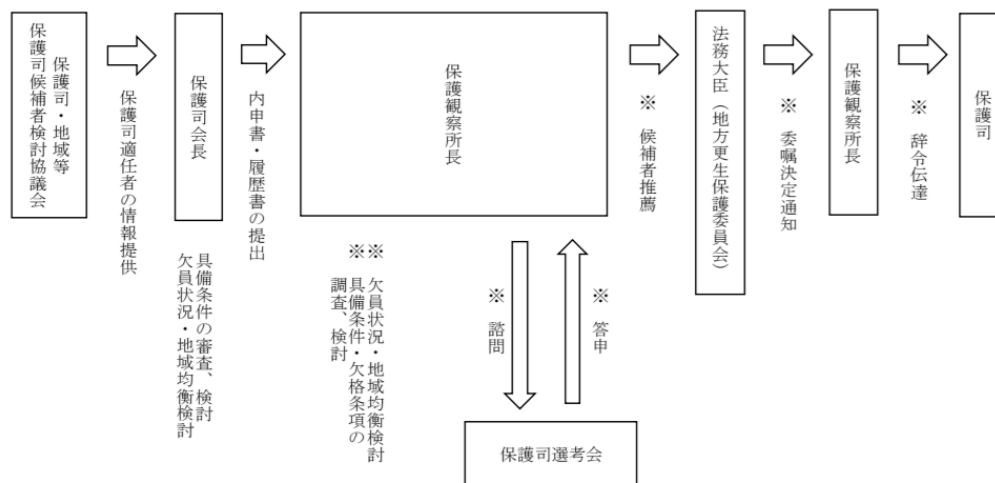


図 1.10 保護司候補者検討協議会の概要

(総務省行政評価局『『更生保護ボランティア』に関する実態調査—保護司を中心として—結果報告書 令和3年1月』、https://www.soumu.go.jp/main_content/000730483.pdf
最終閲覧日 2021 年 11 月 16 日、113 頁)

資6-90-1 保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）の概要

保護司の安定的確保に関する基本的指針【改訂版】（平成31年3月）の概要	
背景・経緯	○ 平成26年3月に法務省保護局と全国保護司連盟が共同し、「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を策定 ○ 指針策定を受け、国、保護司組織において各種の取組を推進 ○ 一方、指針策定後も保護司の減少傾向や高齢化は改善されず ○ 指針策定後の取組状況を検証し、保護司組織と共同して平成31年3月に指針を改訂
保護司の安定的確保のための主な方策	
適任者の確保	○ 保護司適任者の確保 ・ 保護司候補者検討協議会の効果的な運用や関係機関等への組織的な協力依頼 ・ 保護司適任者に関する人材情報の提供を含めた地方公共団体との協力の推進 ・ 保護司活動インターンシップの効果的な運用と実施に対する必要な支援 等 ○ 保護司活動の広報啓発 ・ 多様な媒体を活用した積極的かつ戦略的な情報発信 等
保護司の定着	○ 経験年数の少ない保護司に対する支援 ・ 更生保護サポートセンターの効果的な活用 ・ 複数担当制の積極的な活用 等 ○ 保護司の個々の事情に応じた適正な活動量及び活動内容等への配慮 ・ 就業等様々な事情に応じた活動内容の配慮 等 ○ 効果的かつ効率的な保護司活動のための取組 ・ 保護司会運営の中心となる保護司や保護観察官の育成 等
意欲の尊重	○ 保護司の活動意欲の尊重 ・ 長く保護司活動に従事した人たちの活動環境の整備についての検討 等

出典：法務省資料による。

図 1.11 保護司の安定的確保に関する基本的方針（改訂版）の概要

(法務省「令和元年版再犯防止推進白書」<https://www.moj.go.jp/content/001343104.pdf>
最終閲覧日 2021 年 11 月 14 日、107 頁)

保護司の安定的確保のための 10のアクションプラン

「保護司の安定的確保に関する基本的指針」（平成31年3月）の着実な実施に向けて、国及び保護司組織は以下の取組を重点的に推進します。

- 保護司のなり手を安定的に確保するために
 - 1 「保護司候補者検討協議会」や「保護司活動インターンシップ」を積極的に運用し、好事例を共有するなどしてその実効性を高めます。
 - 2 地方公共団体職員の保護司への就任や保護司適任者に関する人材情報が得られるよう、地方公共団体との連携を一層強化します。
 - 3 保護司として必要な人材の年齢層や職種に応じた戦略的な広報に努めます。
- やりがいを感じ、長く、活発に続けられるために
 - 4 更生保護サポートセンターを有効に活用し、経験年数の少ない保護司への支援や保護司の研さん活動のための環境を整えます。
 - 5 保護司活動に係る不安や悩みについて、保護観察官に気軽に相談でき、保護観察官からきめ細かな助言等を得られる環境を整えます。
 - 6 保護司の個々の事情にできる限り配慮し、保護司研修の夜間・休日実施や、保護司活動に対する職場の理解を得るための取組について検討します。
 - 7 長く保護司活動に従事した人たちが退任時期について不公平感を抱かない仕組みや、退任後も誇りを持って活動できるような環境を整備することについて検討します。
- 保護司活動を効果的かつ効率的に行うために
 - 8 保護司会において、その運営に携わる保護司を育成し、また、犯罪予防活動等の組織活動により多くの保護司が関与できるよう配慮します。
 - 9 できるだけ多くの保護司に事件担当を経験してもらえよう配慮するとともに、保護司会に対し適切な支援を行うことができる保護観察官の育成や、保護司会の経理処理の合理化のために必要な措置を講じます。
 - 10 更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の更生保護関係者により一層一体的な活動を展開します。

図 1.12 保護司の安定的確保のための 10 のアクションプラン
(法務省保護局更生保護振興課「保護司の安定的確保について」『更生保護』第 70 巻第 12 号、令和元年 12 月、7 頁)

資6-90-2 「保護司の安定的な確保」のためのマニュアルの概要

「保護司の安定的な確保」のためのマニュアル

法務省において、民間のコンサルティング会社と連携し、保護司会が保護司の適任者を安定的に確保するための効果的な方法をまとめたもの。

主な内容	1 保護司会からのヒアリングや国民へのアンケート調査の結果から、保護司の担い手の探し方や広報の仕方を紹介するとともに、保護司確保に向けた効果的な活動のためのヒントを紹介している。		
	2 保護司になれる人の特徴を次の4つに分類し、その特徴に応じた効果的なアプローチ方法を示している。		
	(1) 今すぐ保護司になれる人 保護司になるための方法を明確にして、 自ら手を挙げやすいように働き掛ける ことが効果的。例えば、他のボランティア活動や地域活動を通じた働き掛けが有効である。	(2) 一部の活動であれば保護司になれる人 一部の活動（処遇活動／研修や会合への参加／街頭や小中学校での広報活動）を希望しているため、 活動のバランスについて相談できること をアピールすると効果的	
	(3) ためらう理由が解消されると保護司になれる人 処遇活動を複数担当制で行ったり、経験年数が少ない保護司が相談しやすいような環境を作ったりと、 支援体制を手厚くすること が効果的	(4) 将来的に保護司になれる人 仕事と両立できるよう 一部の活動に比重を置いた保護司活動 を認める、 活動時間を選択 できるようにすることが効果的	
活用方法	保護司会の困りごとを整理 マニュアルの該当部分を読む 今後の計画について話し合う 		
	どのような方法で保護司になれる人に呼び掛けをしづらいか分からない... 困っていることに関係する部分を読む。 保護司会等で今後の方針等を話し合ってみる。 ※マニュアルの参考様式を活用する。		

出典：法務省資料による。

図 1.13 「保護司の安定的な確保」のためのマニュアルの概要
(法務省「令和元年版再犯防止推進白書」<https://www.moj.go.jp/content/001343104.pdf>
最終閲覧日 2021 年 11 月 14 日、107 頁)

さらに 2021 度には、ICT（情報通信技術）を活用した保護司活動の支援として、現状では手書きかつ郵送の紙ベースで行われている経過報告書等をウェブ上で行えることとし、全国保護司連合会等にタブレット端末及び Wi-fi 端末を整備し貸し出すこと、さらに保護司専用のホームページを開設することが打ち出されている。また、総務省行政評価局による実態調査に基づいて「複数指名の活用の促進」、「自宅以外の面接場所の確保の推進」、「情報技術が利用できる環境の整備、研修の実施」、「保護司候補者検討協議会の効果的な開催のための情報提供」、「市町村等への協力要請の推進」が勧告された²⁴。さらに、保護司の特例再任として、本人が希望すれば、78 歳になる前日まで保護司に再任されることが可能となった。ちなみに、このように審議などを経ずに一省庁が通達で上限年齢を決めることは珍しい。

こうした取組の成果はどれほどあるのだろうか。例えば、複数指名の活用については、平成 24 年提言において実施が示唆され、翌年の通知によって、「保護司が希望する場合には、複数指名を不相当とする特段の事情がない限り、複数指名を積極的に検討すること」などが示された。しかし、令和 3 年の調査では、複数指名での担当実績がない保護司が 83.1%となっている²⁵。また、保護司候補者検討協議会においては、平成 29 年度以降開催している保護司会は 33.5%にすぎない²⁶。このように、政策立案と現場には少なからず乖離があることが見受けられる。

²⁴ 法務省保護局更生保護振興課、前掲註（13）、15 頁

²⁵ 総務省行政評価局、前掲註（10）、37-40 頁

²⁶ 同上、118 頁

第2章 既存研究と本論文の分析視座

第1節 これまでの研究

このような保護司の担い手確保は、これまでの研究でどのように論じられてきたのだろうか。どのような問題点が指摘されてきたのかも含め、保護司を対象とした既存研究を踏まえておく必要がある。以下では、保護司を対象とした既存研究をレビューし、既存研究に対する筆者の見解を示す。

そもそも、保護司が対象とする保護観察対象者の意識や保護観察官と保護司の役割分担に関する研究は重厚である一方で、保護司自身の取り組みや意識に着目した研究は未だ希薄である。その理由は、第一に、更生保護の主体は第一に対象者自身であって、保護司はあくまでも支援者の立場であり、対象者を起点とした研究がはるかに多いということ。第二に、保護司制度は明治時代の民間人の活動を嚆矢として誕生し、現在に至るまで一般の民間人に支えられている活動であり、その実態は研究からトップダウン型で施行されたのではなく実務からボトムアップ型で法制度が完備されていったものであるため、アカデミアとは切り離された現場で発展していったものであるということ。第三に、保護司が5年連続で減少したのは2014年のことであり、担い手の減少が危機感をもって捉えられたのは近年のことであると思われること、が考えられる。

保護司を対象とする研究は、大分して、①制度解説等の論説や理論的研究、②保護司個人の経験に基づいた実践的研究、③実証調査による現状分析と課題提起という3種類に分けられる。

①の中で、保護司を対象としているものとしては、松本(1985)、鈴木(1985)、久保(2011)、高橋(2013)が挙げられる。

松本(1985)²⁷は、保護観察官と保護司の協働態勢の在り方について論じており、強制的措置のみにその役割を発揮する主任官とフィールドワーカーである担当保護司との関係を、家庭教育における子女に対する父と母にたとえる厳父慈母論から、保護観察官と保護司の特性機能の異なる2人のワーカーが共に対象者とケースワーク関係をもち協同して処遇するという協同治療論へと議論が推移していったことを、先行研究を引きながら紹介している。さらに、その実践が「保護観察事件数の増大とともに、薬物乱用事犯者、暴力組織関係者、若年対象者など処遇困難者が増加し、他方、国の厳しい行財政事情を反映して保護観察官の大幅増員は期待できず、しかも社会構造の変化により、適任保護司を得ることが困難になってきていることがうかがわれる²⁸」と指摘している。そして、保護司の選定に当たって

²⁷ 松本勝「保護観察における保護観察官と保護司の協働態勢について」『犯罪と非行』第66号、1985年

²⁸ 同上、53頁

配慮される事項は、「①距離が近い、②熱意がある、③受容的である、④ワーカーとして優れている、⑤家庭事情に詳しい、⑥親をケアする調整能力がある、⑦活動力がある、⑧保護者の機能に期待、⑨ケース担当経験が豊富、⑩指導力・説得力がある、⑪情報収集、報告能力がある、⑫社会資源に通じている²⁹⁾」であることを引用している。

鈴木（1985）³⁰⁾は、保護司の任用、選任手続き、保護司制度に関する地域性と民間性の問題や民間参加の功罪などについて論じている。そして、保護司の具備要件の解釈として、①過去からの連続性、一貫性のある人格及び行動、②自らこの活動に参加してみようという情意と、自己の生活の中からこの活動に必要な時間を提供しようとする意志と実現可能な条件を所有しているという時間的余裕、③金銭面だけの問題ではなく、心的・物的な生活条件に安定性があり余裕があること、④単に病気ではないという消極的な意味に留まらず、保護司に課された諸活動を遂行する能力を有するという心身両面の健康、が挙げられることを指摘している³¹⁾。

上記2つの研究は、課題意識が明確であり、包括的に論じられているものの、実際の保護司の声などが反映されていないため、理論的な検討にとどまっている可能性がある。また、なぜ適任保護司を得ることが困難になっているかのメカニズムも明らかでない。さらに、時代が古いため、現場保護司の認識やそこに求められる価値が変容している可能性がある。

次に、久保（2011）は人口減少社会における持続可能な更生保護制度について論じ、人口減少・高齢化が保護観察を受ける者、処遇に携わる者の双方に影響を与えることを指摘し、従来の保護観察の処遇や処遇体制について見直しが必要となる可能性があることを指摘している。しかし、後述するように高齢化や人口減少の速度と保護司の充足率低下の速度は一致しておらず、それだけでは保護司の担い手不足の要因を説明することが困難であるように思われる。

さらに、高橋（2013）³²⁾は、保護司の担い手不足について主題化し、1950年代から70年代の議論の再検討を通じて、保護司に保護観察官の量的不足を補う「篤志家」の役割が期待され、そうした役割期待が保護司の「名望家」的性格を規定し、担い手を地域社会の一定層に偏らせた要因ことを明らかにしている。そして、保護司には、適任者とされる者に一定の傾向があり、①地域住民が等しく認める人望の厚さ、②その地域の文化や風俗習慣の共有、③対象少年や家族に対するインフォーマルな統制力、などが期待され、「公的な選考と承認」

²⁹⁾ 高橋和雄「保護観察事例の実証的研究—保護観察実施過程における諸問題と処遇のあり方について」『法務研究報告書』第65集第1号、1977年、25頁

³⁰⁾ 鈴木、前掲註（5）

³¹⁾ 鈴木、前掲註（5）、43-47頁

³²⁾ 高橋有紀「1950年代から1970年代の更生保護制度における『官民協働』論の変容と継続：保護司への役割期待の本質」『犯罪社会学研究』第38号、2013年

が必要とされたことが指摘されている³³。役割期待が保護司の担い手層を限定したという指摘は示唆に富むものであるが、担い手の要件はやや不明確であり、また、現場の声との乖離については言及がなされていない。

②の中で、保護司の担い手に関する問題提起を行ったものとしては、管見の限りでは非常に少なく、長谷川（2008）、岡邊（2018）が挙げられる。

長谷川（2008）³⁴は、東京都特別区のS区（都市部）に注目し、保護司や保護司組織がいかに仮出所者の増加や都市化の進行、地域社会の連帯感の希薄化に対応するかを検討している。S区保護司会会長、分区長、研修部長、最年少保護司、顕著な実践がある保護司、2つの更生保護施設の施設長にヒアリングを行い、どの保護司も人から勧められて保護司になっていることなどを明らかにしている³⁵。また、幅広い年齢層を保護司に迎えるために、地域の関係団体が集まってそれぞれのネットワーク上の有力な人材を推薦する「S区保護司を推薦する会」が結成され、平成20年9月から実施されていることを紹介している³⁶。これは、S区に特化した研究であり、現場の声が丹念に検討されているものの、扱われている事例は東京都特別区であり、本稿とは事例が異なる。さらに、担い手不足の認識を主題化しているわけではないため、担い手確保が難しくなった原因などの分析は十分になされていない。

岡邊（2018）³⁷は、立ち直りにおいて保護司の地域性がどのように作用したのかをインタビュー調査によって検討している。ある地方都市（西日本）の保護観察所・保護司会の協力を得て、保護司6名にインタビューを実施し、保護司の持つ地域性のポジティブな側面として地域のつながりに基づく保護司の参入などを挙げる一方で、ネガティブな側面として面識のある対象者にあたることの問題性などを指摘している。これは、保護司の地域性に着目した点で興味深いが、保護司の担い手不足確保とは異なる視座に立っているため、担い手確保が難しくなった原因などの分析はなされていない。

③の中で、保護司の担い手に関する問題提起を行ったものとしては、西川ほか（2005）、法務省保護局ほか（2019）が挙げられる。西川ほか（2005）³⁸は無作為に抽出された全国の保護司に対する郵送調査（n=2,260）に基づき、①保護観察処遇に関すること、②地域社会とのつながりに関すること、③犯罪被害者に関すること、④新任保護司の確保に関すること

³³ 同上、148頁

³⁴ 長谷川洋昭「都市部における更生保護活動の現況～東京特別区部の保護司活動から～」『田園調布学園大学紀要』第3号、2008年

³⁵ 同上、90-91頁

³⁶ 同上、94頁

³⁷ 岡邊、前掲註（14）

³⁸ 西川正和、寺戸亮二、大場玲子、押切久遠、小國万里子「保護司の実態と意識に関する調査」法務総合研究所『研究部報告』第26号

の4点について重点的に調査・分析している。新任保護司の確保に関する知見としては、保護司を務める上で重要な要素として、「秘密保持」を挙げる者が最も多く、次いで、「健康（活動力）」、「熱意」、「社会的信望」、「時間的余裕」を挙げる者が多いのに対して、「専門的知識」、「経済的余裕」、「協調性」、「地域への精通」を挙げる者は比較的少なかった³⁹。また、保護司経験年数が長いほど「社会的信望」「家族の協力」の選択率が高く、経験年数が短いほど「熱意」「優しさ」の選択率が高い⁴⁰。さらに、新しく保護司になってもらうため、又は保護司を続けてもらうために大切だと考える方策については、「保護観察官による処遇指導の充実」、「研修の充実」、「保護司同士による処遇協議・情報交換の充実」など、処遇活動を充実させるための方策が大切であるとする者が多い⁴¹。新任保護司確保のための効果的方法については、「各保護司が個人的なつながりを活かす」（48.6%）、「保護司の役割についてもっと広報し、世間に知ってもらう」（45.0%）、「自治体（市町村）に働き掛けを行う」（32.9%）の順で多く、「広報誌やマスコミを通じて公募を行う」は少なかった⁴²。

法務省保護局ほか(2019)⁴³は、地区保護司会長(n=886)、委嘱後6年未満の保護司(n=100)、有職の保護司(n=100)、定年による退任予定時期まで1年未満の保護司(n=100)に対するアンケート調査を行い、保護司活動の現状と意識についてまとめている。担い手に関する知見としては、「保護司個人の人脉を生かして適任者を確保する方法が、以前（10年ほど前）に比べて困難になったか」という質問に対しては「困難になった」、「どちらかといえば困難になった」と回答した地区会長が63.1%にのぼる⁴⁴。また、「今後、保護司を安定的に確保していくために、特にどういった方に保護司になってもらうよう働き掛けたほうがよいか（3つまで）」については、地区会長の60.7%が「地方公共団体の職員」、52.6%が「比較的若い年齢層」を選択した⁴⁵。

こうした量的研究は、全国的な大規模な調査であり、他の研究においても広く引用されるものであるが、一保護区を詳細に見ているわけではないため、全体の傾向を捉えるものとしては優れたものである一方で、各地域や保護区の特異性を拾い上げることが出来ず、メカニズムの中で見落としがある可能性がある。また、保護司の活動実態と認識に関する現状については詳細な調査がなされている一方で、なぜ保護司の担い手確保が難しくなっているのかといった要因については詳細な検討がなされていない。

³⁹ 同上、62-63 頁

⁴⁰ 同上、64 頁

⁴¹ 同上、71 頁

⁴² 同上、76-77 頁

⁴³ 法務省保護局・更生保護法人全国保護司連盟『『保護司制度に関するアンケート』結果について（抜粋版）平成30年12月』、2018年

⁴⁴ 同上、2 頁

⁴⁵ 同上、6 頁

以上のように、保護司の担い手に関するこれまでの研究は、1980年代から保護司の担い手不足について警鐘を鳴らしてきたものの、保護司自身の担い手不足に関する認識の研究は見当たらず、データ上の課題意識と現場の課題意識に乖離がある可能性がある。

したがって、担い手の確保については、全国的な統計を基に短絡的に一律に定員充足率の低下を課題とするのではなく、特定地域の地理的特徴や社会情勢に沿ってその認識と要因を捉える必要がある。

第2節 本論文の分析視座

そこで、本論文は、保護司自身が担い手に関してどう考えており、その要因は何であるのかを明らかにすることを目指す。また、保護司の担い手の要件に関して、保護司自身の視点から捉え直してみたい。

本論文は、担い手に関する課題を捉えるにあたって、現職保護司の視点に軸足を置いているため、事例を通じて経験的に考察する。

事例研究とは、特定の個人や集団を1つのサンプルとして取り上げ、そのサンプルについて詳細な資料を収集して、そのサンプルの特徴や構造について総合的に分析・検討し、それによって知見を得ることである。佐藤（2003）は「さまざまな現実的制約から『事例』という手法しかとることができない⁴⁶」場合、ないし「ある特定の問題状況の深い理解が必要とされる場合⁴⁷」に事例研究が優位性を持つと述べている。本稿は、保護司の認識について捉えようとするものであるが、個々人の認識について掘り下げるには、個別の事例から多くのことを観察できる事例研究という方法が有用であると考えられる。

また、本稿では比較研究という方法に依拠する。比較研究とは、二つあるいはそれ以上の事項について比較し、共通点や相違点を探る中で、理論構築を志向する研究手法である。比較研究は、かねてより歴史学や社会学、政治学などにおける主要な分析方法として用いられてきた。社会科学において比較研究を導入する理由は、自然科学のような変数の統制が不可能である社会現象において、自然科学の状況にもっとも近づく効果をもたらすためである⁴⁸。さらに、社会政策における比較研究は、類似点と相違点を把握することで法則性を解釈できる点、研究範囲を明確にできる点、政策選択の範囲を広げることが出来る点、資料の限界を克服して研究目的を達成することができる点において優れているとされる⁴⁹。したがって、

⁴⁶ 佐藤仁「開発研究における事例分析の意義と特徴」『国際開発研究』Vol.12、No.1、2003年、13頁

⁴⁷ 同上、13頁

⁴⁸ 朴光駿「社会政策における比較研究の発展」『社会福祉学部論集』第3号、2007年、75頁

⁴⁹ 同上、77-78頁

本稿では、保護司の実態や認識を比較することで、より普遍的な政策提言を目指すために、比較研究の手法を採用した。

第3節 問いと仮説

本節では、本論文の論点を明示することを目的に、これまでの調査の蓄積と発見を簡潔に述べ、そこから導出された本論文の問いおよびその問いに対する仮説を提示する。

前章にて、日本の保護観察制度は民間人に公務員という肩書を付しつつも、その民間性や地域性を生かして処遇をさせるという特殊性があることを示した。また、保護司はボランティアでありながら、町のゴミ拾いや、小学生の登下校の見守りといった活動のように参加と活動の任意性と自由度があるわけではなく、その業務と身分は法定されていることを説明した。そして、このような民間人の貢献心に依存して成り立ってきた制度が、近年、高齢化、人員の減少といった問題を抱えていると指摘されていることを概説した。

たしかに、全国的に見れば、実人員は減少傾向にあるし、高齢化は確実に進んでいる。しかし、先行研究で示されたのはあくまでもデータ上での省庁・研究者レベルの課題意識であって、現場レベルの課題意識がどのようになっているかは明らかではない。したがって、データ上での課題意識と現場レベルの課題意識は乖離している可能性がある。また、保護観察開始人員は平成に入って以降減少の一途を辿っている。それゆえに、保護観察対象者数に対して保護司数が充足しているかという実態も、保護司会においてどこまで「担い手確保」が危機感を持って捉えられているかも明らかではない。

そこで本論文は、ボランティア精神に基づく保護司制度は今後維持できるのか、という大きな問いに答えるために、以下の問いを検証する。

保護司の確保について現場ではどのように認識され、その原因は何か

これを明らかにすることで、データ上の課題意識と現場での課題意識の乖離を埋めるとともに、保護司の担い手確保に関する今後の示唆が得られると考えられる。

この問いに対して、先行研究では以下の通り対抗仮説を提示するが、これらの対抗仮説は現実を十分に説明できていない。例えば、まず、保護司の担い手確保に難しさを感じていないとすれば、その理由は人口の高齢化による潜在的な候補者が拡大することである。久保（2011）は「高齢人口が相対的に多くなれば、保護司の潜在的な候補者が（実数では減少することも考えられるが、相対的には）増加する可能性がある。また…日本人の平均年齢の伸びを考慮すると…これまで以上に活動的な退職者が増加することが予想される…ボランテ

ィア活動の広がりには保護司の潜在的な候補者の拡大につながるものと思われる⁵⁰」と述べている。しかし、この仮説をもう少し深く検討してみると、この仮説では現状を完全に説明できないことがわかる。そもそも、第 1 節で示したように、高齢化が進行しているのに加えて、保護司実人員は減少傾向にある。例えば、平成 28 年と令和 3 年を比較すると、高齢人口は+5.17%であるのに対して、保護司実人員は-3.5%となっている。したがって、高齢化が進んでも実人員が減少していることから、高齢化は必ずしも保護司の拡大に繋がらず、担い手確保には高齢化以外の要因があると考えられる。

一方で、保護司の担い手確保に難しさを感じているとすれば、それは候補者側（声を掛けられる側）の要因と、保護司会側の要因（声を掛ける側）の要因に分けられよう。候補者側の要因としては、大きく分けて三つの要因が考えうる。

第一に人口減少である。久保（2011）は「人口の減少は、保護司の潜在的な候補者が少なくなることを意味しており、保護司適任者の確保が困難になることが予想される⁵¹」と述べている。たしかに、これは一見妥当のように思える。しかし、平成 28 年と令和 3 年を比較すると、人口は-1.43%であるのに対して、保護司の実人員は-3.5%となっており、人口減少よりも早い速度で減少していることが分かる。したがって、人口も保護司の担い手確保が困難になっている要因の一つであることは否定できないが、人口減少のみで説明することはできない。

第二に、社会奉仕の精神が減少していることが挙げられる。昭和 58 年の保護司代表者協議会においては、「物質万能の考え方が強まり、金銭的利益と結び付かない事柄が軽視される傾向が強まっていること」、「社会浄化のためとはいえ、無給無報酬で奉仕しようとするような人間が最近少なくなっていること」など指摘されている。このことから、社会奉仕の精神とは、無給で社会に貢献する意識のことであると理解できる。しかし、近年、ボランティア活動に関心のある人は増加傾向にある。内閣府の調査によると、2013 年度にボランティア活動に「関心がある」と回答した人は 58.3%⁵²であったが、2015 年度にボランティア活動に「とても関心がある」、「少し関心がある」とした人は 59.6%⁵³となり、ボランティア活動に対する関心が高まっていることが分かる。また、総務省統計局によると、「ボランテ

⁵⁰ 久保、前掲註（3）、72 頁

⁵¹ 同上、70 頁

⁵² 内閣府『平成 25 年度 市民の社会貢献に関する実態調査 報告書 平成 26 年 1 月』、2014 年、(https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h25_shimin_chousa_all.pdf)（最終閲覧日 2021 年 11 月 17 日）、概要 3

⁵³ 内閣府「平成 27 年度 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査 報告書 平成 28 年 3 月」、2016 年 (https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h27_houjin_shimin_chousa_all.pdf)（最終閲覧日 2021 年 11 月 17 日）、68 頁

ィア行動率が最も高いのが 40～44 歳の 32.2%、次が 45～49 歳の 31.4%となっており…次が 70～74 歳で、65～69 歳が続く⁵⁴」ことが明らかにされている。したがって、ボランティアの意欲のある高齢者は今後増加する見込みがあり、社会奉仕の精神が減少しているという仮説は妥当ではないと思われる。

第三に、更生保護に対するマイナスイメージである。2009 年度内閣府実施の「基本的法制度に関する世論調査」によると、更生保護は「生活する地域の安全・安心につながる活動だと思うか」という問いに対して、そう思う人が 66.2%（うち、「そう思う」が 29.6%、「どちらかといえばそう思う」が 36.6%）であり、そう思わない人が 21.7%（うち、「どちらかといえばそう思わない」が 14.2%、「そう思わない」が 7.5%）であった⁵⁵。また、「犯罪をした人の立ち直りを支援し、再犯を防止する更生保護活動に協力したい気持ちはあるか」という問いに対しては、ある人が 41.7%（うち、「ある」が 11.9%、「どちらかといえばある」が 29.8%）、ない人が 51.1%（うち、「どちらかといえばない」が 28.3%、「ない」が 22.8%）という回答内訳となった⁵⁶。2014 年度の同調査と比較すると、前段の問いに対してそう思う人は 68.3%（うち、「そう思う」が 29.9%、「どちらかといえばそう思う」が 38.4%）、そう思わない人は 21.8%（うち、「どちらかといえばそう思わない」が 14.3%、「そう思わない」が 7.5%）であり、後段の問いに対してある人はある人が 38.9%（うち、「ある」が 10.1%、「どちらかといえばある」が 28.8%）、ない人が 53.8%（うち、「どちらかといえばない」が 29.5%、「ない」が 24.3%）となっている⁵⁷。2014 年以降は同項目の質問は世論調査に含まれていないが、上記の結果を比べる限り、2009 年と 2014 年で大きな変化はなく、更生保護に対しては理解を示す人が 4 割程度いる一方で、反対する人も半数近くいるという、賛否の分かれる状況であることがわかる。もっとも、この事実だけをもって、保護司の担い手確保が難しいことを説明するのは難しい。たとえ反対する人が一定数存在しようと、更生保護に理解を示す人が保護司となることで担い手が確保される可能性は大いにあるからである。しかしここで、保護司会がこうした理解を示す人々にアプローチできているのか、については検証の余地があろう。

このように、候補者側の社会奉仕の精神が減退せず、人口減少が大きく関わっておらず、

⁵⁴ 総務省統計局『平成 28 年度社会生活基本調査—生活行動に関する結果—結果の概要 平成 29 年 7 月 14 日』、2017 年

(<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/gaiyou.pdf>)（最終閲覧日 2011 年 11 月 17 日）、5 頁

⁵⁵ 内閣府「基本的法制度に関する世論調査」、2009 年 (<https://survey.gov-online.go.jp/h21/h21-houseido/2-4.html>)（最終閲覧日 2022 年 1 月 17 日）

⁵⁶ 同上、（最終閲覧日 2022 年 1 月 17 日）

⁵⁷ 内閣府「平成 26 年度 基本的法制度に関する世論調査」、2014 年 (<https://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-houseido/2-3.html>)（最終閲覧日 2022 年 1 月 17 日）

一定数の人が更生保護に理解を示しているのであれば、保護司の担い手確保の困難はむしろ保護司の側にその要因が求められるべきであろう。保護司の側の要因としては、地域の繋がりが希薄化していることが挙げられる。西川ほか（2005）によると、「地域社会の変化として、連帯意識が希薄化したことを挙げる保護司が多かった⁵⁸」ことが明らかにされている。同研究によると、地域社会の変化として、地域の連帯意識の希薄化や少子高齢化等が挙げられているが、具体的に地域の連帯意識というのが何を意味するのかについては必ずしも明らかではない。昭和 58 年の保護司代表者協議会においても、保護司候補者の発掘選考に際し支障となっている具体的事項として、「マイホーム主義、自己本位の風潮が先行し、地域の連帯感が希薄化しており、地域社会に対する愛着や責任感が失われてきていること⁵⁹」が挙げられ、地域の連帯感に関する言及は見られるが、その意味するところは明らかではない。

では、上述した問いに対し、本論文はどのようにアプローチすべきか。本稿では、保護司会が他薦制度を基本とする閉鎖的なコミュニティであることに着目する。そもそも保護司は大々的に公募されることはなく、原則口コミで候補者が選定される。そして、保護司候補者が法務大臣から保護司として委嘱されるためには、現職保護司の推薦が必要である。すなわち、保護司との繋がりがないと保護司となることは難しい。このような制度を鑑みれば、「地域の連帯感の希薄化」とは、すなわち「人脈の希薄化」であると言えよう。さらに、現職保護司は高齢化してきているために、おのずとその口コミの範囲もまた高齢化し、限定的になるだろう。そのため、保護司会の側が特に若手の更生保護に理解を示す人にアプローチする機会も少なくなってしまうと考えられる。

そこで、本論文の仮説は次の通りである。

保護司の担い手確保については難しいという認識がある。その理由は、保護司の持つ人脈が高齢化し、その範囲が狭くなっていることで、保護司の担い手に求められる「保護司の人脈内でお墨付きを得た」人格や責任感があるといった要件を満たす人との接触が減少しているためである。

なお、本稿の分析は、上記の仮説の検証を中心とするものの、現在保護司を担う人はどのような人なのか、また新たな保護司の担い手に求められる要件は何か、についての探索的な検証も同時に行う。

第 4 節 事例選択

全国 886 ある保護区の中で、本論文が A 県を事例に取り上げる理由は、次に示す通りで

⁵⁸ 西川ほか、前掲註（38）、48-49 頁

⁵⁹ 鈴木、前掲註（5）、50 頁

ある。第一に、A 県は都市部にあたることである。都市部において特に保護司の担い手を確保することが困難になっていることは、上述の通りである。したがって、都市部における保護司の担い手確保メカニズムを探ることがより重要であると考えた。本稿において「都市部」とは、総務省統計局が国勢調査の統計表で用いている地域区分、「大都市圏」の「中心市」を指すものと解する。令和 2 年における大都市圏とその「中心市」は以下である。〈札幌大都市圏：札幌市〉、〈仙台大都市圏：仙台市〉、〈関東大都市圏：さいたま市、千葉市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、相模原市〉、〈新潟大都市圏：新潟市〉、〈静岡・浜松大都市圏：静岡市、浜松市〉、〈中京大都市圏：名古屋市〉、〈近畿大都市圏：京都市、大阪市、堺市、〉、〈岡山大都市圏：岡山市〉、〈広島大都市圏：広島市〉、〈北九州・福岡大都市圏：北九州市、福岡市〉、〈熊本大都市圏：熊本市〉の 11 大都市圏と 20 市 1 区部が挙げられている。先行研究では、「人口規模が大きくなるほど、保護司就任依頼が難しくなることがうかがわれる⁶⁰」ことが指摘されており、都市部中心市の中でも人口規模の大きいところに着目する必要がある。第二に、A 県は管見の限り、先行研究で扱われたことがない地域であることである。東京都特別区では、先進的な取り組みがあり、先行研究も比較的豊富である一方で、A 県に特化した研究はない。学会誌『更生保護学研究』において A 県を扱ったものはなく、雑誌『更生保護』においても、2000 年から 2020 年の間で、A 県の保護司・保護司会が寄稿したものはわずか 10 件弱にすぎない。第三に、犯罪率において特異な数値がないことである。刑法犯全体の認知件数や刑法犯検挙率が高い地域は、一般に治安が悪いと考えられる。治安が悪いということは、保護司を確保する緊急性も高く、保護司界限で担い手確保により危機感を持ちやすいため、担い手確保が困難になりづらい可能性がある。したがって、治安が悪いと思われる要素を勘案し、中心市の中で人口が多く、先行研究が乏しく、特異な数値のない A 県を選定するに至った。

A 県の中で X 区と Y 区を選択した理由は、保護司定数が近く、充足状況が正反対だからである。X 区の保護司定数は 72 名で、長きにわたって大きな定数不足とはなっていない一方で、Y 区の保護司定数は 75 名で、長きにわたって大きな定数不足となっている。したがって、比較分析に適した地区であると考え、選定に至った。二区の詳細については、第 3 章で説明する。

⁶⁰ 西川ほか、前掲註 (38)、75 頁

第3章 調査方法

第1節 調査の実施概要

本稿で用いるのは、筆者が2021年に実施したインタビュー調査ならびにアンケート調査によって得られたデータである。

以下、インタビュー調査の実施概要について述べる。

(1) 調査の方法

まず、保護司の活動状況等を探るためのインタビュー調査（第1調査）を行い、これを踏まえて記名（ただし任意）によるアンケート調査（第2調査）を実施し、その内容を踏まえてさらに具体的な認識や実態を探るためのインタビュー調査（第3調査）を行った。

調査の実施にあたっては、筆者の研究内容や今回の調査の趣旨について説明した上で録音・記録の許可を得た。また、録音・記録したデータについては、個人が特定されないことがないようプライバシーを保護した上で研究に使用することの承諾を得ている。

第3調査にあたっては、録音した会話の逐語録を作成し、逐語化したデータ全てを分析対象とした。

(ア) インタビュー調査（第1調査）

はじめに、アンケート調査の項目作成の参考にするため、令和3年5月中旬から8月上旬にかけて、電話、Zoom、メールを用いて合計2人の保護司に対し、個別のインタビュー調査（聞き取り調査）を行った。インタビュー調査は約30分で終了した。また、インタビューとは異なるが、神戸保護観察所の観察官の方に質問をいくつか送付し、メールにて回答を得た。

表3.1 第1調査対象者の属性

	所属	保護司歴	年代	性別	職業	調査実施日
Aさん	X区	31年	70代	男性	自営業・自由業	2021年5月20日、 6月28日、7月11 日、10月16日
Bさん	東京都A区	6年	60代	男性	団体職員	2021年8月6日

(イ) アンケート調査（第2調査）

次に、インタビュー調査の結果を参考に、アンケート調査のための調査票を確定させ、令和3年9月中旬にA県X区とY区の保護司125人に対し、FAXによる調査を行った。具体的には、会長のご協力をいただき、サポートセンター設置の電話にFAXし、そこから保護

司会員へ一斉送信していただいた。回答期限は 1 カ月と設定し、同年 10 月 17 日に郵送をもって回収した。回答者の数は 84 名（回答率 67.2%）であった。回答期限を 1 カ月と設定したのは、保護司会の会合内で告知していただくとともに、回答用紙を回収できるようにするためである。詳細については次章で述べる。

（ウ） インタビュー調査（第 3 調査）

最後に、アンケート調査の結果を参考に、インタビュー調査のためのインタビュー項目を確定させ、令和 3 年 10 月下旬に X 区と Y 区の保護司会長、副会長等合計 8 人に合同のインタビュー調査（聞き取り調査）を行った。なお、A さんだけは時間の都合上、途中退室されたため、別の時間帯に個別にインタビュー調査を行った。調査対象者の属性を以下に示す（表 3.2）。インタビュー調査は、X 区と Y 区のサポートセンターにて行い、約 1 時間で終了した。

表 3.2 第 3 調査対象者の属性（保護司）

	所属	保護司歴	年代	性別	職業	調査実施日
C さん	Y 区	11 年	60 代	男性	定年退職 (元経営者・役員)	2021 年 10 月 22 日
D さん	Y 区	25 歳	60 代	女性	定年退職（元教員）	
E さん	Y 区	6 年	60 代	女性	無職	
F さん	X 区	21 年	70 代	男性	経営者・役員	2021 年 10 月 25 日
G さん	X 区	15 年	70 代	女性	経営者・役員	
X さん	X 区	26 年	70 代	男性	宗教家	
I さん	X 区	20 年	70 代	男性	宗教家	
J さん	X 区	20 年	60 代	男性	定年退職（元教員）	
A さん	X 区	31 年	70 代	男性	自営業・自由業	

さらに、アンケート調査の結果を参考に、令和 3 年 10 月中旬と下旬に、Y 区の更生保護女性会の会長と Y 区の BBS 会の会長にもインタビュー調査（聞き取り調査）を行った。インタビュー調査は、電話と対面で行い、約 25 分～50 分程度であった。X 区の更生保護女性会からは協力が得られず、また X 区には BBS 会の存在が確認できなかったことから、X 区での調査は行っていない。

表 3.3 第 3 調査対象者の属性（保護司以外）

	所属	年代	性別	職業	調査実施日
Y さん	Y 区更生保護女性会	60 代	女性	専業主婦	2021 年 10 月 12 日
L さん	Y 区 BBS 会	30 代	男性	会社員	2021 年 10 月 23 日

（２）調査項目

（ア）インタビュー調査（第１調査）

一度目のインタビュー調査の調査では、保護司に対しては、「保護司になったきっかけ」、「保護司活動を通して感じたこと」、「保護司会とその他団体との繋がり」が中心となった。こちらは非構造化インタビューであったため、インタビューの質問や回答のカテゴリーは前もって準備しなかった。保護観察官に対しては、「更生ボランティア団体の活動」、「神戸保護観察所における課題」、「保護司会についての確認」について質問を送付し、メールにて回答を得た。

（イ）アンケート調査（第２調査）

アンケート調査の調査項目は、「保護司の活動に関するアンケート調査の概要(平成 31 年)」を基に、「基本情報 (8 項目)」、「保護司になった際のこと (5 項目)」、「保護司の活動について (8 項目)」、「今後の保護司の展望について (7 項目)」の 4 カテゴリー、合計 28 項目で構成した。調査票は、回答者の「生声」を把握することを目的としていたため、自由記述による定性的な設問と、段階評定による定量的な設問の両方から構成された。実際に配布した資料は、添付資料 C に示す。

（ウ）インタビュー調査（第３調査）

二度目の保護司会に対するインタビュー調査の調査項目は、「保護司会に関する情報 (2 項目)」、「アンケート調査の深掘り (3 項目)」、「新たな担い手の確保に関して (3 項目)」の 3 カテゴリー、合計 8 項目で構成した。

更生保護女性会、BBS 会に対するインタビュー調査の調査項目は、「活動に関する情報 (4 項目)」、「会員に関する情報 (4 項目)」の 2 カテゴリー、合計 8 項目で構成した。実際の質問項目については、添付資料 D に示す。

（３）調査の種類

質的か量的かに関わらず、インタビューは社会調査においてデータを収集するための基本的な手法である。大きく分けるとインタビュー調査は、構造化インタビュー、半構造化インタビュー、非構造化インタビューの 3 種類に区分される。そして、しばしば「量的研究に適するのが構造化インタビュー、質的研究に適するのが半構造化および非構造化インタビューである⁶¹⁾」という性格付けがなされる。

構造化インタビューとは、いわゆる一問一答形式の質問票調査のような手法であり、本研究においては第 2 調査において用いた。また、半構造化インタビューとは、予め質問内容を定めておき、それらを録音機やメモで記録しながら情報を収集する手法であり、本研究にお

⁶¹⁾ 伊藤勇「質的インタビュー調査の再概念化」『福井大学教育地域科学紀要』第 3 部、社会科学、第 64 号、2009 年、3 頁

いては第3調査において用いた。本研究で異なるインタビュー手法を併用した理由は、各手法の長所を生かし、量的研究と質的研究を組み合わせるためである。

第2節 X区とY区の概要

X区とY区を比較する意図は、両区の保護司の定員数がそれぞれ72名、75名と近い一方で、定員充足状況が異なるからである。X区では長年高い定員充足率を維持しており、定員割れはほとんど起きていない。一方で、Y区では比較的定員充足率が低くなっており、3割ほどの定員割れとなっている。このような状況の違いは、保護司の担い手確保に関する保護司自身の認識やメカニズムの考察の際に重要である。なぜなら、2地区の比較を通して、因果の要因を明らかにすることができるためである。

では、調査を行ったX区とY区とはどのような地域であるのだろうか。

はじめに、X区とY区の地域的特徴について説明する。一言でいうならば、X区は比較的犯罪率の高い歓楽街で、Y区は比較的犯罪率の低い郊外中山間地である。X区は面積が大きいわけではないが、近年、新興住宅地なども建設され、人口も増加傾向にある。一方で、Y区の面積はX区の倍以上あるが、そのほとんどが山林であり、人口は年々減少している。

次に、各内の分区について概説する。X区は7つの分会⁶²を持つ保護区であり、各保護区には人口ごとに10～12名の保護が在籍している。一方で、Y区は4つの分会を持つ保護区であり、各保護区の特徴としては、範囲が最も広い保護区に19名、その他保護区に14、5人の保護司が在籍している。

最後に、X区とY区の保護司会の運営について説明する。X区保護司会とY区保護司会の運営体系は、部会の名称やポストの数に多少の違いはあれど、ほとんど同じである。X区保護司会は、会長、副会長3名、庶務・会計1名、常任理事3名、分会ごとに代表理事と副理事が1名で運営されている。さらに、3つの部会があり、研究部会・犯罪予防部会・協力組織部会にそれぞれ会長1名、副会長1名で構成されている。総会は毎年行われ、役員改選は2年任期で行われる。同様に、Y区保護司会でも会長、副会長3名、事務局長1名、分会ごとに会長と副会長が1名で運営されている。さらに、3つの部会があり、研修部会・犯罪予防部会・更生援助部会にそれぞれ会長1名、副会長1名で構成されている。総会は毎年行われ、役員改選は2年任期で行われる。参考として、X区の総会およびその他活動時期と内容を添付資料Eに示す。役員に就いている保護司は週に1、2回は会合などがあるという。また、こうした会合の多くは、保護区のサポートセンターで行われており、電話やZoom会議は、保護司の年齢が高いことから、行われていないようだ。両区ともサポートセンターがあるが、Y区のサポートセンターは駐車場が2台分あり、大きな建物である一方で、X区

⁶² 地域によっては、分区と呼称している場所もあるようだが、本稿では分会と呼ぶ。

のサポートセンターには駐車場がなく、面積も狭いため、総会で20数名が一堂に介す際にはやや手狭である印象を受けた。

第4章 調査結果

本章においては、アンケート調査（第2調査）の数値データを中心に結果を提示するとともに、同調査によって得られた「自由記述回答⁶³」や、インタビュー調査（第3調査）によって得られた「保護司の具体的な言葉⁶⁴」を各所に補足的に用いていくことで、以下の検証を行う。

はじめに、現在保護司を担う人はどのような人なのかについて、第2調査のデータをもとに説明する。次に、第3調査のデータをもとに、保護司の担い手確保に関する認識について述べる。そして、同じく第3調査と第2調査のデータを組み合わせ、保護司の担い手確保における困難は何かについて分析する。最後に、第3調査のデータを中心に、新たな保護司の担い手に求められるものは何かについて探索的に検証する。

さらに、本研究においては、調査結果を単純集計するだけでなく、さらに詳細に分析するため、回答者の属性を区分けして変数として用いることとする。今回は、保護司の経験年数に注目し、5年未満、5年以上10年未満、10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上の5群に区分けした。回答者の経験年数と各質問項目との関係は、主にクロス集計分析によって検討する。その際、できるだけ構造を単純化し、結果を理解しやすくするために、必要に応じて質問項目のカテゴリーを統合し、無回答を除いて分析する。

第1節 保護司の属性情報

本節においては、アンケート調査（第2調査）の数値データを中心に結果を提示することで、現在保護司を担うのはどんな人なのかという保護司の実態について描き出していくこととする。

はじめに、担い手確保について考察する前に、まずはX区とY区の現状を比較してみる。上述したように、X区保護司69人中45人、Y区保護司56人中39人に回答を得た。はじめに、当該保護区の保護司全員から回答を得たわけではないので、数値については実際の数値とやや乖離する可能性があることは留意しなければならない。

充足率については、X区が95.83%⁶⁵であるのに対し、Y区は74.67%となっており、全国の保護司の充足率が88%であることを考慮しても、Y区では大幅に定員割れが起こってい

⁶³ 非常に長い記述をしてくださった方や、理由に対して複数個挙げてくださった方がいたため、適宜意味が変わらない範囲で言い回しを省略したり、訂正したりした。

⁶⁴ 会話の中での繰り返しや言い間違いなどは一部意味が変わらない範囲内で訂正した。

⁶⁵ 調査を実施した2021年9月時点では、X区保護司会は定員72名に対して一時的に所属保護司数69名となっていたが、これは満期退任した保護司が3名いたからであり、2022年1月には72名となり、充足率は100%となった。

る。

年齢については、X 区と Y 区の保護司の平均年齢はそれぞれ 63.58 歳と 66.41 歳であった。これは、全国の保護司の平均 65.2 歳に近似している。年齢分布については、X 区では 40 代、50 代の保護司が 34% となっており、全国平均の 20.2% よりも多い（図 4.1）一方で、Y 区では 40 代保護司はおらず、50 代保護司も 15% にとどまっている（図 4.2）。最年少の保護司の年齢は、調査の限り 43 歳で、Y 区では 56 歳である。このように、Y 区の方が高齢化は進んでいることが明らかになった。

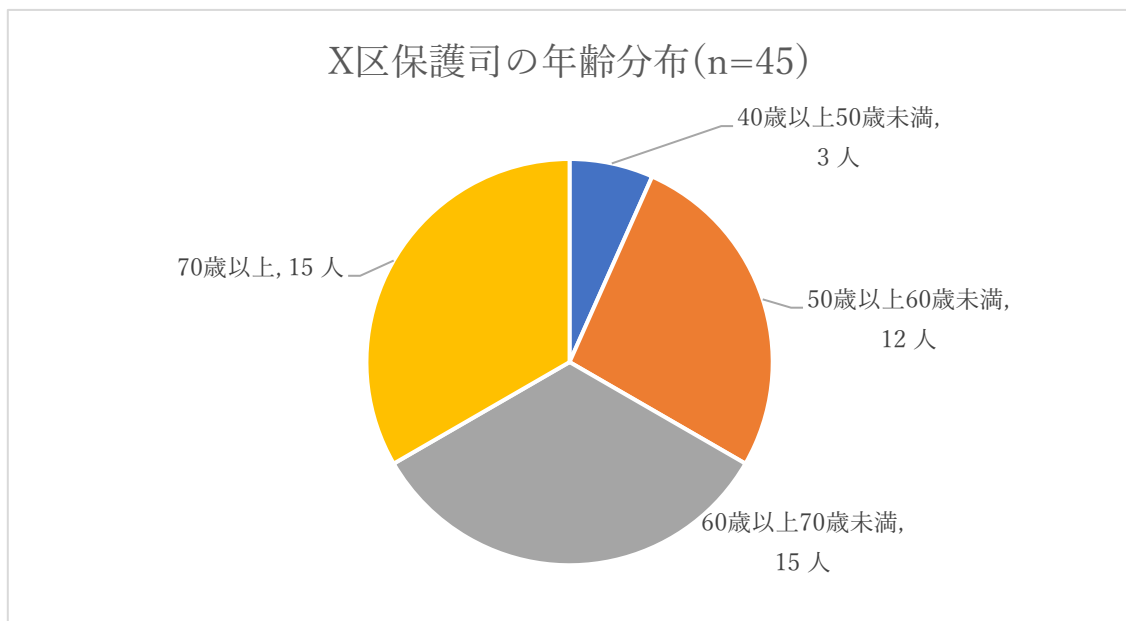


図 4.1 X 区保護司の年齢分布
(筆者作成)

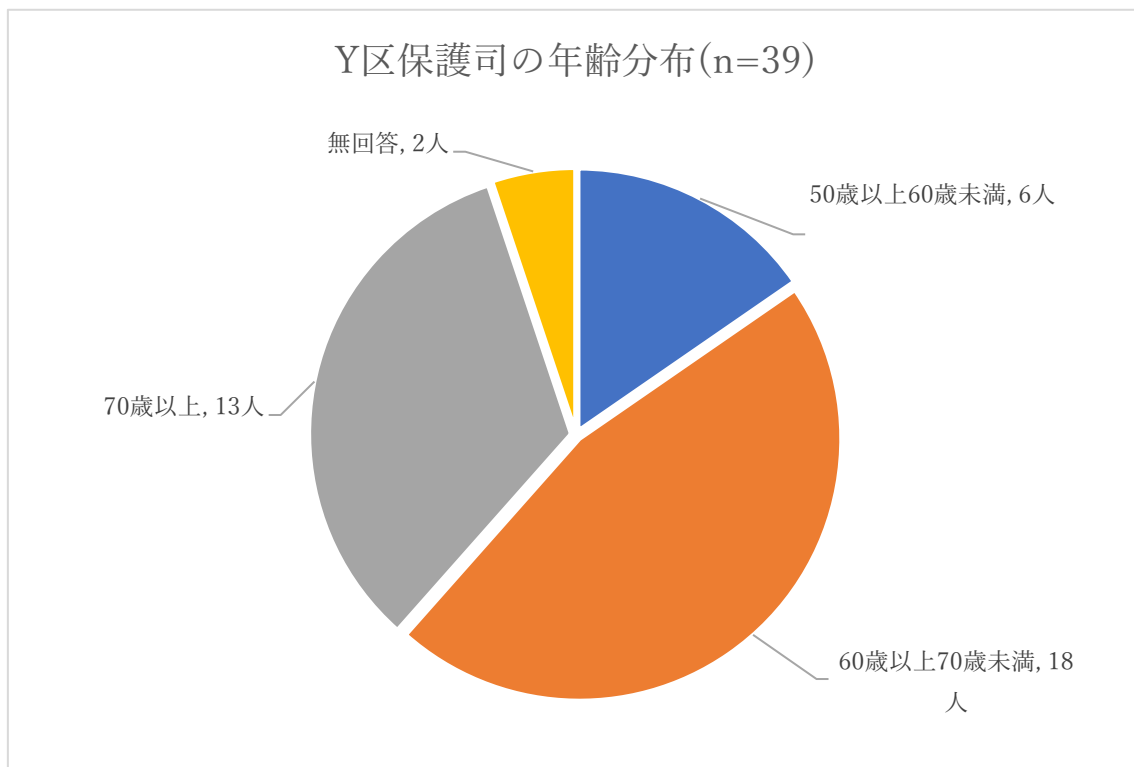


図 4.2 Y 区保護司の年齢分布
(筆者作成)

女性比率については、X 区が 26.67%、Y 区が 46.15%となっている。全国の保護司における女性割合が 26.6%であることに照らしてみると、X 区がそれに近似しているのに対し、Y 区は女性比率が非常に高いことが明らかになった。

職業別構成比率については、全国の保護司においては会社員・無職がそれぞれ約 2 割強であったところ、Y 区、X 区ともに会社員の割合はそれよりもやや小さくなっている（図 4.3、図 4.4）。Y 区において無職が最も多いのは、高齢化が進んでいるからであろう。

両区の特徴的な点については、X 区では宗教家が多く、Y 区では元教員が多いことであろう。X 区については、全国的な割合である 11.7%を大幅に上回る 2 割もの宗教家がいることが明らかになった。保護観察所に確認したところ、「職業区分“宗教家”の A 県の平均は 14.7%で、全国、地方平均と比較して少し高い数値ですが、うち X 区は 27.5%と突出しています。」との回答があり、やはり X 区は宗教家の割合が高いことが観察された。この理由は、後述するように、X 区ではそもそもお寺が多いことに加え、お寺を通じたコミュニティからの人材発掘が行われているためであると考えられる。一方で、Y 区においては元学校の先生が多く、Y 区保護司によると「校長先生だった人が 5 人ほどいる」という。

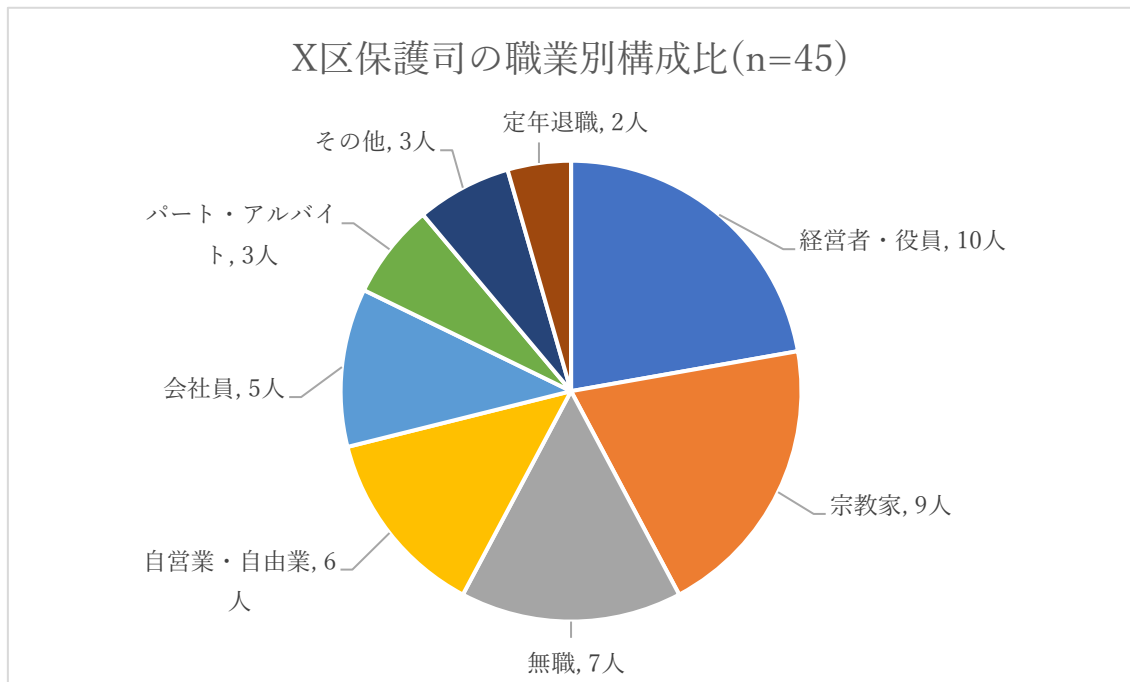


図 4.3 X 区保護司の職業別構成比
(筆者作成)

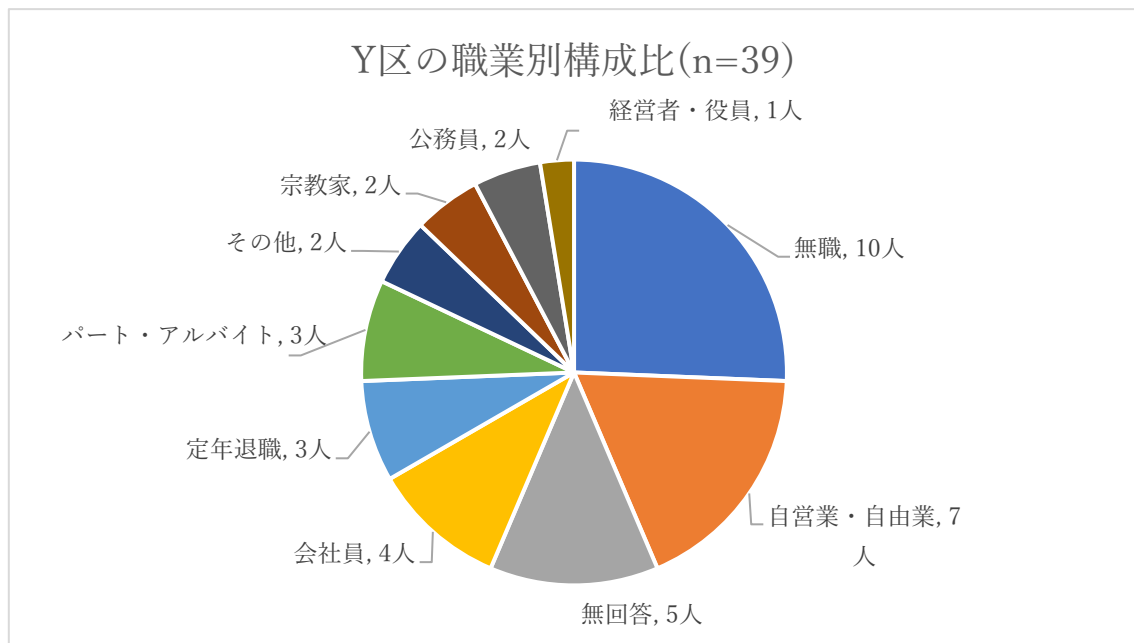


図 4.4 Y 区保護司の職業別構成比
(筆者作成)

平均的な保護区（ないしその近隣）の在住年数は X 区が 46.90 年、Y 区が 40.74 年と共に

40 年以上となった。また、保護司の経験年数の平均は X 区が 10.91 年、Y 区が 11.07 年となっている。経験年数を 2 区で比較しても、経験年数 10 年未満の保護司、経験年数 10 年以上 20 年未満の保護司、経験年数 20 年以上の保護司の割合はほとんど差異がない（図 4.5）。平成 31 年における全国調査によると、9 年以内が 44.1%、9 年超 18 年以内が 37.4%、18 年超が 15.3%であることから、全国的な趨勢とおおむね近似している。

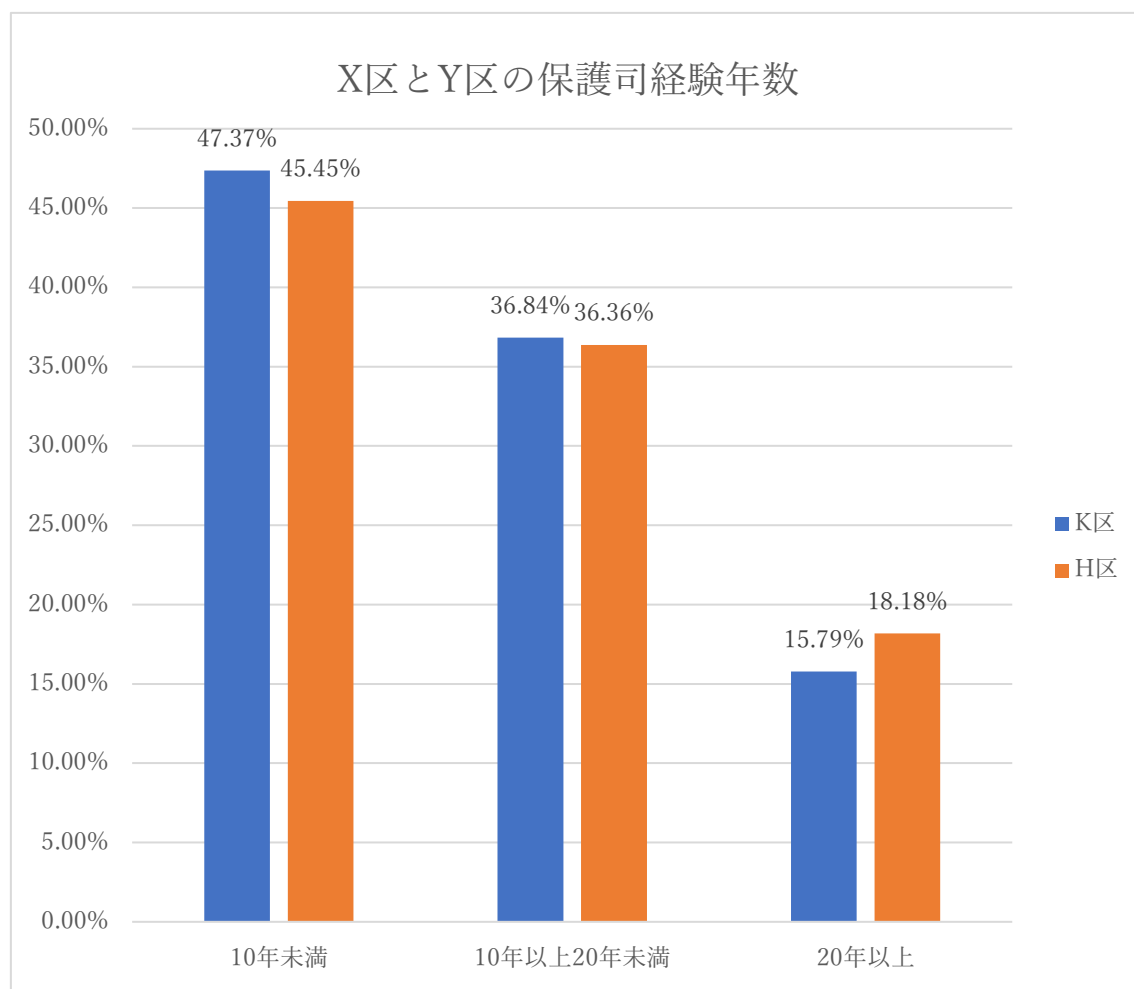


図 4.5 X 区と Y 区の保護司経験年数の比較
(筆者作成)

現在の保護司一人当たりの担当対象者の人数については、X 区で平均 1.37 人、Y 区で平均 1.23 人、となっている（図 4.6）。X 区では 20.51%が担当 0 人となっていて、Y 区では 28.21%が担当 0 人である⁶⁶。Y 区では保護司の実人員の定員割れが激しいために、事件担当

⁶⁶ 担当件数が 0 件というのは、原則的には、保護司を委嘱して間もなく研修中の保護司、もしくは、前担当と次担当の間の期間で一次的に担当件数が 0 件となった保護司である。

数が3件の保護司の割合が高くなっており、一部の保護司に負担が偏っていることが窺える。一方で、事件を担当していない保護司もY区の方が多く、定員割れの状況にあっても、制度が崩壊するような境地には至っていないことが分かる。ちなみに、これは保護観察事件の数であって、生活環境調整事件の数は含んでいない。したがって、多くの保護司は保護観察事件1～3件以外に、生活環境調整1～2件を抱えているのが通常である。

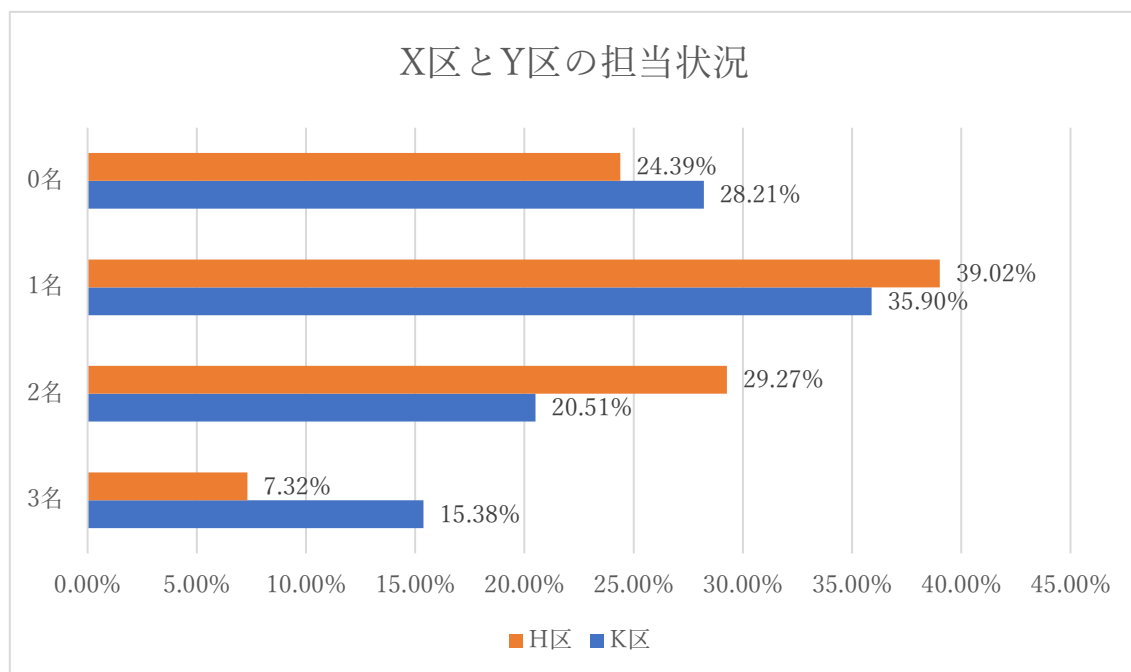


図 4.6 X 区と Y 区の保護観察事件担当件数の比較
(筆者作成)

保護司になる前から保護司について知っていた人は、X区で77.78%、Y区で76.92%である。保護司について元から知っていた人が多いことが確認された。また、クロス集計分析を行うと、X区、Y区ともに経験年数の5属性それぞれに知っていた人と知らなかった人が分散しているものの、経験年数5年未満の保護司の方が、経験年数20年以上の保護司よりも知っていた人が多く、少なくとも潜在的に保護司になる層の中で保護司に対する認知度は高まっている可能性がある。

表 4.1 X 区の「経験年数」×「保護司になる前に保護司について知っていたか」のクロス集計表

ちなみに、H区では今までに一度も担当を引き受けなかった保護司は1名だけだという。

区分		保護司になる前に 保護司について知っていたか		
		知っていた	知らなかった	合計
経験年数	5 年未満	10	1	11
	5 年以上 1 0 年未満	7	2	9
	1 0 年以上 1 5 年未満	10		10
	1 5 年以上 2 0 年未満	3	3	6
	2 0 年以上	5	3	8
	合計	35	9	44

(筆者作成)

表 4.2 Y 区の「経験年数」×「保護司になる前に保護司について知っていたか」のクロス集計表

区分		保護司になる前に 保護司について知っていたか		
		知っていた	知らなかった	合計
経験年数	5 年未満	9	1	10
	5 年以上 1 0 年未満	7	1	8
	1 0 年以上 1 5 年未満	8	2	10
	1 5 年以上 2 0 年未満	3	1	4
	2 0 年以上	3	3	6
	合計	30	8	38

(筆者作成)

また、保護司になる前から保護司について知っていた人のうち、X 区で 62.86%、Y 区で 43.33%が「家族・知人が保護司だった」としている（図 4.7、図 4.8）。これは、まさに、保護司の人脈内でリクルートが行われていることの証左である。

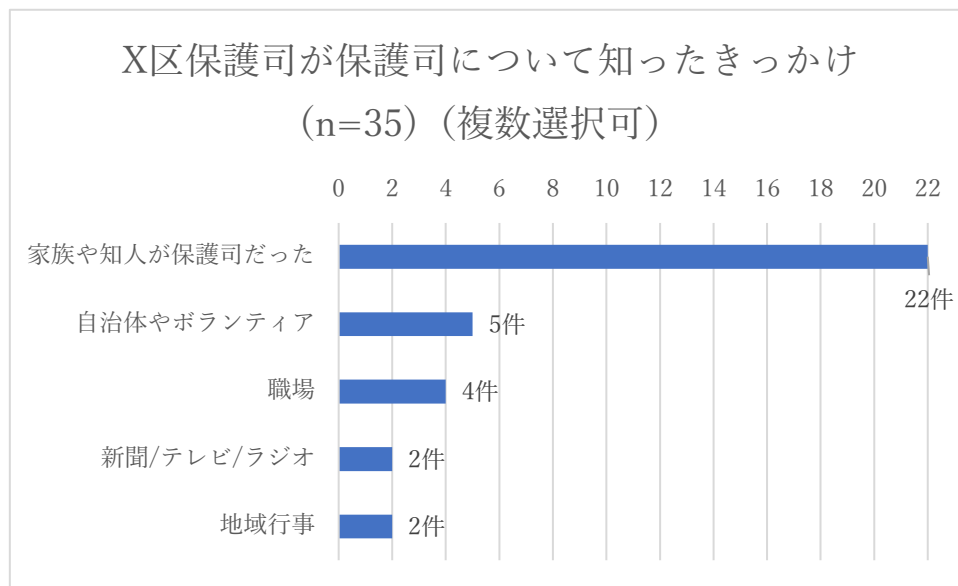


図 4.7 X 区保護司が保護司について知ったきっかけ
(筆者作成)

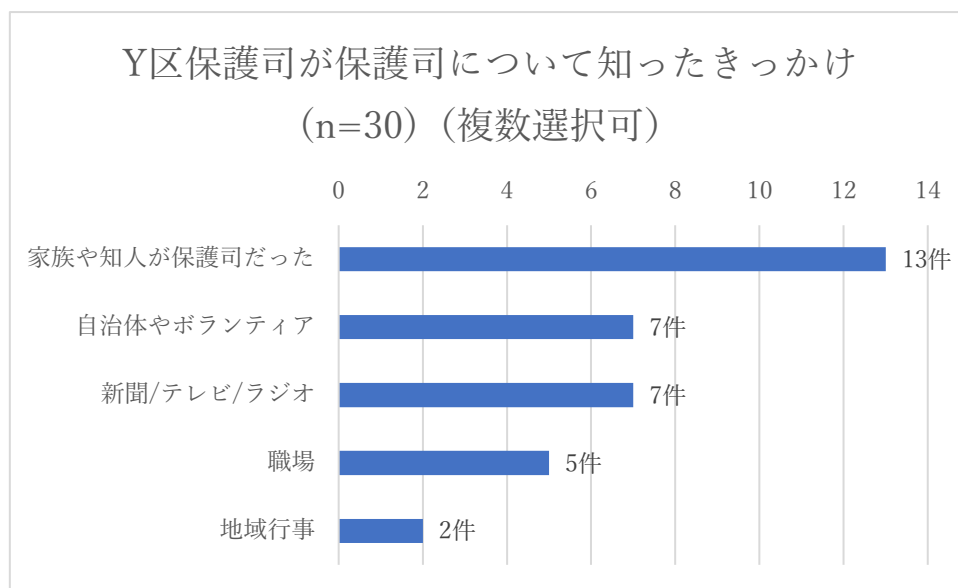


図 4.8 Y 区保護司が保護司について知ったきっかけ
(筆者作成)

推薦者の内訳について見ると、両区ともに「知人」が多くなっている（図 4.9、図 4.10）が、これは「地域の役員」を包含している可能性がある。ちなみに、保護司会員でない人は直接に被推薦者を推薦できるわけではなく、保護司会員に間接的にその人を推薦し（ないしは保護司がアウトいてその人の人となりなどについて聞き）、直接的には保護司会員から推薦す

ることによって成立する。したがって、間接的には保護司でない地域の役員が推薦者であっても、実態としては被推薦者とは直接的には顔見知りではない（地域の役員と顔見知りの）保護司会員が他薦を行うことがある。

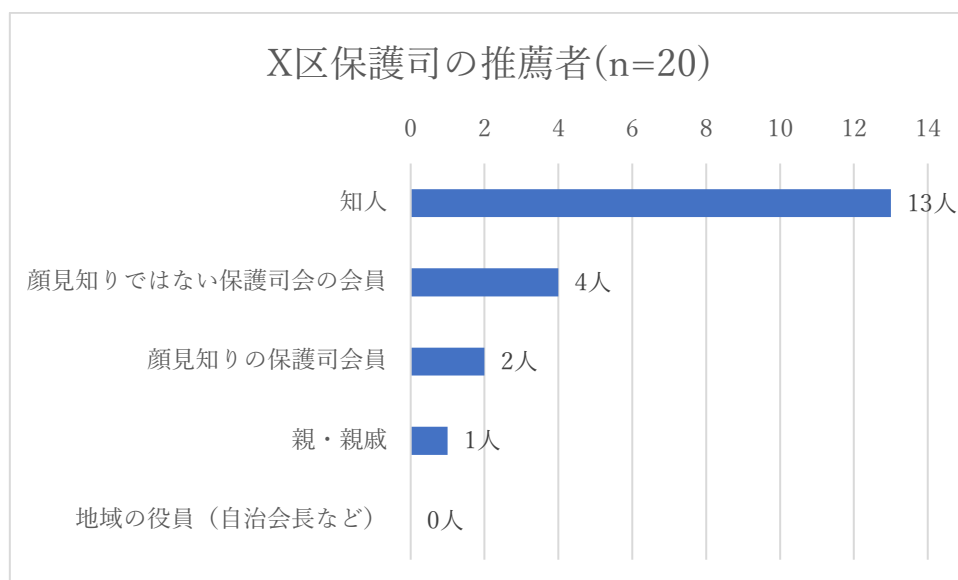


図 4.9 X 区保護司の推薦者の内訳
(筆者作成)

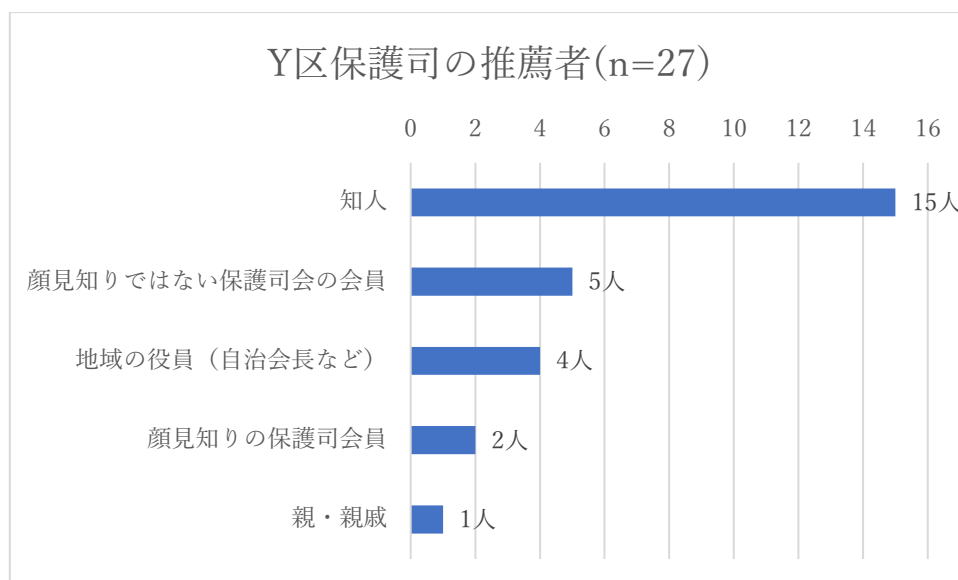


図 4.10 Y 区保護司の推薦者の内訳
(筆者作成)

さらに、援助指導の意識としては、「①対象者に舐められない、対象者が仕事を勝手にやめたり、嘘をついた時にはきちんと叱る指導」と「②対象者に舐められてもよいので、対象

者が嘘をついていたとしても、寄り添う指導」のどちらが望ましいかについて尋ねたところ、X区では①が37.50%、②が42.50%となり、Y区では①が24.24%、②が45.45%であった（図4.11）。また、経験年数とクロス集計すると、X区では年数に関係なく①、②の回答がそれぞれあったが、Y区では経験年数が高い保護司ほど②と回答していた。また、この設問に対しては、「どうして嘘をつくのか内面を探る」、「対象者に寄り添うが、社会のルールを守るよう指導する」、「対象者の性分によって分別する」といったその他の回答も多かった。いずれにせよ、経験年数などによらず、各保護司一人一人が「あるべき援助指導」を定め、それに沿って面接等を行っていることが窺える。

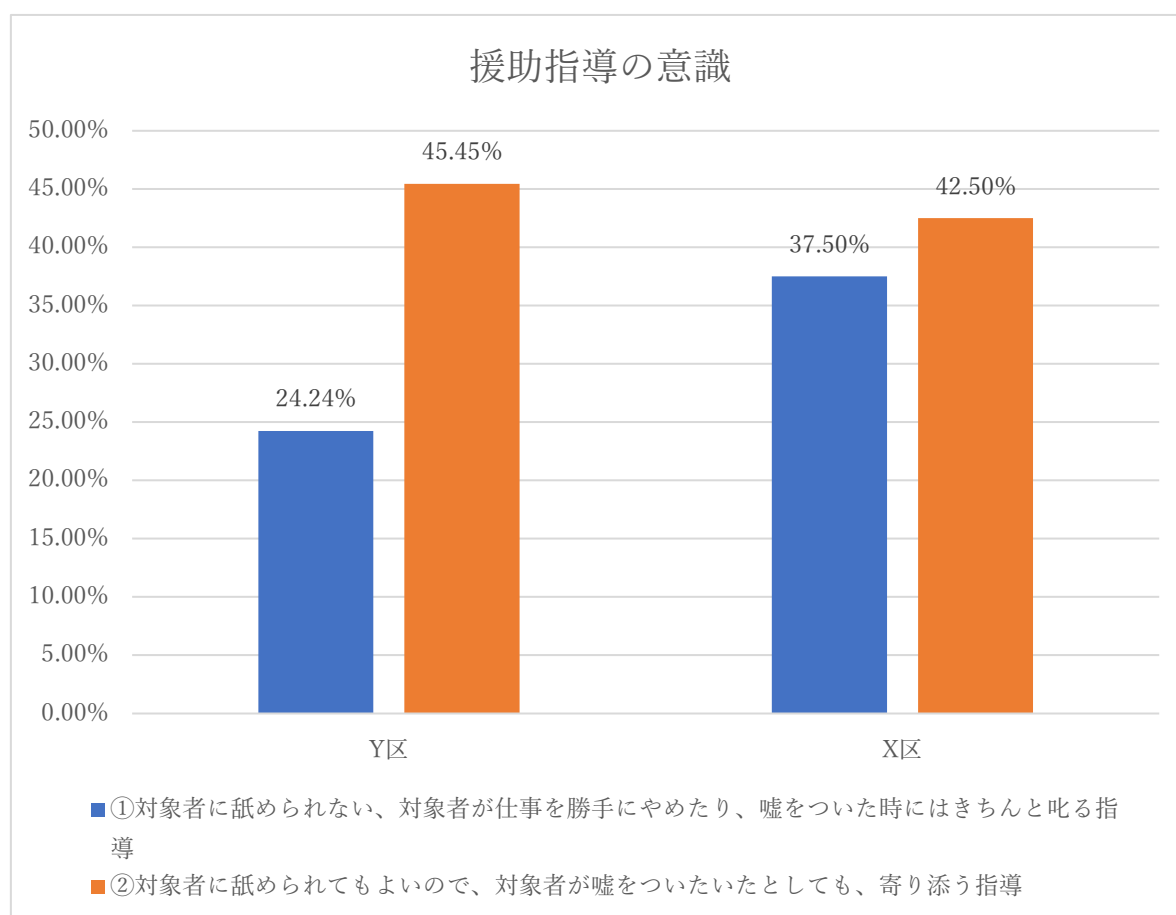


図4.11 X区、Y区の援助指導の意識の比較
（筆者作成）

表4.3 X区の「経験年数」×「援助指導の意識」のクロス集計表

区分		援助指導の意識		
		①対象者に舐められない、対象者が仕事を勝手にやめたり、嘘をついた時にはきちんと叱る指導	②対象者に舐められてもよいので、対象者が嘘をついていたとしても、寄り添う指導	合計
経験年数	5年未満	4	7	11
	5年以上10年未満	2	4	6
	10年以上15年未満	4	2	6
	15年以上20年未満	2	3	5
	20年以上	2	3	5
	合計	14	19	33

(筆者作成)

表 4.4 Y 区の「経験年数」×「援助指導の意識」のクロス集計表

区分		援助指導の意識		
		①対象者に舐められない、対象者が仕事を勝手にやめたり、嘘をついた時にはきちんと叱る指導	②対象者に舐められてもよいので、対象者が嘘をついていたとしても、寄り添う指導	合計
経験年数	5年未満	3	4	7
	5年以上10年未満	2	3	5
	10年以上15年未満	3	3	6
	15年以上20年未満		4	4
	20年以上	1	3	4
	合計	9	17	26

(筆者作成)

第 2 節 保護司の担い手確保の認識

本節においては、保護司が担い手確保についてどのように認識しているのかについて、インタビュー調査（第 3 調査）によって得られた「保護司の具体的な言葉」を各所に用いて分析する。

担い手確保については、X 区も Y 区もともに難しいという認識であった。また、その危機感の理由としては、仮説の通り保護司の人脈の高齢化である。なぜなら、両地区とも推薦年齢について触れており、たとえ保護司をお願いしたい人がいたとしても、長く仕事を続ける人が増えている分、推薦の年齢制限に引っかかってしまうと述べていたためである。

もっとも、一般に後継者を探すということ自体が難しいのだという反論もあろう。しかし、保護司の担い手確保の認識を探ったことの意義は二つある。第一に、現職の保護司が担い手

確保についてどのように認識しているかの研究はこれまでになく、その認識を確認することは省庁レベルの課題意識と現場レベルの課題意識の乖離をなくす上で重要であるということ。そして第二に、保護司は人員の定数や業務が根拠法をもって規定された非常勤の公務員であるという性質により、その担い手確保が国の責務に関わる重要性を持つということである。すなわち、保護司の欠員は単なる組織の人数の多寡に留まらず、地域社会、ひいては国全体に影響を及ぼしうる。したがって、保護司の担い手確保の認識を探ることは、他のボランティア団体とは異なる性質を持つのだ。

両区とも、新たな保護司の担い手確保のために動き始めるのは、定年（満期退任）する保護司が出る約1年前からであった。保護司の人数は、定員数を一割ほど超えていても良いとされているが、実際は定員数を超過して勧誘する動きはなく、原則定年する保護司の後任を探すことになっている。

(X 区)

筆者（*）「新しい人を見つけるのが大変やな、いうのは皆さん思ってたっしょなことなんですか？」

I さん「X 区は多い方やろ。ほとんど（の保護区）が定員割れ。だからそれに対して、新しい人作ってくれいうねんけども、ある程度の人やないと。責任あることやから。」

F さん「新しい人ね。ただね、いろんなところ、推薦してもらえるところ、学校行ったりも、僕らがね、するんですけども。地域の方でも自治会とかそういうところから推薦というのは、なかなかね、人物像も全然見えないままでね。」

X さん「基本（推薦が）66 まででしょう。」

J さん「それが、再雇用が2年延びて68やね。今度70になりかけようから。」

I さん「余計むりや。」

J さん「働いてる人が、定年が65になってくる。そうすると、再雇用5年いうたら、70まで働けるようなんねん。そしたら、その手前でもう（保護司の推薦年齢が過ぎる）。」

(Y 区)

* 「新しい保護司の方を見つけるのが大変という印象はありますか？」

C さん「そうやね。」

D さん「大変。例えば、自分が辞める2,3年くらい前から、自分が住んでる地域の周りにそういう方がおられないかなと探すんですけども、ご存知のようにどの地域も高齢化がどんどんどんどん進んでいて、もうベースになる人が皆65以上とかいう。なかなかできないし。それに今皆さん、仕事を結構ギリギリまでされてて、そんなことやっている場合じゃないよって。自分の稼ぐ方が大変だみたいな人もいて。あの方いいなと思っても、いろんな事情でなかなか引き受けてくださらない。」

E さん「それと、推薦する方の年齢制限もありますね。65 歳まで、いま 66 歳まで。それとあと、地域で人数が決まっているので、こちらが辞めた後に誰かを推薦という感じなので。なので、**増えるということはない**ですね。」

保護司の担い手確保が困難であることに保護司会として危機感があるとすれば、担い手確保を如実に表す定員充足率と保護司会の危機感の高まりは連動した動きを示すはずである。しかし、X 区と Y 区において、この二つが必ずしもともなって変動するわけではないようだ。Y 区では、低い定員充足率であっても、保護司会の危機感はあまり高くなく、逆に X 区では高い定員充足率であっても、保護司会の危機感が Y 区と比べて高い言動が見られたからである。

定員割れがなぜ起こっていない、ないし起こっているのかについては、X 区では「会長が定員充足に熱心であること」が挙げられ、Y 区では「そもそも保護司定員数が妥当でないこと」が挙げられた。

なぜ、保護司定員数が妥当ではないと考えられているのか。その理由は、対象者に対する保護司必要数は不足していないと認識されているためである。上述した通り、Y 区の方が定員充足率は低いが、犯罪率も低いため、Y 区の方が対象者の平均担当者数が少なく、受け持ち 0 人の保護司が 28.21%と X 区よりも高くなっていて、したがって、ひっ迫して保護司が不足しているという認識は薄い可能性がある。もっとも、Y 区には 3 名以上担当している保護司も多いため、一部の保護司に負担が偏っている可能性はある。

さらに、上述した通り、Y 区の方が人口は多いが、地方部に該当し、高齢化が進んでいる一方で、保護司の人脈は濃密である可能性がある。実際に、インタビュー調査の中でも、「(保護司会内で) 小学校や中学校の同級生が 3、4 人いる」、「Y 区は昔からいる方が多い」、「地元の繋がりでみんな知り合い」といった声が聞かれた。一方で、地元の繋がりが濃密であることの弊害として、「対象者が自分の子どもと同級生だったり、昔お友達だったりするケースはけっこうある」という声もあり、昔から在住している人が多い分、面識のある人も多くなり、保護観察を断ることもあるという。

(X 区)

* 「X 区は定員割れが 10 人近くあることはないんですか？」

G さん「そんなにないね。いまのところ 69 名で 3 名 (欠員)。」

* 「どうしてそんなにずっと (保護司の人数が) 多いんでしょうか？」

G さん「うるさいから、会長が。」

* 「会長が、頑張ってる？」

G さん「そう。うるさいから。」

F さん「うちは 72 名が定員なんですよ。3 名減になってますけど、定年になっていられる方が次々とおられる。それで、いつ入られて、いつが定年だというのが (資料

を見せる)、みな(情報を)持ってますので。こういう風にしてね、いつだというのが出てきますんで、何年何月というのが。ここで、例えば令和4年になったら(満期退任の人数が)2人、5年が1人、6年が5人になるとか。ここんところ、(満期退任になる人が)固まってる。これ(誰がいつ定年になるかの資料)は会長しか持ってないんですけど、そういうので、ちょっと(満期退任者が)固まってしまうたり、3人とか、固まってしまうので、そのときになかなか、定員は72名なんですけど。観察所の方からは、今は全国的に保護司が減になってるから、1割ぐらいは多くなっても、という風なことは言われとんです。」

Gさん「探してるんだけどね。」

Iさん「そやけど、さっきも言ったように、人を選ばなあかんから、なかなか。」

Gさん「1人に対して助成金ていうのが入るから。なるべく活動するのにはお金がいるから、1人でも多い方が。」

(Y区)

*「一応、定員割れはしているんですね。」

Cさん「ただ、この75名いうのも大昔に、だいぶ昔に観察所が想定した数ですから、今犯罪も減ってきてますからね。そこまで必要かいうたら、これもちょっと疑問なんですけどね。」

*「今対象者が0人の方もいますよね。」

Cさん「ようさんいてます。」

*「75名も必要ないかもしれない？」

Cさん「そうですね。その辺は観察所の方には言うてるんですけどね。それも法務省とかでやってもらわなあかんから。」

Dさん「あまり枠が萎んじゃうと予算がなかなか大変。」

第3節 保護司の担い手確保における困難

本節においては、保護司が「担い手確保が困難である」と認識する要因はどこにあるのかについて、アンケート調査(第2調査)によって得られた定量的なデータと、インタビュー調査(第3調査)によって得られた「保護司の具体的な言葉」を用いて分析する。

前節より、保護司の担い手確保が困難であるという認識があることを確認した。担い手確保が困難である場合には、現職保護司の早期退任が多い、または、新たな保護司への委嘱が少ない、という二つの可能性が予測できる。

第1項 現役保護司の早期退任

では、第一の早期退任については、数としてどの程度あるのだろうか。また、その理由は何であろうか。早期退任の数は「少ない」という認識が両区に共通していた。さらに、その理由としては保護司自身の体調不良や、親の介護といった家庭の都合、また転居しなければならなかったといったものであり、保護司に対して負担や不満が多く辞めたという声は観察されなかった。

(X 区)

* 「満了する前に辞める人もいますか？」

I さん「**たまに**いてるな。**病気**で辞めたり。」

G さん「そう。**親の介護**とか。」

I さん「犯罪犯して辞める人はないわな。」

(Y 区)

* 「けっこう早期退任の方は割合としていらっしゃるんですか？」

C さん「いや**そんなに多く**はないですね。」

D さん「みんな、満期退任が多いです。」

C さん 「今年は 1 人いてましたけども、**体調不良とか家庭の都合**。転居されたらもう変わらなあきませんから。こちらで住んどって、10 月に転居して西区の方の保護司になった人もいますけどね。」

しかし、早期退任理由として保護司活動に対する不満が挙がらないということは、現役保護司が不満を持っていないということを意味するわけではない。そこで、まずはどれだけの保護司が辞めたいと思ったことがあるのかについて調査したところ、保護司活動に対する満足度は非常に高いことが明らかになった。インタビュー調査の「今までに保護司をやめたいと思ったことはありますか」という質問に対しては、X 区では「まったくない」が最も多く、僅差で「ほとんどない」が続いた。Y 区では、「ほとんどない」が最も多く、「時々ある」「まったくない」が同じくらいであった。これは、保護司活動に対する満足度が高い人が多いことを示唆している。

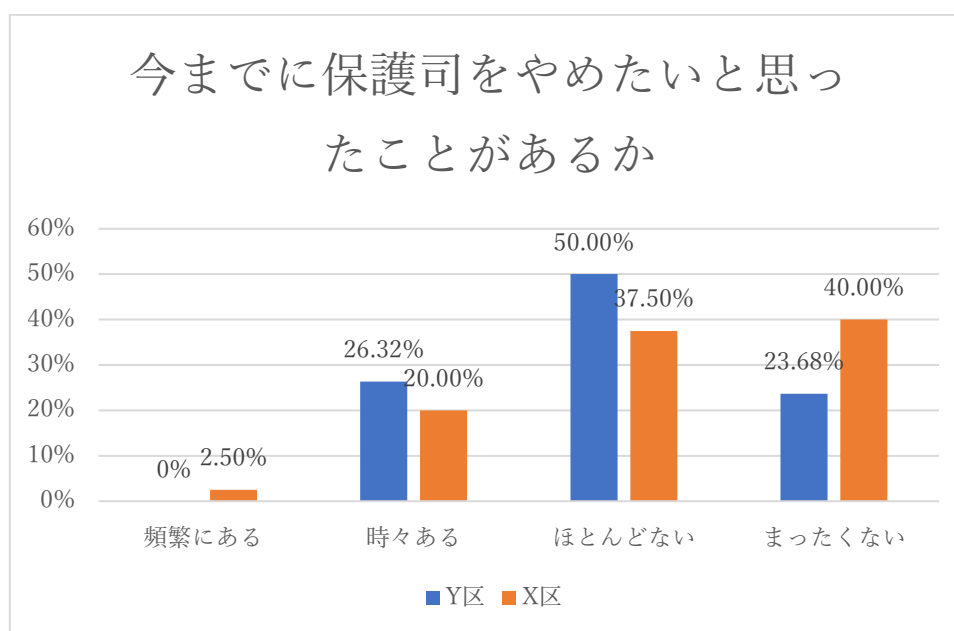


図 4.12 「今までに保護司を辞めたいと思っ たことがあるか」に対する回答内訳
(筆者作成)

さらに、「経験年数」と「保護司をやめたいと思っ たことがあるか」をクロス集計すると、X 区では経験年数が 20 年未満までの保護司は「時々ある」と回答した人が一定数いるのに対し、経験年数 20 年以上の保護司は「ほとんどない」、「まったくない」と答えている。一方で、Y 区では、経験年数 20 年以上の保護司であっても、「時々ある」と回答した人が一定数いる。これは、上述した Y 区で 3 人以上の対象者を担当している保護司が多く、一部の保護司に負担が偏っている可能性を表していると思われる。

表 4.5 X 区の「経験年数」×「保護司を一度でも辞めたいと思っ たことがあるか」のクロス集計表

区分		保護司をやめたいと思っ たことがあるか				合計
		頻繁にある	時々ある	ほとんどない	まったくない	
経験年数	5 年未満	0	2	5	3	10
	5 年以上 10 年未満	1	1	2	4	8
	10 年以上 15 年未満	0	2	5	3	10
	15 年以上 20 年未満	0	3	1	1	5
	20 年以上	0	0	2	5	7
	合計	1	8	15	16	40

(筆者作成)

表 4.6 Y 区の「経験年数」×「保護司を一度でも辞めたいと思っ たことがあるか」のクロス集計表

区分		保護司をやめたいと思ったことがあるか				
		頻繁にある	時々ある	ほとんどない	まったくない	合計
経験年数	5年未満	0	1	5	3	9
	5年以上10年未満	0	3	5	1	9
	10年以上15年未満	0	1	5	4	10
	15年以上20年未満	0	1	3	0	4
	20年以上	0	3	2	1	6
	合計	0	9	20	9	38

(筆者作成)

では、今までに一度でも保護司を辞めたいと思ったことがある保護司は、どのような点を負担や不満に思っているのだろうか。保護司を辞めたいと思った理由としては、X区では「援助・指導に自信がない」が最も多く、次に「対象者に手を焼く」となっている。一方、Y区では、「会合や研修が多く負担」となっており、次に「家族の理解が得られない」となっている。

X区の方が保護観察に対する不安・不満の声が観察された理由の一つは、X区ではY区に比べて刑法犯認知件数が多いこと、それゆえに事件担当を1件以上持っている保護司の割合が高いことが考えられる。

また、Y区で保護観察よりも、保護司会や保護司家族に対する不安・不満の声が観察された理由の一つは、Y区は会員数が少ないため、必然的に役職付きとなる保護司が相対的に増加し、会合が多いと感じる保護司が多くなることである。しかし、保護区レベルの活動として見ると、Y区の会合や研修数が特段に多いというわけではない。Y区の方が多い活動が考えられるとすれば、それは他の更生保護ボランティア団体との共同イベントである。

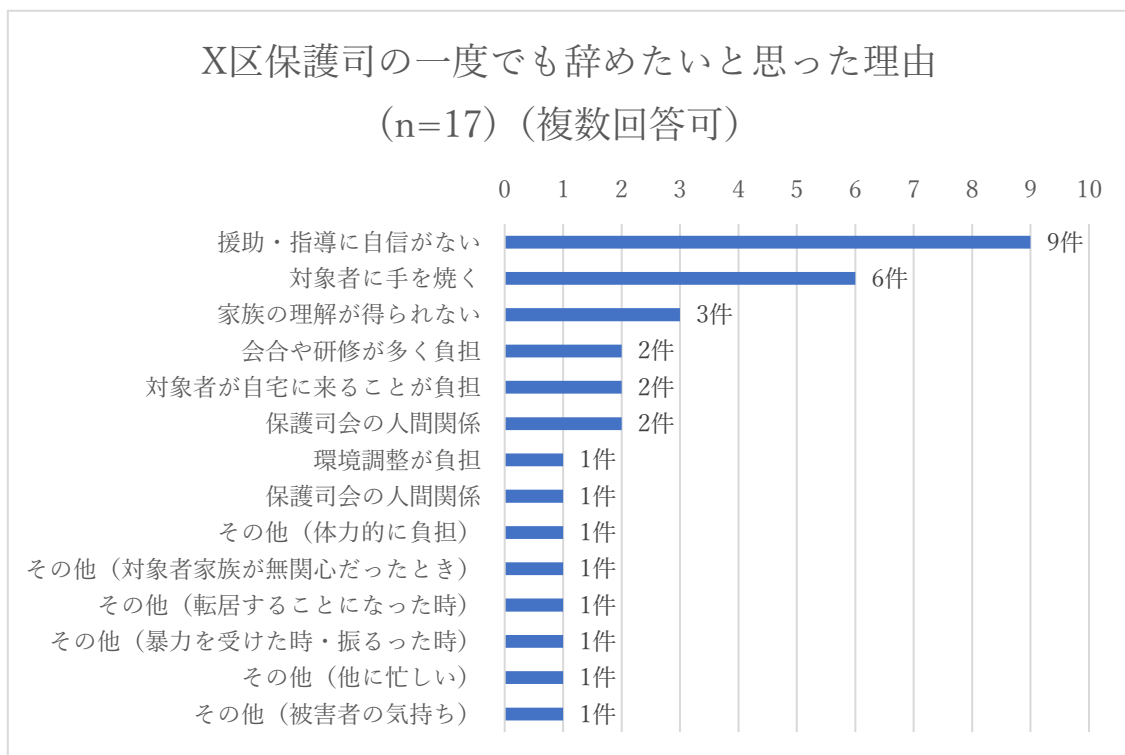


図 4.13 「今までに一度でも辞めたいと思ったことがある方は、その理由を教えてください」に対する X 区の回答内訳
(筆者作成)

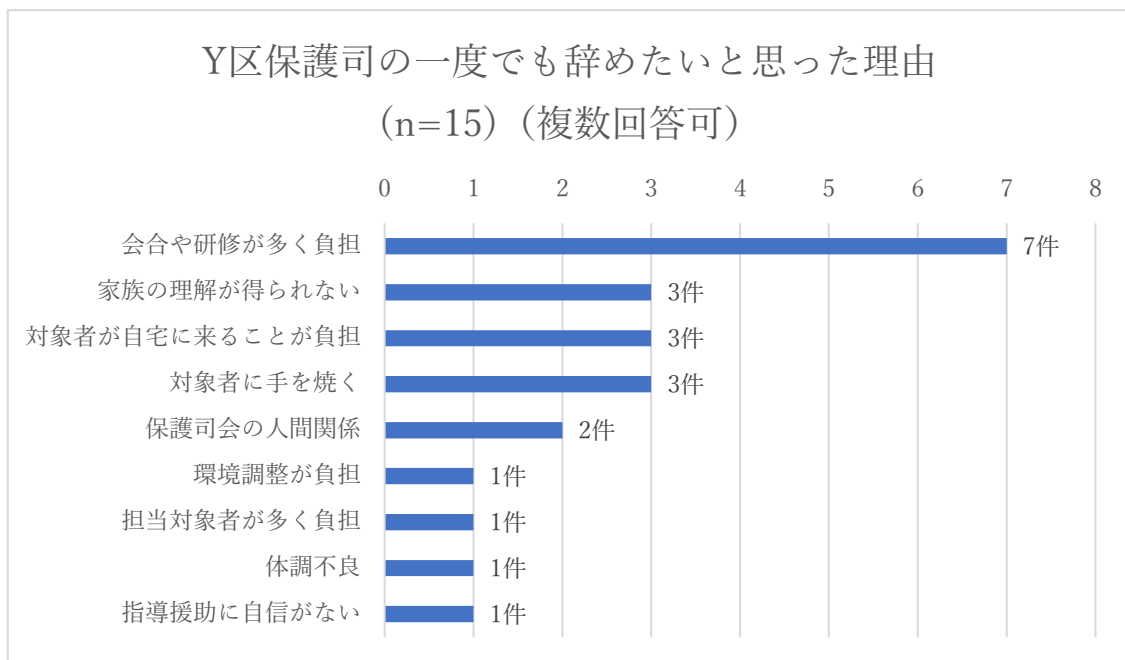


図 4.14 「今までに一度でも辞めたいと思ったことがある方は、その理由を教えてください」に対する Y 区の回答内訳

(筆者作成)

【「保護司を辞めたいと思った理由」に関する質問紙調査の自由記載回答】

○対象者が自宅に来ることが負担

「喫茶店や保護司さんのお店を利用させて頂いた」

○家族の理解が得られない

「子どもの同級生が保護観察となり、来訪するのをいやがったし、保護司をやめてほしいと言われた事があった」

○対象者に手を焼く

「ヤンキーのたまり場（公園）で、オートバイに2～3周追っかけ回され、死ぬ思いをしたことがある」、「対象者が①約束を守らない（時間にルーズ）、②電話に出ない、③対象者の親が責任を放棄する事がある、ので手を焼く。」

○会合や研修が多く負担

「参加できないので心の負担が大きい」

○担当対象者が多く負担

「対象者を3、4人と受け持った時、来訪時、ウィークデーは仕事をしており、土日に片寄るため、時間をずらすが、約束の時間を守らない為、対象者が同時に来ることがあったが、極力対象者同士の顔を合わさない様、苦労した」

ここで、更生保護に関わるボランティア団体と保護司会の関わりについて確認したい。保護司会と他団体の繋がりについては、Y区は更生保護ボランティア団体との繋がりが多くあるのに対して、X区ではボランティア活動があまり活発ではなく、保護司会とそれら団体の繋がりもあまりないことが明らかになった。しかし、ボランティア活動が活発なY区においても、そうでないX区においても、更生保護ボランティア団体のメンバーと保護司を兼務しているという人は少ないという。また、保護司会からの勧誘があるかについては、あまりないという意見が目立った。

ちなみに、A県にはBBSが県内7団体あり、会員75人程度が活動しているようだが、X区には該当するBBS会がない様子である。すなわち、更生保護女性会が保護司会と同じ数存在するのに対して、BBS会は数が少なく、対象者の数が多い保護区でもBBS会がないという保護区が多くあるようだ。さらに、更生保護女性会についても、法定組織である保護司会とは異なり、まったくのボランティア団体であり、定員がないため、地区により会員数が大きく異なる。そのため、会員数の多少により、自ずと活動の幅や数にも差が生じている。実際に、Y区の更生保護女性会は会員数が120人近くおり、保護司会やBBS会とも定期的に合同でイベントを開催しているようだが、X区の更生保護女性会は会員数が20人程度しかおらず、Y区ほどイベントの数は多くないようだ。

また、A県内には約700社の協力雇用主の登録があるが、実際に対象者を雇用している企

業は 20 数社に留まるという⁶⁷。Y 区には協力雇用主会もあり、イベントにも参加したりしているようだが、X 区には協力雇用主会がそもそもなく、保護司などとの交流もないことが明らかになった。

これらのことから、他のボランティア団体と保護司はその活動目的は同じであっても、そのアプローチを異にするものであることから、必ずしもボランティア団体の会員が保護司のなり手には繋がらないことが確認された。また、こうしたボランティア団体との交流が濃密であるからといって、必ずしも定員充足率が高いというわけでも、保護司活動の満足度が高いというわけでもないことが分かった。

(X 区保護司会—他団体との繋がり)

* 「地域のボランティア団体との繋がりはありますか？」

A さん「BS 会（ボーイスカウト）とか BBS 会とか対象者を守る会はあるけれども、そこと保護司のつながりはないな。そもそも X 区は BBS の会員おらへん。少年補導員というのもあるけど、保護司とは別の役職やから、保護司と兼任してる人は少ないんじゃないかな。基本的に X 区では、保護司と対象者だけか、あるいは観察官と三者での関係やから。」

* 「BBS 会員の方で、保護司を兼任されている方はいますか？」

A さん「聞いたことないわ。」

* 「更生保護女性会で保護司を兼任されている方はいますか？」

A さん「女性会に、女性の保護司と役員、理事以上のね、奥さんは皆入ることになっとるんや。人数は 20 人ぐらいやと思うけど、そのうち女性保護司が 8 から 10 名くらいやと思うわ。」

* 「協力雇用主の会はありますか？」

A さん「ないな。僕は協力雇用主いうんも一人も知らんけど、何軒かあるみたいやわ、観察所に問い合わせたら。働くところがないときは、主任官に相談してやるから。僕の場合は、土木なんかの仕事を一緒に探したから、知らんくても問題なかった。」

* 「合同の会議もないんですか？」

A さん「**保護司会と女性会の二者会議**はやってるわ。あと、合同でやる言うたら、女性会と保護司会が合同で、〇〇園⁶⁸（更生保護施設）で餅つき大会やってるぐらいかな。」

⁶⁷ 藤本良隆「ハローワークと矯正施設の連携による就労支援事業」『更生保護』第 70 巻、第 2 号、2019 年 24-25 頁

⁶⁸ 市内唯一の更生保護施設であり、保護観察対象者の中で、住居がない、頼れる人がいない等の理由で自立が困難な人に住む場所と食事を提供する施設である。定員は男子 17 名となっている。また、園の職員も保護司である。

(Y 区保護司会—他団体との繋がり)

* 「保護司会と更生保護女性会や BBS とは、割と昔から繋がりがあるのでしょうか？」

C さん「そうですね。ここ（サポートセンター）の事務所も看板見てもうたら分かりますように、更生保護女性会と BBS 会、それと心月会という協力雇用主会がありますので、その事務所があります。」

* 「各団体に兼任されている方もいらっしゃいますか？」

C さん「あります。女性の方は皆女性会に入ってます。」

E さん「もう保護司になったら必然的に入るという感じで。」

D さん「あとは、保護司になられた方の妻の方も更生保護女性会に 99%くらいで。どうしても嫌だっていう方はいいんです。」

C さん「今、Y 区で何人くらい？」

D さん「更生保護女性会 120 名くらい。これもやっぱり流動的で、どうしても亡くなくなる方もおられますし。」

* 「BBS 会から保護司になる人もいらっしゃるんですか？」

C さん「それは、いまとこないね。やっぱり若すぎるからね。」

E さん「若い人やとね、自分の子育てとか、そういうので忙しいと思うので、若干余裕がないと、（対象者と）接することがね、なかなかやっぱりね（難しい）」

D さん「研修会でも、普段の日の 1 時半から来なさいとか、そんなん仕事持ってる人なんか無理でしょ。」

* 「それは、保護司会の研修会ですか？」

D さん「観察所がやる研修会とかも、1 時半から始まって、いうたら、はいそうですか言うて来れへんわね。」

(Y 区更生保護女性会—保護司会との繋がり)

* 「保護司会との繋がりは何のくらいあるんでしょうか？」

Y さん「年に 1、2 回、更生保護女性会と、保護司会と BBS（会）と新月会（Y 区の協力雇用主会）で交流四者会議というんがあります。」

* 「どういったことを話し合うんでしょうか？」

Y さん「お互いの団体を理解しおうたり、サポートセンターというのがあるんですけど、女性会（更生保護女性会）もサポートセンター使てるから、その利用の仕方とかです。女性会は月 1 回の理事会をサポートセンターでやってますから。」

* 「他にはどんな繋がりがありますか？」

Y さん「年 1 回料理教室をしました。対象者が自分で作れる料理を教えるいうこ

とで、みんなでご飯を作って食べて。その後、BBS の人がゲームしてくれたりね。BBS がグループワークいうのをやってね、年に 2 回、卓球やったりお菓子作りしたりもしてましたよ。去年はコロナやったから、みな中止になったんですけどね。コロナの前は、毎年保護司会がやってる学校との連携事業と公開ケース研究会に女性会から 3 名か 5 名ほど協力参加してましたし、お祭りがあるんですけど、それに共同でブース出したり。毎年やないけど、合同で研修会をしたこともありますね。」

＊「その料理教室の主催は更生保護女性会なんですか？」

Y さん「もともとは女性会が主催で、保護司会と BBS と 3 者でやってたんです。そのあと、新月会も参加するようになって、令和 2 年からはすずらん更生会（サポートセンターの管理人）も参加して五者になったんです。あと、開催の話し合いには観察官の方とか区役所のまちづくり支援課の方が来て下さったり。」

＊「更生保護女性会員と保護司の兼任というのはあるんですか？」

Y さん「Y 区では、女性保護司は女性会に入ることになってるんです。特別な事情があって兼任してない人もたまにいますけど、ほとんどの人は両方入ってます。」

＊「Y 区の更生保護女性会は何名くらいいらっしゃるんですか？」

Y さん「Y 区は女性会の会員が多くて百人くらいかな。割合としては、女性保護司が 50 数名と、男性保護司の妻と、保護司とは関係の無い、更生保護に理解を示してくださる方が半数です。」

＊「更生保護女性会に対して、保護司になりませんかという声掛けはあるのでしょうか？」

Y さん「私は保護司の妻なので、保護司会のことはあまり分からないんですけど、公に声掛けするいうんはないと思います。」

（Y 区 BBS 会—保護司会との繋がり）

＊「BBS 会の活動にはどのようなものがありますか？」

L さん「大きく言うと 2 つ 3 つくらいになるんですけど、グループワークという、レクリエーションを企画して、そこに少年対象者に来ていただいて、一緒に遊んでるだけなんですけど。対象者になる子って普段なかなか家庭環境とか友達付き合いとかうまくいかないっていう子が多かったりするんで、保護司さんもですし、BBS も含めて幅広い人との関係を持って色々な繋がりを経験してもらう。」

＊「グループワークには BBS の方だけじゃなくて、保護司会の方とか、女性会の方もいらっしゃるって、というように。」

L さん「そうですね。料理教室の方にも BBS も加わって一緒に料理して、レクリエーションというのもしてます。結構合同の料理教室は Y 区の保護司会とか BBS 含めた活動として特徴的な活動かなと。」

＊「これは毎回何人くらいいらっしゃるんですか？」

Lさん「だいたい全員としては30人くらいですかね。そこに対象少年が2人とか、多かったら3人くらい来て、あとは女性会が10人くらい、BBSが10人くらい、あとは保護司会とか関係の方。」

＊「BBS会員の方の参加率はけっこう高いんですか？」

Lさん「そうですね。自分の地区の会員もですけど、他の地区にも声かけて。」

＊「BBS会員から保護司になる方はいらっしゃるんですか？」

Lさん「いますね。…うちの地区の平均年齢がだいたい30代後半くらいになりますかね。40代の方もいらっしゃるって、これは保護司の先生の息子さんとかになるので、関係者と言えは関係者で…年齢層は以外と高いですね。」

＊「BBSに対して保護司になるというお声がけもあるんでしょうか？BBSというよりは、息子さんだから、かもしれません。」

Lさん「そういうのもありますね。」

＊「Lさんに対してもお声がけはあるんですか？」

Lさん「ゆくゆくはどうですかみたいなのはありますが、今のところはBBSとして頑張ってくださいというような感じ。なかなか保護司さんとなると、平日の研修とかも多かったりするので、バランスが難しいところがありますね。保護司されてる方、どうしても定年退職された方とか、自営業されていて融通が利く方が割合的には多いかなというところ。」

では、新人保護司の際にはどのようなサポートがあると早期退任を減らすことができるのだろうか。アンケート調査にて「新人保護司であったときにどのようなサポートがあってよかった、またあるとよいかを教えてください（複数回答可）」と問うたところ、新人の保護司にとっては、先輩保護司の相談が最も有効であると認識されていることがわかった。具体的には、「先輩保護司の相談」が両区とも最も多くなっており、次に「専門知識を補うための講習会」が続いている。専門知識を求める理由は、近年の保護観察がより難しく専門的なものとなっているからであると考えられる。近年、刑法犯の認知件数は17年連続で減少を続けているものの、強制性交等の性犯罪の認知件数が増加傾向にあることや、若年者を中心に大麻取締法の検挙人員が急増していること、少年院において発達障害や知的障害を有する少年が増加していること、再犯者率が上昇していることなどから、保護司にとっても対応の難しいケースが増加しているようである。

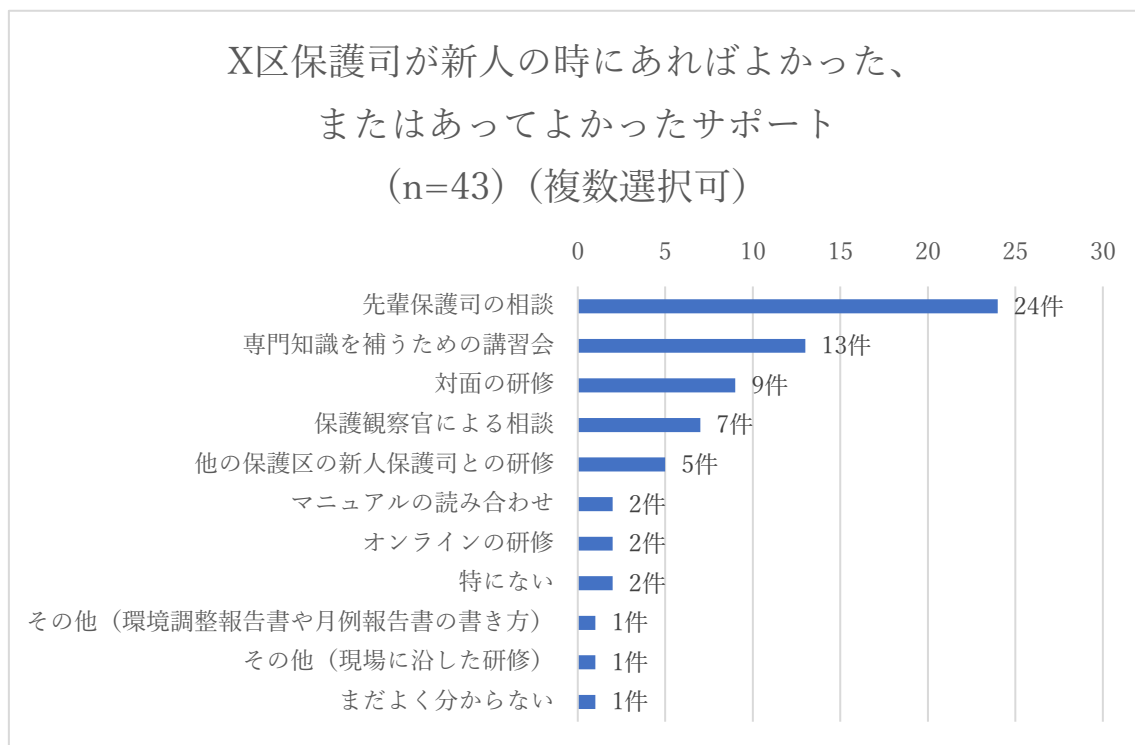


図 4.15 「新人の時にあればよかった、またはあってよかったサポートを教えてください」
に対する X 区の回答内訳
(筆者作成)

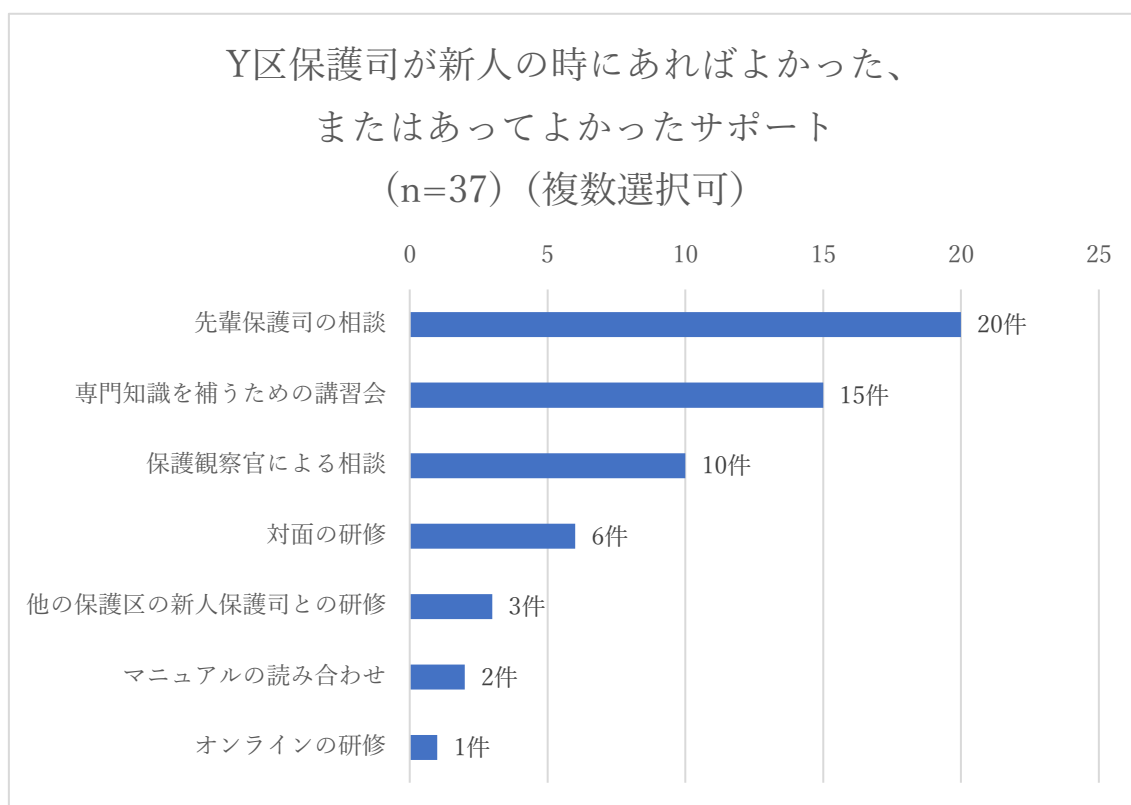


図 4.16 「新人の時にあればよかった、またはあってよかったサポートを教えてください」
に対する Y 区の回答内訳
(筆者作成)

ちなみに、先輩保護司とは、どのくらいの年次の保護司を指すのだろうか。保護司が経験年数何年程度で自分自身をベテランだと認識するのにかについても、アンケート調査を行った。「自分は新米だと思いますか、それともベテランだと思いますか」との質問に対して、「新米」、「どちらかといえば新米」、「どちらでもない」、「どちらかというベテラン」、「ベテラン」の5段階で自己評価を行ってもらったところ、およそ委嘱15年でベテランとなることが発見された。「経験年数」と「保護司としてのベテラン意識」をクロス集計すると、両区を通じて「5年未満」の保護司は「新米」だと自認する傾向にあり、「5年以上15年未満」で「どちらでもない」へ、「15年以上」で「どちらかというベテラン」へと推移していくことが確認された。これらのことから、保護司は「ベテラン」、いわゆる一人前となるまでにはおおよそ15年程かかると考えられる。さらに、経験年数が15年以上になると婦女暴行や死刑といった長期かつ難しい事件を依頼されるようになることが、ヒアリングを通して確認された。

表 4.7 X 区の「経験年数」×「自分は保護司として新米かベテランか」のクロス集計表

区分		自分は保護司として新米かベテランか					
		新米	どちらか という 新米	どちらで もない	どちらか という ベテラン	ベテラン	合計
経験年数	5年未満	7	1	3			11
	5年以上10年未満	1	4	4			9
	10年以上15年未満		2	8			10
	15年以上20年未満			3	3		6
	20年以上				5	3	8
	合計	8	7	18	8	3	44

(筆者作成)

表 4.8 Y 区の「経験年数」×「自分は保護司として新米かベテランか」のクロス集計表

区分		自分は保護司として新米かベテランか					
		新米	どちらか という 新米	どちらで もない	どちらか という ベテラン	ベテラン	合計
経験年数	5年未満	7	1	1			9
	5年以上10年未満		1	6	2		9
	10年以上15年未満			7		2	9
	15年以上20年未満			1	3		4
	20年以上		1	1	3	1	6
	合計	7	3	16	8	3	37

(筆者作成)

新人の際に求められるサポートは、今後どのような改善が保護司会において必要かにも繋がる。アンケート調査にて、「今後、どのような連携や研修が必要だと思いますか」との設問に自由記述形式で回答を求めたところ、以下の結果を得た。

X 区では、「学校との連携」を求める声が多く、次に「特定分野の勉強会・研修」が続き、その中では薬物に関する知見を深めたいという声が多かった。一方で、「現状で十分・手一杯」という声も一定数あった。Y 区との大きな違いとしては、「複数担当制」を求める意見や、「体験を共有して議論する」といった会を求める声が上がったことである。

Y 区では、「特定分野の勉強会・研修会」を求める声が多く、特にその中でも発達障害に関する知見を深めたいという声が多かった。そして次に「学校との連携」を求める声が多かった。X 区との大きな違いとしては、「地域自治会との連携」を求める声が上がったことと、「広報」が必要との意見が見られたことである。

共通点としては、学校と連携して再犯防止や保護司活動の理解を促進するとともに、保護司自身が、薬物や発達障害といった事象に対する知識を増やしたいという保護司の意識を

垣間見ることができた。後者の点に関しては、保護観察官の専門性が発揮される保護観察処遇体制になっていないという背景があるように思われる。そして、現在数の少なさなどから活かされていない保護観察官の専門性を、保護司がすすんで補おうとしているように見受けられる。

(X 区)

【質問紙調査の自由記載回答】

○学校との連携

「再犯が多くなるので、それを防ぐ講習や学校との連携など」、「学生に対して薬物の講習会」、「学校教育の中で保護司の社会的役割について教える」、「地域中学校・高等学校等へ出向き保護司活動の報告と防犯の研修会等を行う」、「地域小・中学校との連携とセミナー研修」、「地域に根差す活動が少なく、小学校や中学校へも積極的に活動に活動内容を知ってもらいたいです。(特に教職員への働きかけ)」

○特定分野の勉強会・研修

「発達障害の勉強会」、「薬物事案の増加に伴う勉強会(薬物の種類、名称等…)」、「薬物・発達障害の専門知識の勉強会」、「薬物・性犯罪の研修」、「色々な研修をして知識を得るのも勉強になると思います」、「外国人犯罪者への対応研修」

○体験の共有

「ベテラン保護司の体験による事例研修(環境調整、保護観察等)」、「体験を踏まえた実践的な研修」、「同じ地域の先生方の経験談などを聞きたいと思います」、「実際に起こった経験をみんなで話し合う会」、「経験者の話を聞いても参考になる」

○保護区を越えた研修

「保護区を越えた研修会(勉強会)なども近い将来あっても良いかも…です」、「保護区を越えた勉強会」、「他の地域の方との会話が役に立ったこともあります」

○複数担当制

「新旧保護司の複数担当制」、「一人の対象者に2~3人(硬・軟の役割を使い分ける。又、多勢の人が見守っていると感じてもらう)で担当する」

○その他

「各職業の方々のお話し会のような、研修は良いのでは」、「保護観察解除後、対象者が孤立していないか心配する…解除後のアフターケアも必要ではないか?」、「専門職の方々との勉強会」

○現状で良い

「範囲が広すぎて年 4 回の講習会で手いっぱい」、「神戸保護観察所の研修で十分」、「必要が有る場合は柔軟に連携する事も重要ですが、そもそもボランティアである保護司にさらに求められるのは方向性が違うのでは?」、「現状の講習で十分機能をしていると思う」

(Y 区)

【質問紙調査の自由記載回答】

○特定分野の勉強会・研修

「薬物・発達障害の勉強会」、「発達障害等の勉強会」、「発達障害の対応の方法など」、「薬物等の知識習得研修が必要」、「薬物・発達障害の勉強会など」、「発達障害の勉強会」、「精神障害や発達障害について専門家の講義を受けたい」、「薬物・発達障害の専門知識の勉強会が必要だと思います」、「精神的疾患の方が多くなって来ているので、カウンセリング等の知識が必要であると思う」、「発達障害の勉強会」、「貧困・いじめ・DV 等々現代社会が直面する課題（特に心の病）について知見を深めたい。できれば対面で。」、「薬物・発達障害の勉強会」

○学校との連携

「地域小学校における講習は、大切と思う。本当は、小、中、高の学校に、社会を明るくする運動を知って頂きたい」、「地域における小、中学校との連携」、「各小・中学校にて、更生保護とは何か、犯罪はどうして起こるのか、あなただったらどうする等の講習。…犯罪を起こさない為に、どうすればいいか、児童・生徒に考えさせ、感想文を書かす。」、「地域小学校における講習」

○地域自治会との連携・研修

「小学校、中学校では、更生保護の研究会などは行っているが、地域住民（自治会）等には、行っていないので研修等が必要」、「地域自治会等との連携活動」

○保護司同士の相談・情報交換

「各地域でベテラン保護司、退任保護司にいつでも相談できるといいなと思う」、「就労支援の情報交換や、アフターフォローの勉強会」

○広報

「個人的には、マスメディアを通じて、今も、テレビドラマでやっている〈ドラゴン桜〉、〈GTO〉というような、サクセスストーリーの作成」、「保護司活動の周知を行う機会が必

要とを感じる」

○その他

「保護者（親）との対応」、「保護区を越えた勉強会」、「児童自立支援施設への授業の見学が必要」

○現状で良い

「通常の研修会も仕事上参加できていないので、特に必要とは思いません」、「現状のままが良いのでは」

第2項 保護司候補者の新規委嘱

次に、新たな担い手の少なさに関しては、どのような理由があるのだろうか。

まずは、担い手確保の際に、どのように声掛けを行っているのか、についてその実態を見ていくこととする。結果から述べると、勧誘の声掛けの際には、保護司会側も候補者側も慎重になることが明らかになった。言い換えれば、保護司会側も声がけをする人を選んでいるし、声を掛けられた側も即座に保護司となることを決断するわけではない。

保護司会側は、ある程度自治会などの話聞きながら、リサーチをした上で慎重に声をかけることが多いようだ。ルートとしては、プライベートで声がけする場合もあれば、自治会の推薦などによって地元の名士に声を掛ける場合もあるという。慎重になる理由は、二つ考えられる。第一に、保護司会側には、予め「望ましい候補者」の像があるため、第二に、保護司には守秘義務があり、身分を明かすことに抵抗があるためである。第一の点については、次節で詳細に検討する。第二の点については、「自分が保護司であることは（近所の人などには）いちいち言わない」、「若い子が出入りすると、あそこの家は保護司だから、あの子は犯罪者だという噂が流れるので、内密にしている」といった声がインタビュー調査で聞かれた。

候補者側は、1回で引き受けることは珍しく、ほとんどの人が何度も話を聞いて説得されて保護司になる決意をするようだ。また、声をかけても引き受ける人はほとんどいないという。その理由は、後述するが、「対象者に対する不安・偏見」や「時間的・経済的・心理的余裕のなさ」、「家族の理解が得られないこと・自宅に迎え入れることに対する抵抗」といった要素が不安材料となり、即座に決断することが難しいためである。

(X 区)

*「新しい担い手をどないしたら確保できるかっていうことなんですけど、声がけいうのは、プライベートの知ってはる方に、どうですか、と言ったりするんですか？」
I さん「誰でも彼でもいい、いうわけにいかんわけやね。全部一応全部調査がありますんで。やっぱり、ああこの人やな思うたらいくけども。」

*「声がけする中で、どのくらい引き受けてくださるんですか？」

Gさん「なかなか…。」

Iさん「**ほぼないわ。**」

Gさん「私の例は、1年ぐらいに1参した。」

*「1年くらいかけて1人ですか。」

浅「そうそう。忘れた頃にね。」

*「でもその1年の間に、当然1人以上の方に声を掛けられてるわけですよね。」

Gさん「まあそう。**地域の名士**の人に、だいたいお願いしながら。でも**1回目で返事する人**いないもんね。」

Iさん「**1回で、はいはい分かりました**いうんは、**まずないわ。**」

Fさん「やっぱり、この人は、と思って、地域の人やいろんな人まず見て、この人大丈夫だなと思ったら、やっぱり集中してその人に接触することによって、**信頼関係を持つて**。彼女（Gさん）なんかはそういうところがもう、すごいですわ。この人と思ったら。」

*「何名も入れてらっしゃるんですか？」

Gさん「入れてるね。だから、自分がやめるときは（他に後任として入れられる人が）いないかもしれない。代わりに、と思ったら。いる間に見つける。」

Fさん「やっぱり保護司さんも、入ってもうたら、長続きせないかんから、途中で辞められるというのが一番、推薦した者としては寂しいことやから。そやから、長く務めてもらえるように、フォローしていかなとね。」

(Y区)

*「自分の知っている方とかにプライベートでお声がけして、みたいな感じですか？」

Dさん「プライベートに声をかけるのもあるし。」

Eさん「地域の自治会の推薦とかっていう件もありますよね。自治会長さんに相談したり。**幅広い中からリサーチはします**よね、やっぱり。」

*「名簿みたいなのはあったりするんですか？」

Dさん「ないない。個人情報やからね。」

Cさん「自治会の役員になったらね、会長になったら全部の名簿がありますけどね。私も自治会の会長をしてましたけどね、全部何人住んでるとか、年とか皆分かりますんで。その中で、保護司なれるような方がおれば、話しに行って、どうですかいうて。今年5月に1人近所の人になったんですけどね。」

Cさん「各保護司が在住の地域で、自治会役員、PTA、会社関係、教職員、住職、神主等と**直接話をして、どうですか、なってもらえませんか、とか**いうのも多いです。」

*「お声がけする中で、どのくらいの方が引き受けてくださるんですか？」

Cさん「その地域で定員あったら言う必要ないんですわ。入れられないですから。そ
やから、**自分がおらんようなる1, 2年前からそういう人をピックアップして、説得
する。**そういう形でやってますね。」

*「公の場と言うか、例えば社会を明るくする運動とか、地域の夏祭りというような
公の場というよりも、自分の知ってはる人を個別にお声がけして、ちょっと興味持っ
てもらえたら説明してみて、みたいな。」

Cさん「そうです、はい。」

Cさん「昔はね、保護司いうたらあんまり地域で、近所で分かったらあかんわけや。
やっぱりいろんな若い子とか出入りするでしょ、家に。ほんなら、あそこ保護司やっ
てはるから、あの子犯罪者やで、とかバーっと噂が流れますからね。そら**なるべく内
密に、そういう（お誘いの）話もやっていくんですけど**ね。」

Eさん「あとはお声がけする人なんかは、やっぱり身分を明かさないといけないか
ら。」

*「そこで信頼できる方っていうのが絞られてくる、と。」

*「ちなみにその面接では、例えばどういう項目を見られているのでしょうか？」

Cさん「まずは本人の今の仕事とか、それから**時間的に余裕が有るのか、経済的に余
裕が有るのか、**そういうのがやはり（重要）。」

Eさん「あとは色んなボランティアをしていっしょだったとか、**地域の役割をなさっ
ている、**というような色んな要素をお聞きして。」

Cさん「それとやはり相手にする対象者が犯罪を犯した人ばかりですから、そうい
うのに耐えられるかどうか。**基本的には家に呼んでそこで面談をして、指導して**いくの
が基本なってますのでね。」

では、なぜ、保護司を引き受ける人が少ないのだろうか。アンケート調査にて、「保護司
のなり手が少ないのはなぜか」という自由記述欄を設けたところ、以下の回答を得た。

X区では、「対象者に対する不安・偏見」を挙げる人が最も多かった。次に、上述した「保
護司をやめたいと思った理由」とも被るが、「時間的・経済的・心理的余裕のなさ」が二番
目に多く、「家族の理解が得られないこと・自宅に迎え入れることに対する抵抗」に関する
記述が三番目に多かった。無給性を指摘する意見もあったが、数としては少数にとどまった。
これは、上述した「保護司を辞めたいと思った理由」として最も回答が多かった「援助指導
に自信がない」とも通ずるところがある。X区では、候補者も保護司もともに対象者に対す
る不安が先行している様子が見える。

一方、Y区では、「時間的・経済的・心理的余裕のなさ」が最も多く、次に「認知度の低
さ」、その次に「対象者に対する不安・偏見」、「家族の理解が得られないこと・自宅に迎え
入れることに対する抵抗」、「奉仕の精神の減少・地域を支える意識の低下」が続いた。無給
性を指摘する意見は、X区と同じく、少数にとどまった。これは、上述した「保護司を辞め

たいと思った理由」として Y 区では「会合や研修が多く負担」と回答した人が最も多かったこととも通じている。Y 区では、時間的・経済的余裕がないために保護司の担い手が少なく、保護司になった後も余裕のなさゆえに負担を感じている保護司が多いと思われる。

(X 区)

【質問紙調査の自由記載回答】

○対象者に対する不安・偏見

「対象者に対する偏見。」「更生の手伝いではありますが、犯罪者とのつき合いといったところでちょっと構えてしまいますし、周囲の理解も必要だと思います。」「元犯罪者と向き合うのは怖いと思う。一般人とでも向き合うのは簡単ではありません。」「対象者がどんな人に当たるか怖い！というのも聞いたことがあります。」「一生懸命とり組んでも、対象者がなかなか反省しない。犯罪をくり返すことで、やる気が失せることを一般の多勢の人がわかっているからだと思う。」「法律をおかした人との接触はやはり怖いという感じがするのではないのでしょうか。ボランティアの中で一番むづかしいと思います。」「犯罪者と直接するので危険度等があるとおもわれているのではないか。」「対象者との接触が何かとんでもない行為であるとの考えがあると思われる。」「保護司の仕事内容を詳しく話せばプレッシャーがかかり、むづかしくなる。」「対象者が普通の人でなく手を焼くことが多い」

○時間的・経済的・心理的余裕のなさ

「精神的や肉体的な負担が大きいと思う。」「時間の余裕が無いと務まらないと思う。」「定年の延長により、仕事との両立を避ける人が多い。」「時間が取れない。」「時間的な負担がある。」「今の研修会の仕方では若い人、会社員などが講習が受けられない。」「安定したボランティアを得たいが、1 番の働きざかりの為、1 部の富裕層のみ拜命を受けている！（宿命的な人材として理解する）。」「他人に助けるだけの余裕が（お金を含む）なく、知識や経験がなく、不安だらけであるので、少ないのではないのでしょうか。」

○家族の理解が得られないこと・自宅に迎え入れることに対する抵抗

「ある程度家庭が落ち着き、対象者が来訪する為、家族に会うことがいやという人が多い。」「家族の理解を得るのが困難。」「保護司宅に対象者が往訪することで、対象者の限定につながることを危惧する。」「面接等を自宅で実施することに対する家族の理解や防衛意識。」「家族の理解が得にくいこと。」

○認知度の低さ

「保護司活動の宣伝不足。」「LINE,TikTok,SNS などツールとして時には必要に応じて使用できれば良いと思う。」「保護司というものが社会で認知されていない。」「地域内に

て、保護司の認識がうすい。」、「啓発活動の不足。」

○人に勧められない

「苦労が多いのに善なし。」、「保護観察期間2か月から5か月間、対象者によって色々、ひとりひとり違いこれが正解と答えがないし、むずかしい、自分が何をしているのか？と思うことが在り、他人に勧められない。」

○責任の重さ

「責任が大きい」、「やはり責任が重い。」

○無給であるため

「全くのボランティアであるためなり手がないかもです。」、「無給だから。」

○その他

「現代のニーズに合っていない。」、「基本的に社会の景気が良いならば皆が余裕を持ち保護司にもなってくれるはず。保護司制度が始まって以来、社会情勢は変化しているのに、保護司制度はあまり変わっていないのでは？若い保護司を求めるならば、アピールとメリットが必要でしょう。」、「高齢化による若年層の踏み込み難さ」

(Y 区)

【質問紙調査の自由記載回答】

○時間的・経済的・心理的余裕のなさ

「現役で働いている方は、時間が取りにくい。」、「研修や会合も多いので、時間的にも余裕がないと活動しにくい。高齢化社会において就業年齢も高くなっており、両立は中々難しいと思う。」、「時間に対するゆとりのなさ。」、「時間・金銭的な余裕のある人の減少。」、「ボランティア活動する為の生活余裕がない(社会情勢)。」、「いつまでも現役で働かねばならず多大な責任を負う保護司というボランティアを進んで引き受けましょうという方は少ない。」、「自分や家族の事だけで精一杯で、余裕のない人が多いのではないか?」、「行事、講習とかが多く、担当者を持っていると忙しくて大変である。」

○認知度の低さ

「周知されていない。又、一般的にオープンにされるべきものとは考えられていない。」、「実際の保護司の活動について知り得る手段が少ないから。」、「保護司制度のことを国民は知らなすぎ。もっと認知度を高めるべき。」、「サポートセンターでの面接や先輩保護司のアドバイスや観察所のサポートが有る当をテレビ等で広報して欲しいと思います」、「広く周知されていないこと」、「国・地域が予算を使って保護司のPRをすべきと考えま

す。」「保護司制度の PR 不足と皆の関心が薄い。」

○対象者に対する不安・偏見

「少なくとも当然だと思いますが、ボランティアでわざわざこのような仕事を普通の方が受けるとは思いません。職業柄等の思いがなければやらないと思います。」「犯罪者の立場で更生させる活動。被害者の立場を考えると、更生活動に疑問。」「加害者を保護するという点からやはり世間は厳しい目で見ると思う。」「犯罪者への偏見。」「不幸な状況の元で育ち…そして犯罪に手を染めてしまう。この様な、人との係わりを持ちたくないと思われる人がほとんどである為、保護司のなり手が少ないのではないかと推測する。」「①犯罪者の更生は本当にできるか、②自分を取り巻く環境が違った社会の人（犯罪者等）となじむ事ができない。」

○家族の理解が得られないこと・自宅に迎え入れることに対する抵抗

「夫婦の協力も必要な保護司の役目があると思うが、協力しあえない夫婦も増えているのでは?」「対象者との面談時、家に呼ぶ事。」「自宅での面接等を考えると、自分だけではなく家族の同意も必要とされる。」「犯罪者と直接向き合うことや、自宅に訪問されることに特に怖がられています。」「家族への理解が得られないから。」「仕事と活動の両立が難しい。」

○奉仕の精神の減少・地域を支える意識の低下

「今、地域の自治会にも、入りたいがらない若年層が多い中、組織に所属する事を嫌う人々が、多くいる。」「地域～国を作る主役は自分自身であるという意識が少ない人が多いと思います。行政サービスは受けるだけで自分では何もしない、それが主流です。」「自分中心な人が増えているのかと思う。」「ボランティア活動への理解の浅さ。」「進んで犠牲を払わない風潮の中に生かされていると思います。」「いなか等人数が少ない所は、役目が次々に来るが、広い地域になると、人があまりみえてこない。自治会、婦人会に入っておられない人も増えていることから、地域のことに関心がない人が、増えているのかなと思います。」

○保護司に対するイメージ

「報道で（TV 等）保護司の役目などを知ると、”大変だ”と思う方が多いのでは?」「保護司への活動のイメージの悪さ(?）、堅苦しき。」「何だか大変な仕事と思うイメージがあります。」

○無給であるため

「ボランティア（無報酬）。」「手当がないことが、最大の要因だと思う。」「パートに出る

くらいの時間給を考えて頂くとよいかも。」

○適性のある人を見つけるのが困難

「ボランティア（実費弁償はあるが）にしては、誰にでも推薦できない。専門性が必要な時がある。」、「保護司活動は人権的な配慮から目立たないことが求められています。また、誰でもできるものではなく、適性が必要。（自治会や PTA の役員が出来る人など）」

○その他

「対象者への責任が重いこと」、「人とのつながりが希薄になった社会で、保護司のなり手が少ないのはやむを得ない。」

インタビュー調査でも、「勧誘した際に依頼を断られる理由」について伺ったところ、アンケート調査の「保護司のなり手が少ない理由」で挙げられた回答と同様に「対象者に対する不安・偏見」と「家族の理解が得られないこと・自宅に迎え入れることに対する抵抗」というのが主な回答となった。

もちろん、実際には、保護司の身に危険が及ぶことはほとんどなく、自宅以外でも面接は可能である。対象者が保護司の身に直接的な被害を与えた事件は今までに一件のみであり⁶⁹、自宅外で面接を実施している保護司もいる。サポートセンターが保護司宅・対象者宅から近い場合にはサポートセンターで行うこともあるし、自営業・自由業が一定の割合を占める保護司会内では、会社の事務所で面接を行っている人もいる。さらに、対象者が保護司宅に上がりたがらない場合もあり、対象者宅へ出向くこともあるという。

ただし、サポートセンターの運用状況が十分であるかといえば、そうでないことは指摘しておきたい。2008 年からサポートセンターの整備が開始されたにも関わらず、保護司として困っていることとして、「面接場所の確保」が挙げられたため、サポートセンターの利用の現状についてインタビュー調査を行った。その結果、サポートセンターは保護区に一箇所しかなく、対象者並びに保護司が遠いところに住んでいると、利用しづらいことがわかった。特に、Y 区は保護区の範囲が広く、「自宅からサポートセンターまで車で 40 分かかる」という声もあった。このようにサポートセンターが遠いことは、移動時間が長くなるだけでなく、保護司にとって時間のロスとなってしまう可能性がある。対象者が面接を無断欠席することもあるためだ。また、Y 区のサポートセンターには駐車場が二つしかなく、X 区のサポートセンターには駐車場がない。したがって、アクセスが良いとは言えない。

もっとも、たとえこのような不安や不便が払しょくされたとしても、更生保護の業務の特殊性ゆえに、すべての人の理解を得ることは難しい可能性が高く、また保護司となりうる人

⁶⁹ 2010 年 7 月に、茨城県桜川市で、保護司の自宅が対象者の 15 歳の少年の放火によって全焼する事件が起こった。

材には一定の傾向が見られよう。それについては次節で述べる。

(X 区)

* 「依頼を断られる理由としては、どのようなものがありますか？」

G さん「**家族**がね。」

F さん「奥さんが（保護司を）してる場合は、そういうとこのご主人にやっぱり気を遣ってるという人はおりますね。」

G さん「ご主人がなっても奥さんが子どものため、子どもがいるからダメ、とか。」

I さん「子どもが小さかったりしたら、やっぱり会うた時に、アレなるからいうことで。そんな（危ないような）ことないねんけども。」

G さん「全然ないよね。」

I さん「全然ないんやけども、やっぱり全然関係なかったら（怖がる）。」

G さん「知識がないんよね、まだ保護司に。保護司ってなんか悪いことした人をやっていう感じ、とばっかり思ってるから。**自分達に危害があるんじゃないか**、思うけど。ないんだけどね。」

I さん「危害を（保護司に）加えたら、また自分が（刑務所に）入らなあかんから。」

G さん「推薦する時は、それ（危害を加えられることがないか）が一番聞かれる。」

(Y 区)

* 「自治会とか、他の団体にも入られているって方がいらっしゃったんですけど、そういう方にとってその団体の新しい人を見つけるのと、保護司の新しい人を見つけるのでは、やっぱり保護司の人の方が難しいですか？」

C さん「難しいですね、やっぱり。あくまでボランティアですからね。無償で接近して、いろんな話せなあきませんから。やはり、**対象者が犯罪者**いうだけで引いてまう**人がいます**のでね。」

* 「声をかける人も選ぶし、声をかけても断られたりがある、と。」

C さん「そうですね。」

D さん「あとやっぱり、家族の人が、絶対そんなことせんといてね、って。いくら本人がやってみようかなと思っても、**その奥さんとかが、絶対やめてね、という人もいます。**」

* 「（保護司である旦那さんが役員になると）奥様も女性会に入らないといけなかったり、ご家族の理解も必要ですね。」

D さん「やっぱりね、うちの中にそういう（対象者みたいな）人がこんにちは、いうて入ってくるのは、ちょっとっていう人が。」

第4節 保護司の新たな担い手に求められるもの

本節では、保護司が新たな担い手にどのような要件を求めているのかについて、アンケート調査（第2調査）によって得られた定量的なデータと、インタビュー調査（第3調査）によって得られた「保護司の具体的な言葉」を用いて分析する。

アンケート調査においては、自薦制度の賛否と若者の保護司起用の賛否について問うた。はじめに、「保護司の自薦制度（保護司になりたい人が自分で自由に挙手して保護司になれる制度）についてどう思うか」という質問に対しては、両区とも「どちらでもない」が最も多く、次に「反対」が続いた。賛成の理由としては、「選択肢は多い方がいい」ということが挙げられ、反対の理由としては、「地域の推薦の有る方が望ましい」といった意見や、「自分でなりたい人ほど保護司への思いが強くて自分から辞めていく」、「（実際に自薦で保護司になったが）研修も参加せず…受け持ちは拒否されていた」という体験談も寄せられた。さらに、インタビュー調査を通して、自薦制度に反対する理由については、「その人が保護司として望ましい要件を満たしているかがわからない」ということに加えて、「断る際にどう断ればよいかわからない」という保護司会側の事情もあることがわかった。詳しいインタビュー調査結果については、次節で示す。

経験年数とクロスさせると、経験年数20年以上の保護司は自薦制度に「反対」する傾向にあることが分かった。（表4.9、表4.10）

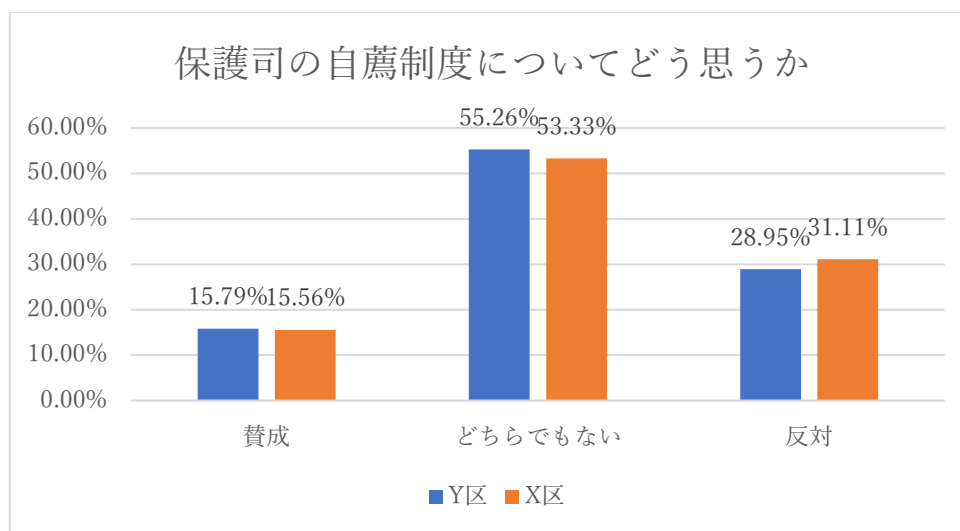


図4.17 「保護司の自薦制度についてどう思いますか」に対する回答内訳
(筆者作成)

表4.9 X区の「経験年数」×「保護司の自薦制度について」のクロス集計表

区分		保護司の自薦制度について			
		賛成	どちらでもない	反対	合計
経験年数	5年未満	2	7	2	11
	5年以上10年未満	1	8		9
	10年以上15年未満	1	5	4	10
	15年以上20年未満	3		3	6
	20年以上		3	5	8
	合計	7	23	14	44

(筆者作成)

表 4.10 Y 区の「経験年数」×「保護司の自薦制度について」のクロス集計表

区分		保護司の自薦制度について			
		賛成	どちらでもない	反対	合計
経験年数	5年未満	2	6	1	9
	5年以上10年未満	2	6	2	10
	10年以上15年未満	1	3	5	9
	15年以上20年未満	1	2	1	4
	20年以上		3	3	6
	合計	6	20	12	38

(筆者作成)

次に、「20代、30代の若い人たちがもっと保護司になるべきか」という設問に関しては、X区では「わからない」が最も多く、次に「なるべきではない」が続いた。一方、Y区では「なるべきではない」が最も多く、次に「わからない」が続いた(図4.18)。また、経験年数とクロス集計すると、経験年数が高いほど、「なるべきではない」と考える傾向にあった。

各理由については、X区で「なるべきだと思う」と回答した人は、「若い人の方が行動力や対応力がある」ためになるべきだとする人が最も多く、「経験の蓄積が必要である」ためになるべきだとする人が多かった。「わからない」と回答した人は、「年齢以外の要素が重要である」として人格を重視する意見や、「案件によって適任年齢は変わる」という意見が主であった。「なるべきではない」と回答した人は、「人生経験が足りない」ためとする人が最も多く、次に「時間的・経済的余裕がない」ためとする人が続いた。

次に、Y区の回答理由については、「なるべきだと思う」と回答した人は、「同じ目線で話ができる」ためであるとしていた。「わからない」と回答した人は、「年齢以外の要素が重要である」として寄り添いなどを重視する意見が主であった。「なるべきではない」と回答し

た人は、「時間的・経済的・心理的余裕がない」ためとする意見が最も多く、次に「人生経験が足りない」ため、そして「年齢が信頼関係などの重要な基礎である」とする意見が続いた。

これらを勘案すると、保護司の担い手に求められる要素としては、「人生経験」と「時間的・経済的・心理的余裕」が主に挙げられ、その要件を満たす年齢はおおむね「40代以降」であるが、それ以前であっても要件を満たしていればよいと考える人が一定数いると考えることが出来る。

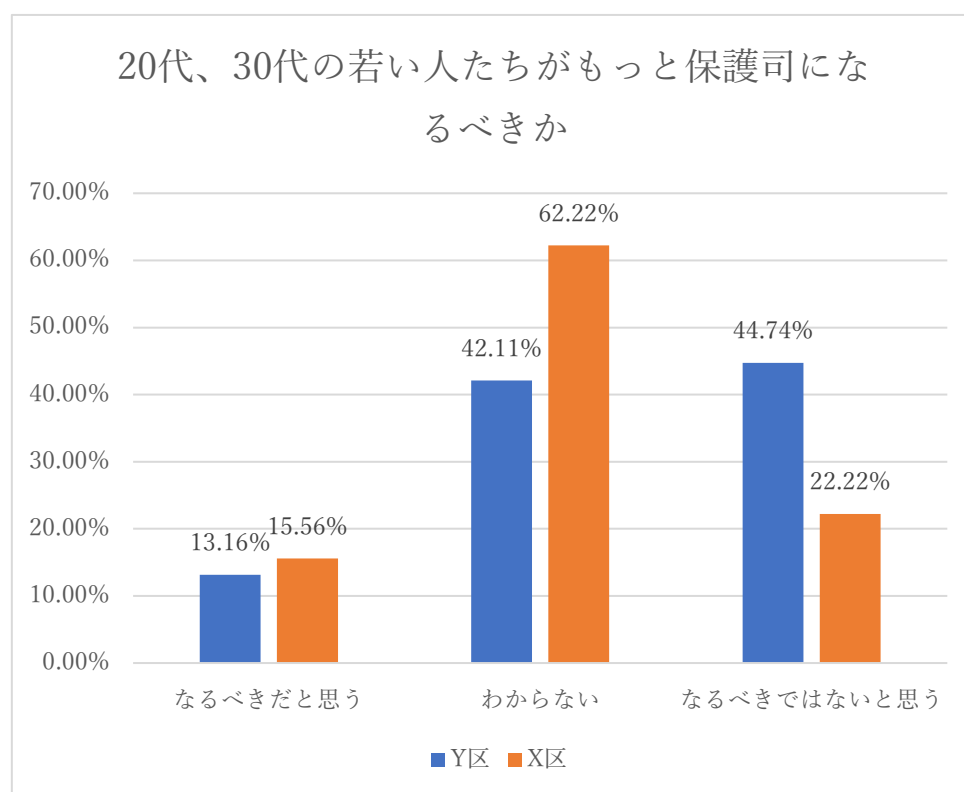


図 4.18 「20代、30代の若い人たちがもっと保護司になるべきだと思いますか」に対する回答内訳
(筆者作成)

表 4.11 X区の「経験年数」×「20代、30代の若い人たちがもっと保護司になるべきか」のクロス集計表

区分		20代、30代の若い人たちが もっと保護司になるべきか			
		なるべき	わからない	なるべき ではない	合計
経験年数	5年未満	1	9	1	10
	5年以上10年未満	3	4	1	8
	10年以上15年未満	1	5	4	10
	15年以上20年未満	1	4	1	6
	20年以上		5	3	8
	合計	6	27	10	42

(筆者作成)

表 4.12 Y 区の「経験年数」×「20 代、30 代の若い人たちがもっと保護司になるべきか」
のクロス集計表

区分		20代、30代の若い人たちが もっと保護司になるべきか			
		なるべき	わからない	なるべき ではない	合計
経験年数	5年未満		6	3	9
	5年以上10年未満	1	4	5	10
	10年以上15年未満	1	3	4	8
	15年以上20年未満	2	1	1	4
	20年以上	1	1	4	6
	合計	5	15	17	37

(筆者作成)

(X 区)

【質問紙調査の自由記載回答】

○なるべきだと思う

- 若い人の方が、行動力や対応力があるという意見

「行動力のある若い人になるべき。」、「対象者の低年齢化及びスマホ等のコミュニティツールに対応が簡易にできるので必要。」、「年をとっているから経験や知識があるとは限らないと思います。若くてやる気のある人がなればいいと思います。」、「若い対象者によって、年齢の近い保護司の方が対応力があると考えます。」、「保護司の若返り、保護司の高齢化があるため。」、「保護観察対象者の年齢や対象者をとりまく環境も複雑化してきている現在…より柔軟な対応と行動力が求められるように感じる。」

- 経験の蓄積が必要であるという意見

「若い保護司が永年続ける事で対象者を持つ経験が蓄積され生かされると思います。」
「保護司としての自信を身に着けるための時間や多くの経験を得るための時間を必要とするためには若年であることが必定である。」

○わからない

- 年齢以外の要素が重要であるという意見

「人柄による。」、「…幅広い年齢層の保護司がいるのは好ましいが、それよりも保護司がそれぞれの対象者にとって良き師のようであったり、良き父母、兄姉、友のようだと受け止められるような保護司の度量や器量が大切だと感じる。保護司が対象者にとって師や父母や友のようだと受け止めてもらえたら、保護司の年齢は関係ないと思う。」、「一人の人の自由の時間が若くても老いても人によって違います。時間的にある人がなればいいと思います…。」、「素行が良く、人格温厚であれば年令を問わず適任と思う。」、「若い人であっても社会的な経験を積んでおり、情熱だけではなく、寛容さと規範意識を持っている人なら良いと思う。」

- 案件によって適任年齢は変わるという意見

「案件によって適・不適がある様に思います。」、「40代以上であれば対象者が若い子であれば、その子の親の立場で対象者をみれるような気がします。」、「対象者が青少年ならば、援助・指導ができると思う。同年代・年配者には荷が重いと思う。」、「人生の経験値が必要な場合もあり、若者に寄り添いやすくするためには若い人になる必要もある。」、「今まで担当した事例で若い人も何人かいました。年令が近いと気持ちがよくわかり良いのではないのでしょうか？」

- 時間的・経済的・心理的余裕

「仕事等時間的余裕がないのでは。」、「やはり、人生経験が必要だと感じる。」、「人生経験が多く必要かつ仕事との両立が難しいと思います。」

○なるべきではないと思う

- 人生経験が足りないという意見

「人生経験が少ない場合、責任ある態度が出来ていない。」、「ある程度の社会での実経験があった方が、保護司として対応ができる。」、「人生経験が浅いとできない。」、「心の余裕、経験（人生）が不足。」、「ある程度人生を経験し苦労した人のほうが中身のあるよりそいができると思うので。」、「やはり人生経験が必要です。（社会の色々な人が来るので）」、「ある程度の人格者で身元の確かな人で有ること、20～30才代では人生経験が少な

く又経済的に余裕が有るか？等。」

- ・ 時間的・経済的余裕が足りないという意見

「会社員、経営者どちらでも時間的に余裕の在る人でないと進められない！」、「30代40代は子育て、仕事の充実向上の時。まず、自分を磨かないと。」

(Y区)

【質問紙調査の自由記載回答】

○なるべきだと思う

- ・ 若い世代の強みがあるという意見

「今の時代、『昔は、ああだった、こうだった』と言っても、ジェネレーションギャップがありすぎて、若い年代の対象者には、理解できないと思う。今は特に！！」、「同じ目線で話しができるので。」、「若い対象者にはあまり高齢者だと話が合いにくい。同じ目線で話ができると思う。」、「同世代の保護司が寄り添うことで、対象者は気楽に相談できるのではないかと思う。」、「若年の犯罪者の指導時、若者の考え方にそって指導ができる。」

○わからない

- ・ 年齢以外の要素が重要であるという意見

「少なくとも、年令で判断するものではない。」、「キャリアや様々な経験値の上で成り立つ仕事であると思うから。」、「人生経験豊富な方が適していると思うが、若年層の対象者によっては若い人の保護司の方が本人に寄り添うこともできるのではと思うし、この質問に関してはよくわからない。」、「対象者と近い年齢であれば話は合うと思うが、それだけでもいいとは思えない。しかし、年齢に関係なく保護司の活動内容が理解、共感できれば問題はないと思う。」

- ・ その他

「今の保護司には、仕事が多く、時間の余裕がないと思う！一部の保護司にしわ寄せとなる。」、「若い頃から研鑽を積むと、能力、体力共に活躍へのエネルギーになっている。」

○なるべきではないと思う

- ・ 時間的・経済的・心理的余裕が足りないという意見

「若い人は仕事が忙しいので、対象者と向き合って人生の話など相手の気持ちを受け入れるのがどうか？」、「各自、定職についていたり、生活と仕事が重点になるのでなかなかボランティアはできないのでは？」、「社会的な経験が浅く、世間一般の常識に欠けるのでは？ある程度、結婚し、子供を産み育て、苦楽の経験のある方の方がいいのではないか。そして、心の余裕が出きらなければ、更生のお世話は難しいのではないか。社会的経験が

浅く、対象者の犯罪に対応出来ないのではないか。そして、心の余裕がなければ、良き（正しい）アドバイスが出来ないのではないか。」「①保護司は対象者に対して傾聴、忍耐力、精神的余裕がある程度必要であると考えます。②対象者の方と共に構成に導く作業は難しい。③今もって悩みながら対象者と向き合っている→若い人には難しいと考えます。」「保護司は基本的にボランティアであり、現役世代の若い人が保護司になるには経済的な配慮が必要かと。若い人には創造的な仕事をして欲しい。」「本来の職務、家庭が忙しく無理と思うから。」

- 人生経験が足りないという意見

「人生経験が少なく、対象者との面談が難しい。」「…対象者は人生経験が豊富なある程度の年齢の方の話や面接を受けるほうが素直になり更生に結び付く。」「やはり人生経験が豊富でなければ、指導が出来にくいのではないかと思う。」「人生経験が少ないので、相談を受けたときに困るのではないか。自治会役員、民生委員等の経験があれば良いが。」「20代、30代の保護司がおられてもよいかも知れないが、少し経験不足かと思います。」

- 年齢が重要な要素であるという意見

「対象者と同年代が多いと思いますが、同年代の人からいろいろ言われるのはどうなのでしょう？ 私ならいやです。」「40代位なら引き受けて頂いてもいいのではと思う。」「ある程度対象者との上下関係や信頼関係が必要なので、それは年齢と関係することが多いので。」「対象者に舐められ易いのではないか？と思う。」

このように、アンケート調査においては、担い手に求めることとして、両区ともに「人生経験」という回答が多くなっていたが、「人生経験」とはどのようなことを意味するのであろうか。そこで、インタビュー調査でその内実を探ったところ、両区ともに、①責任感、②経済的・時間的余裕、③人としての成熟・社会経験、④傾聴力・共感力・ともに考える心のゆとり、⑤説得力、が挙げられた。特に、①の責任感に関しては、繰り返し強調されており、保護司の方が普段責任感を持って取り組んでおられることが感じられた。また X 区では、⑥地域との密着性に関しても言及された。

(X 区)

*「若い人が保護司になるべきかという質問に対して、人生経験が必要という回答が非常に多かったんですけども、具体的な人生経験というのは何を指すのでしょうか？」

F さん「20代、30代とかって（アンケートに）書いてましたやんか。ほんなら20代で保護司ということで、どなたかが推薦するということで、その推薦する人は、やっ

ぱり、この人やったら保護司になってもうてもこういう活動ができるな、と。誰かやっぱり推薦者が要ります。先ほどのように、なかなかそういう時にはやっぱり（推薦者を見つけるのが）難しい。30代では、なったという人も聞いたことがあります。こないだ退任された人も、30ぐらいの時に（保護司になった）、言うてました。やから、30代の後半ぐらいかな。」

Iさん「組織に入らんでも、ある程度の**責任ある仕事**持ってたら。」

Gさん「私になったときは、20代の人いましたけど、弁護士さんでした。あとはちょっと無理やね。いくらできてもね。」

Fさん「20代で、仮にね、学校卒業して社会に出る人も、起業する人も、学校に行く人も今は色々おられます。そやから学生さんにはやっぱり難しいかもしれへんけど、手に職いうか、**働かれて、収入があって、ある程度時間的な余裕**というんか、活動できる人というのは、20代、30代の人にはなかなか、そこまで**落ち着いた人**は少ない。」

Gさん「人生経験がないってことよりも、**20代はまだ人として、世間のいろんなことを学んでないから**。学問は身についても、社会のそういうことっていうのは（まだ知らない）。保護司っていうのは、そっち（社会経験）がものすごく大事だから。**人を育成する**ってことでしょう。**犯罪してしまった人を社会に復帰させるのが役割**だから、ちょっとまだ若かったら（難しい）。」

Fさん「**話を十分聞いてあげる余裕**がちょっとなかなか、若い人には難しいかわかれへんね。自分の経験とか、いろんな壁にぶつかったり、何度もぶつかって挫折しかけたり、いろんないいことも悪いことも**経験してきた人**でないとなかなか務まらへんね。**人と話して、説得したり**せないかん。だいたい色んな意味で説得せないかんことが多いからね。」

Gさん「歳いってもね、分からないで、むちゃくちゃ言う人もいるから。保護司担当変わるとか。そういうことも結構あるんですよ。」

*「対象者の年齢も上がってきてますからね、それこそ30代とかやったら対象者の方が年上とか。」

Gさん「そうそう。分かっていたら犯罪犯さないから、分かてないから犯罪起こすから、そういう人は保護司さんがついて、ちょっとしたこととか、いろんなことで。難しいんよね。だからそういうのをある程度**推察**しながら。20代は無理やろね。絶対無理やわ。」

Gさん「**志願してなった人**いないからね。保護司さんは。自分から志願した人いないね。」

Fさん「一応この前一人ね、ここ（サポートセンター）へ来られましてね。たまたま僕がここについてる（常駐してる）時やったんで。…単身赴任でこっち（A県）の…方に務められて…まだ地域に来て間がないと。そやけど、以前身内の人が保護司さんをされとったということで、いろんなことを見て、自分も保護司をしたいというこ

とで、ここ（サポートセンター）まで来られたんですよ。それで、いろんなことを話しまして、やはり保護司になるのに、その**地域でどれだけその人が密着度がある**というか、地域に来られて名士ということではなくともね、暮らしておるかとか、その地域に来られて間がないということを言われたりして、ちょっとなかなか、すぐに（保護司に）なっていただくというのは難しい。」

Fさん「観察所の方へ聞きましたらね、その辺のところ（地域密着度）はあまり重視してない、言う風には言われたんですけどね。だけど、X区の場合はちょっとなかなか地域性というかね、**安全性の高い人**でないと。やっぱりその地域に入っていたかかないと、その辺のところがあるから、せっかく来られたんですけどね。ちょっと様子を見させていただいて。向こうから来たいというのは、僕は初めてやった。」

Gさん「見たわけでもない、推薦してる人もいない。それって、下手に利用するかもわからない、って観察所は心配してた、最後は。」

*「どこのだれかわからない、と」

Gさん「そうそうそう。そういうことやねん。」

Fさん「自薦でも、ただ来てもらったときにね、どんな風に対応…。**ダメだという時は、どんな対応をするか**やねん。選別する時にね。そないして（宣伝すればいいと）言う人もおったんやけど、宣伝をすると、ほんなら私保護司さしてくださいと、向こうから来るみたいなんとかね。そしたら、そこんところで、どのようにして、その人と対応して、もしダメならどういう風にして断るのか、ね。その辺も考えるとちょっと難しいなそれはという風に自分は思った。」

Gさん「自分ところが宣伝しときながら、断られたくないしね。断った場合はね。」

Fさん「だから、そういう風に、うちから宣伝いうのはね…」

Gさん「でもたまに、自分の過去とか調べてもいいですか、っていうあれ（書類）に署名するとき、あなたのことを調べてもよろしいですか、って書く欄があって。それを書くのを見て、何もない人は、はいっていうけど。」

Fさん「誓約書があるんですよ。それで最初にお名前書いて。」

Gさん「それを見てね、あ、こんなやつがあるの、って言う人もいる。」

*「あんまりやってほしくないってことですよ。」

Gさん「ちょっと、**民生委員とかするのと、意味ちがう**と思うからね。」

*「たしかに、責任感があるとかって、自分があると思っても、端から見たらない、みたいなこともありますもんね。」

Iさん「**やっぱり、法務省やから**ね、管轄が。だから、行政とはまた違うから。」

Gさん「名刺も勝手に作れないのね、この判をしてもらうためには、法務省の観察所で作ってもらってるからね。自分からは作れないからね。結構難しいよね。」

Jさん「**国を支える非常勤国家公務員**という。」

Fさん「非常勤の国家公務員。」

Jさん「普通の行政とちゃうから。」

Fさん「若い人はお金にならん、ボランティアに近いとか言うたら、あんまりいい顔しないですね。」

(Y区)

*「若い人が保護司になるべきかという質問に対して、けっこう人生経験が必要という回答が非常に多かったんですけども、具体的な人生経験というのは何を指すのでしょうか？」

Cさん「保護対象者というのは少年から少女、成年、いろんな方がいますのでね。」

Dさん「おじいちゃん、おばあちゃんみたいな方も来られますから、あまり若いではちょっとなかなか難しいですよ。ある程度の人生経験がないとね。」

Cさん「やはり組織、自治会、会社とか各種団体なんかに属して色んな人と接触して色んな会話をしたり色んな経験したりしてる人が望ましいんですよ。」

*「そういう人であれば自薦でも？」

Cさん「自薦もある程度のね、人生の経験者ね、それで社会的にもある程度地位のある方がなりたいんですいうて来たら面接して、なってもらう可能性はありますわね。」

Eさん「なかなか若い人の感覚で、ちょっとしたボランティアとかっていう感覚ではちょっと難しいかもしれないですよ。」

Cさん「やっぱりボランティアの相手がね、そういう（犯罪や非行をした）方が多いから、多いというかそればかりやけどね。」

Eさん「対象者の気持ちとかになって、共に考えていくという心のゆとりとか、そういうのがないとなかなか継続して難しいかな。」

Eさん「この制度がずっとこのまま行くのではなく、どっかでイノベーションしなくちゃいけないかもしれないですけどね。だって、ほんとにボランティアですもんね。ずっと一年かけて、あるいは一年とか二年とか皆さん面接があって、関わっていくという。」

Cさん「そやから会議するのもね、ここに集まってください言うて、遠くから来るでしょ。みんな電車乗って来たりしたらみな実費で来なあかんからね。やから若い子にはちょっと無理。自分の将来の生活を考えていったら、ねえ。家庭持って、子ども生んで、子どもの学費もいるし。それをボランティアいうのはちょっとしんどいね。」

Cさん「一応、法務大臣から委嘱されとるからね。そやからやっぱり責任持って、やらなあかんわけやから。まあ、町内会でボランティアでゴミ拾いしよか、という意味とは全然ちゃうからね。」

Eさん「その割には責務があるボランティアですよ。」

Cさん「ボランティアいうてもごっつい責任がいる仕事やからね。」

Dさん「毎月報告書も出さなあかんし。大変やね。」

第5章 結論と問題解決のための政策提言

第1節 結論

以上、定量的データと定性的データを組み合わせ、X区とY区を比較してきた。表5.1～5.4、図5.1～5.2はそれぞれをまとめたものである。

本論文は、保護司の担い手確保が困難になっているというデータ上の指摘を問題背景に、「保護司の担い手確保については難しさを感じている。その理由は、保護司の持つ人脈が高齢化し、その範囲が狭くなっていることで、保護司の担い手に求められる『保護司の人脈内でお墨付きを得た』人格や責任感があるといった要件を満たす人との接触が減少しているためである。」という仮説の検証を試みた。

はじめに、保護司は担い手確保について「難しい」という共通認識を持っているものの、定員割れについてはそれほど危機感を感じていなかった。危機感を持っている理由としては、保護司の人脈の高齢化によって、適任者がいても推薦年齢を超えていることが多いことが挙げられた。したがって、この点では仮説の立証ができた。こういった状況下において、定員割れについてそれほど危機感が高くない主たる理由は、対象者に対する保護司の必要数を充足しているからである。したがって、各保護区の保護司の定員数が妥当なものであるかどうかについては、再度検討が必要であると思われる。また、現場の保護司が担い手確保に対してひっ迫した危機感を持っておらず、現状の趨勢が続くとしても、犯罪者が急増するなどの社会状況の変化がない限りは数十年にわたって保護司制度が維持できると考えていることは、重要な事実である。すなわち、担い手確保の問題は、喫緊の緊急性の高い課題ではない可能性がある。

次に、保護司の担い手確保の困難については、現役保護司の早期退任と、保護司候補者の新規委嘱に分けて分析を行った結果、仮説とは異なる要因が浮かび上がってきた。前者については、現役保護司の活動に対する満足度は総じて高く、早期退任の数自体は少ないながらも、両区において現役保護司の2割以上が保護司を辞めたいと思ったことがあることが明らかになった。その理由としては、X区では「対象者に対する不安や苦悩」が理由となっており、Y区では「保護司会の会合・研修の多さ」や「家族からの理解のされづらさ」が理由として挙げられた。また、今後保護司会に必要なものとして、X区では対象者に対する不安や苦悩を緩和するために保護司会内での「体験の共有の機会」や「複数担当制の導入」が挙げられ、Y区では保護司会外に向けた「自治体との連携」や「広報活動」といった意見が見られた。次に後者については、X区では「対象者に対する不安・偏見」が最も多く、Y区では「時間的・経済的・心理的余裕のなさ」が最も多かった。すなわち、X区においては候補者も保護司もともに対象者に対する不安が先行しておりそれが継続・新規委嘱の弊害となっている一方で、Y区においては時間的・経済的余裕がないために保護司の担い手が少なく、保護司になった後も余裕のなさゆえに負担を感じている保護司が多いと思われる。この

ように地区によって保護司の不安や負担は多少の差異が見られることから、今後は、各地区の需要に合わせた方向性で研修や会合の実施形態や内容を改善していく必要がある。なお、こうした保護区ごとの調査が行われていないことは憂慮すべきことであり、今後の課題として検討されるべきであるように思う。

また、興味深いことに、他の更生保護ボランティア団体との結びつきが強いからといって保護司の定員充足率が高いわけではないことが明らかになった。実際に定員割れが起こっている Y 区では、更生保護女性会や BBS 会、協力雇用主会、サポートセンターの管理法人などが参加するイベントを年に数回実施している一方で、定員を充足している X 区では更生保護女性会の人数が 10 分の 1 ほどであり、BBS 会や協力雇用主会の存在は管見の限り確認できなかった。

Y 区が他団体との繋がりが強い理由は、大きく分けて二つ考えられる。第一に女性保護司の割合が高いということである。女性保護司は更生保護女性会に原則参加することとなっているため、女性保護司が増えれば更生保護女性会員も増えることとなり、その繋がりは兼任者の多さに応じて濃くなっていくと考えられる。第二に X 区と比較して山間部に位置しており、人口の入れ替わりが少ないために、地縁がより色濃く残っていることが考えられる。したがって、例えば、近隣住民同士などで誘い合ってボランティア活動に参入するプロセスがあると考えられる。

このようなボランティア活動を保護司の担い手確保の観点でみると、一見ボランティア活動の活発度合いは保護司の担い手を増やすわけではないように思える。しかし、長期的な目線で見た時に、また、更生保護の効果全体で見た時には、表面的な保護司定数を充足している X 区よりも、ボランティア活動が多い Y 区の方が更生保護エコシステムとして強靱である可能性がある。すなわち、保護司の担い手不足を、保護司だけではなく、その周囲に存在する更生保護ボランティアを合わせたエコシステムとして再評価する必要があるのではないだろうか。つまり、保護司の定員数の充足だけをもって評価するのはもはや時代遅れと言えるかもしれない。

最後に、新たな担い手に求められる要件に関しては、自薦制度の是非、若年層の委嘱の是非、人生経験の内実について検討した。はじめに、自薦制度については反対の声が多いことから、今後変更される見込みは少なく、やはり他薦されるためには、「保護司の人脈内で」お墨付きを得ることが必要であると思われる。この点で仮説は立証された。次に、若年層の委嘱に関しても反対の声が多く、その理由としては「人生経験が足りない」ことや「時間的・経済的・心理的余裕が足りない」ことが挙げられた。したがって、この二点は担い手の要件の核となる部分であることが窺える。二点の内実としては、①責任感、②経済的、時間的余裕、③人としての成熟・社会経験、④傾聴力・共感力・ともに考える心のゆとり、⑤説得力が二区ともに挙げられ、X 区では⑥地域との密着性も挙げられた。加えて、40 代以上であることも重要な要件であろう。⑥について言及された理由は、X 区は Y 区と比較して都会であり、新興住宅地も多く、人の入れ替わりが激しいためであると思われる。実際に、X 区

のインタビュー調査の中では「賃貸でワンルームに入っている若い人はいるが、転勤などで定住しない」、「商業区なので、昼は働いていても夜になると住まいの方に行ってしまう」、「会社員が多い」といった声が挙がった。したがって、地域に密着しているかどうかは、活動に定期的に参加できる時間的余裕や定住性を確認する要素となっているのかもしれない。その意味で、より都会である X 区が高い充足率を維持しているのはかなり特異なことである。

以上より、「保護司の担い手確保については難しさを感じている。その理由は、保護司の持つ人脈が高齢化し、その範囲が狭くなっていることで、保護司の担い手に求められる『保護司の人脈内でお墨付きを得た』人格や責任感があるといった要件を満たす人との接触が減少しているためである。」という仮説は部分的に立証された。たしかに、保護司の担い手確保に対して現場の保護司は難しさを感じていた。また、充足率低下の危機感の理由としては人脈の高齢化が挙げられた。しかし、より詳細に見ると、X 区においては候補者も保護司も対象者に対する不安が先行しており、それが継続・新規委嘱の弊害となっていると認識されていることが浮き彫りになった。一方、Y 区においては時間的・経済的余裕がないために保護司の担い手が少ないと認識され、保護司になった後も余裕のなさゆえに負担を感じている保護司が多いことが読み取れた。また、他のボランティアとの繋がりやその関係性は、直接的に保護司の担い手確保に影響力を持つわけではないが、更生保護の効果を高める可能性は高いと解釈できた。最後に、望ましい新たな担い手像としては、「保護司の人脈内でお墨付きを得た」責任感、経済的・時間的余裕、人としての成熟と社会経験、傾聴力・共感力・ともに考える心のゆとり、説得力を持つ 30 代後半から 40 代以降の人であって、40 年近く保護区またはその近辺に在住し、10 年以上保護司を続けられる見込みがあり、かつ家族からの理解を得られる人である、と考えられる。

蓋し、X 区が高い充足率を維持しているには、2 つの理由あるように思われる。第一に、保護司会長の人員低下に関する意識である。X 区の会長の方が、保護司会員に対して後任を探すよう、より熱心に呼びかけている様子であった。この理由として、サポートセンターと、他団体の存在によって、X 区の方が、予算的に余裕がない可能性が考えられる。Y 区保護司会のサポートセンターは元々個人の財産であり、3 代前の会長の持ち物であった建物を、新たに設立した NPO 法人に寄付し⁷⁰、NPO 法人から借りていることになっているという。一方で、X 区は事務所を賃貸しており、面積としては X 区のサポートセンターの方が小さく、駐車場もなかった。サポートセンターに対しては、年間 60 万円の補助があるというが、それ以上は保護司会の負担となってしまう。したがって、推察ではあるが、サポートセンターに対する予算負担が X 区の方が大きく、また他団体の数が少ないために、イベントの際の保護司会の負担が大きくなっているのではないだろうか。第二に、お寺が多いことである。

⁷⁰ 保護司会は寄付を受けることができないため

上述したように、X区では他団体との交流が少ないものの、X区は特にお寺が多く、保護司を職業別で見てもお寺の割合が大きくなっていった。宗教家であれば、時間の融通が利きやすく、また行くところの無い人を受け入れるような施設を持っている場合もあり、家族からの理解も得やすいと考えられる。さらに、自宅に招かなくとも、お寺の一角で面接を行うことができる。したがって、宗教家と保護司というのは親和性が高く、さらにお寺のネットワークを通じて担い手確保が行われていることから、充足率が高いと考えられる。

表 5.1 保護司の属性情報

	X 区	Y 区
充足率（全国平均 88%）	95.83%	74.67%
平均年齢（全国平均 65.2 歳）	63.58 歳	66.41 歳
最年少保護司	43 歳	56 歳
女性比率（全国平均 26.6%）	26.67%	46.15%
職業構成比率	経営者・役員 22.22% 宗教家 20.00% 無職 15.56% 自営業・自由業 13.33% 会社員 11.11% パート・アルバイト 6.67% 定年退職 4.44% その他 6.67%	経営者・役員 2.56% 宗教家 5.13% 無職 12.82% 自営業・自由業 17.95% 会社員 10.26% パート・アルバイト 7.69% 定年退職 7.76% 公務員 5.13% その他 5.13% 無回答 12.82%
平均保護区在住年数	46.90 年	40.74 年
保護司経験年数	10.91 年 (内訳) 10 年未満 45.45% 10 年以上 20 年未満 36.36% 20 年以上 18.18%	11.07 年 (内訳) 10 年未満 47.37% 10 年以上 20 年未満 36.84% 20 年以上 15.79%
平均保護観察事件担当数 (生活調整を含まない)	1.37 人 (内訳) 0 名 24.39% 1 名 39.02% 2 名 29.27% 3 名 7.32%	1.23 人 (内訳) 0 名 28.21% 1 名 35.90% 2 名 20.51% 3 名 15.38%
保護司になる前から保護司につ	77.78%（うち家族・知人が保護	76.92%（うち家族・知人が保護司

いて知っていた人	司である人は 62.86%)	である人は 43.33%)
保護司委嘱の際の推薦者	知人 65.00%	知人 55.56%
	顔見知りではない保護司会員 20.00%	顔見知りではない保護司会員 18.52%
	顔見知りの保護司会員 10.00%	顔見知りの保護司会員 7.41%
	親・親戚 5.00%	親・親戚 3.70%
		地域の役員 14.81%
援助指導の意識（①対象者に舐められない、対象者が仕事を勝手にやめたり、嘘をついた時にはきちんと叱る指導/②対象者に舐められてもよいので、対象者が嘘をついていたとしても、寄り添う指導 のどちらが望ましいか）	① 37.50%	① 24.24%
	② 42.50%	② 45.45%

表 5.2 保護司の担い手確保の認識

	X 区	Y 区
担い手確保		難しい
担い手確保が難しい理由		保護司の人脈の高齢化
担い手確保のために動き出す時期	定年（満期退任）になる保護司が出る約 1 年前	
定員割れに対する危機感	高	中
定員割れに対する危機感が高い理由/低い理由	会長が定員充足に熱心	そもそも保護司定員数は妥当ではない
定員割れを防ぐべき理由		予算の確保

表 5.3 保護司の担い手確保における困難

	X 区	Y 区
早期退任の数		少ない
早期退任の理由		体調不良、親の介護や転居など
保護司を辞めたいと思ったことがあるか	頻繁にある 2.50%	頻繁にある 0%
	時々ある 20.00%	時々ある 26.32%
	ほとんどない 37.50%	ほとんどない 50.00%
	まったくない 40.00%	まったくない 23.68%
保護司を辞めたいと思った理由	1 位 援助指導に自信がない	1 位 会合や研修が多く負担

現職保護司の早期退任

ボランティア団体と保護司会の関わり	2 位 対象者に手を焼く	2 位 家族の理解が得られない
	あまり活発ではない	活発
	・BBS 会なし	・BBS 会あり
	・更生保護女性会 会員約 20 名	・更生保護女性会 会員約 120 名
	・協力雇用主会 なし	・協力雇用主会 あり
新人保護司の際にあってよかった・あるとよいサポート	1 位 先輩保護司の相談	
	2 位 専門知識を補うための講習会	
今後保護司会に必要なもの	1 位 学校との連携	1 位 特定分野の勉強会・研修 (特に発達障害)
	2 位 特定分野の勉強会・研修 (特に薬物)	2 位 学校との連携
	(Y 区で見られなかった意見) 体験の共有、複数担当制	(X 区で見られなかった意見) 地域自治会との連携・研修、広報
担い手確保の際の声掛け	プライベートに声を掛けることもあるし、自治会の推薦もあるが、 予めリサーチして声を掛ける。 声を掛けても引き受けてもらえることはほぼない。	
保護司のなり手が少ないのはなぜか	1 位 対象者に対する不安・偏見	1 位 時間的・経済的・心理的余裕のなさ
	2 位 時間的・経済的・心理的余裕のなさ	2 位 認知度の低さ
	3 位 家族の理解が得られないこと・自宅に迎え入れることに対する抵抗	3 位 対象者に対する不安・偏見
	3 位 認知度の低さ	3 位 家族の理解が得られないこと・自宅に迎え入れることに対する抵抗
		3 位 奉仕の精神の減少・地域を支える意識の低下

表 5.4 保護司の担い手に求められるもの

	X 区		Y 区	
	賛成		賛成	
保護司の担い手に求められるもの	自薦制度について	15.56%	賛成	15.79%
	どう思うか	どちらでもない 53.33%	どちらでもない	55.26%
		反対 31.11%	反対	28.95%
20 代、30 代の若い人たちがもっと保護司になるべきか	なるべき	15.56%	なるべき	13.16%
	わからない	62.22%	わからない	42.11%
	なるべきではない	22.22%	なるべきではない	44.74%
若い人が保護司になる	(なるべき)		(なるべき)	

べき/なるべきではない
理由

- 1 位 若い人の方が行動力や
対応力がある
2 位 経験の蓄積が必要である

- 1 位 同じ目線で話ができる

(なるべきではない)

- 1 位 人生経験が足りない
2 位 時間的・経済的余裕が無い

(なるべきではない)

- 1 位 時間的・経済的・
心理的余裕がない
2 位 人生経験が足りない

人生経験の内実

①責任感

②経済的・時間的余裕

③人としての成熟・社会経験

④傾聴力・共感力・ともに考える心のゆとり

⑤説得力

(X 区は⑥地域との密着性)

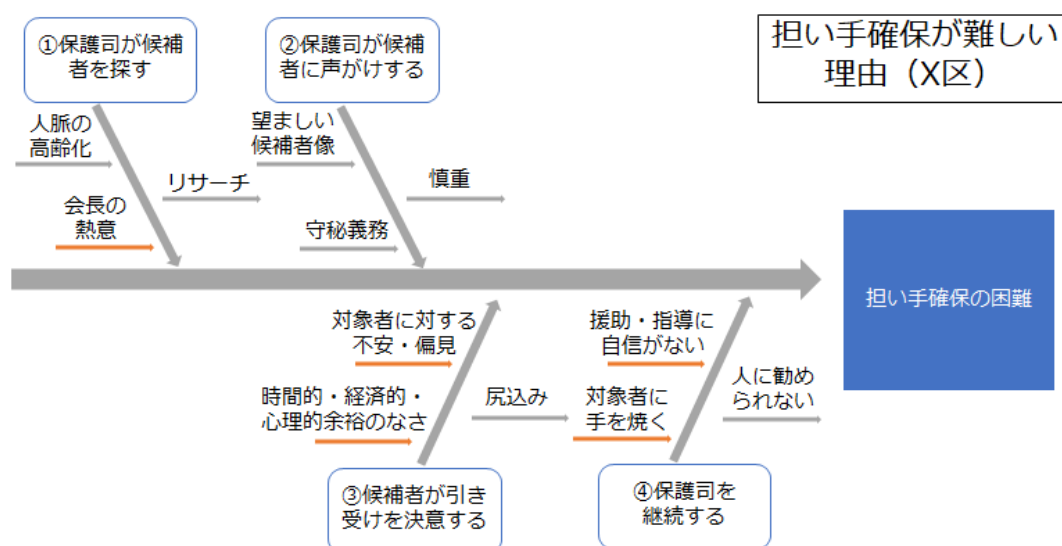


図 5.1 コアイシューマップ (X 区)
(筆者作成)

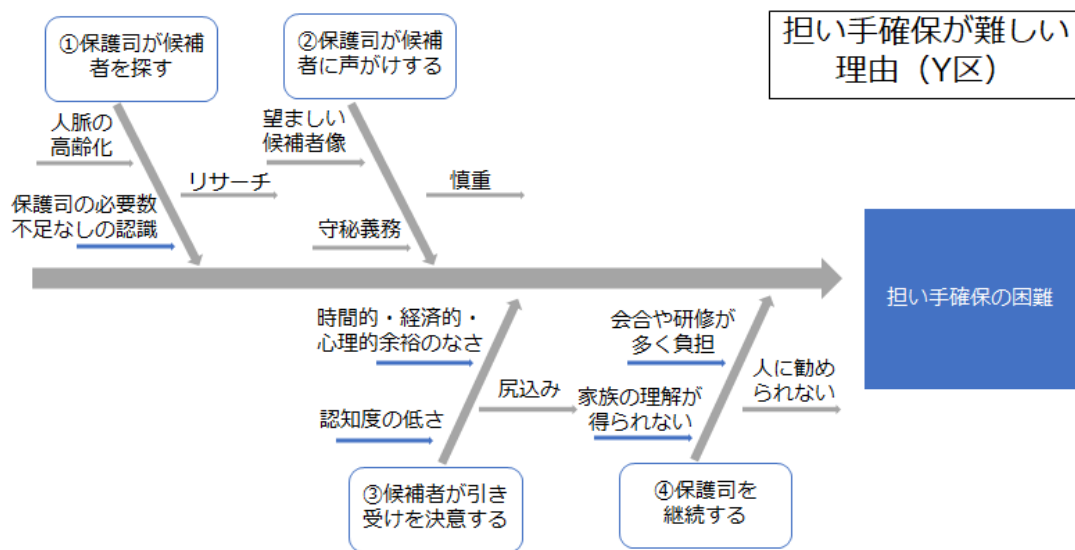


図 5.2 コアイシューマップ (Y 区)
(筆者作成)

第 2 節 政策提言

今後の保護司の担い手の確保に対して、どのような政策が提言できるであろうか。

第一に、各保護区の保護司の定員については、長年見直しがなされていない地域もあると考えられるが、少なくとも Y 区については平成 19 年 12 月から定員数が見直されていないため、法務大臣は保護司法第 2 条第 3 項に基づき見直すべきであろう⁷¹。あるいは、保護司の定員数の充足だけでなく、保護司の周囲に存在する更生保護ボランティアの実態を加味した新たな評価基準の創設をするという選択肢もあろう。前者をとる場合、保護司会の予算は保護司の人数に応じて配分されているため大幅な枠の縮小は保護司会の運営を左右しかねない。実際に、定員割れによって保護司が最も懸念しているのは「予算の確保」であった。そこで、予算については定員数以外の基準を用いてその配分を決することが重要であると考えられる。

第二に、保護司の担い手確保に関しては、保護司に求められるものとして「保護司会の人脈内でお墨付きを得た」責任感や余裕が挙げられることから、CM といった広く浅い広報ではなく、口コミで声をかけていくしかないものと思われる。しかし、効果的な声かけの方法はあると思われる。X 区では、対象者に対する不安が委嘱の弊害になっていた。一般市民の

⁷¹ A 県では、保護司法が公布、施行された昭和 25 年当時、保護区数が 31、定数は 2020 人であったが、2022 年 1 月 19 日現在、保護区は 34、定数は 2151 人である。

不安を払拭するのは困難であるし、即時的な効果が見込めるものでもない。したがって、保護司候補者を効果的にターゲティングすることによって、そうした不安を持っていない、ないしは持っている可能性が低い層にアプローチしていくことが望ましいだろう。こうしたアプローチの対象には、公務員のOBが望ましいと考えられる。各企業が50歳頃から始めるキャリア面談で保護司を認知させておくということもあるが、やはり県警本部や教育委員会といった公務員の方が、非常勤国家公務員である保護司との親和性も高いと考えられる。さらに、彼らは非行少年などに接することに慣れている可能性が高い。加えて、組織のネットワークを通して、一括で広報などを行うことが出来るという利点もある。したがって、県警本部の刑務部、教育委員会の総務部とコネクションを構築することが望ましいだろう。総務部とした理由は、保護司というものを公務員の老後対策として捉えることができると考えたからである。

第三に、さらに効率的なアプローチを行うために、法務省が保護司法の規定する保護司の具備要件の解釈を示すことが必要ではないだろうか。実際に、保護司のインタビューを通じて、「保護司は誰でもなれるわけではなく、そういう要素が一体どこにあるのか、お友達に声がけするといっても、その人で良いのか、どういう経験があればよいのか、は迷う時がある」という声を聞いた。保護司の目利きによって保護司を選ぶだけでは、候補者は保護司の人脈のみに限定されてしまううえ、その基準も曖昧である。したがって、一律にチェックリストを作成することは難しいとしても、加味すべき項目を挙げておくことは保護司会にとって有用なのではないだろうか。また、そのような条件が明確になっていくことで、将来的な自薦制度の活用の可能性も見込めると考える。

第四に、サポートセンターが導入されて10年以上が経過してもなお、自宅での面接が主流であり、それが新規委嘱を妨げている要因の一つでもあることから、自宅以外での面接を容易にするために、公的施設の優先利用が法務省からの通達によって認められることが望ましい。A県では保護司会の区役所や区の施設の優先的な利用は認められていないようであるが、保護司とは非常勤国家公務員であり、その活動は国の責務であるから、区の施設の利用などは優先的に認められるべきであろう。また、公的施設の優先利用によって、家族からの更生保護や保護司活動に対する理解を得ることを容易にするという副次的効果も見込める。しかしながら、現在の保護司行政においては、再犯防止と捉えれば警察、生活保護や福祉サービスと捉えれば介護・福祉課、就業支援なら商工労政課などとなってしまう、各部署でどこの所管として受け止めるのかの問題が出てきかねないので、そのあたりも通達で方針を示せばよいのではないかと思う。

第五に、法務省の取組みについて、さらなる周知を図るとともに、定期的な調査を通じて各保護司会の実態を把握すべきである。前者については、2021年4月に新たな取組みが複数開始されたが、同年10月に行ったインタビュー調査では、その取組みについての言及はなく、あまり浸透していない様子が見受けられた。このような点は、省庁と現場の乖離の表れの一つであると思う。後者については、X区とY区は同じ県の同じ市内に位置している

にも関わらず、保護司会の内実や保護司会員の認識には差異があった。保護司の原動力は地域を安全にしたいという思いであって、保護司会の活動に地域の視点は不可欠であるにも関わらず、具体的な「地域」の視点が政策レベルで把握できていないことは憂慮すべきことである。今後、保護司候補者を確保していく上でも、こうした現場の認識の把握は必要欠であると思われる。

おわりに

本論文は、保護司活動の担い手確保に関する現状の一端を明らかにし、その原因を分析することで、保護司制度が今後も持続可能であるかを考察することを目的として、現場レベルにおける保護司の担い手に関する認識について論じた。

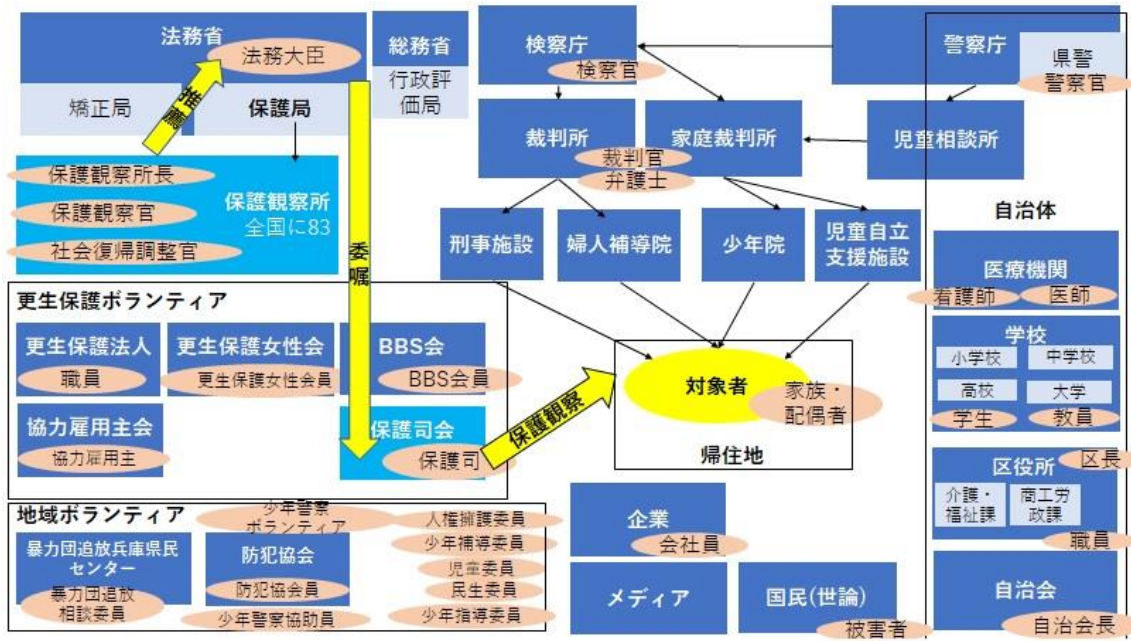
最後に、今後の研究課題について述べる。第一に、調査対象として、保護司となる潜在的な人材にアプローチできていないことに研究デザインの困難がある。現在保護司として活動している人に対する調査は、示唆的な証拠を与えるにすぎないため、担い手に関するさらに正確な知見を得るためには、保護司を早期退任した人や、現在保護司に関心を抱いている人にアンケート調査すべきである。第二に、研究時間やコロナという事情もあり、インタビューは十名弱の保護司に対してしかすることができなかったが、より精緻な保護司の意識を図るには、より幅広い年代の保護司一人一人の声と向き合う必要がある。また、より広い協力雇用主会や保護観察官といったステイクホルダーにもインタビュー調査を行う必要があるだろう。第三に、面接で見るべき具体的な項目や基準については、確立することができなかった。本稿では曖昧な要件にとどまってしまったが、今後より具体的な項目やその審査方法についても検討していきたい。

本稿では、現場の保護司の担い手について考えるための第一歩を踏み出すことを試みた。しかし、本分野は未だより多くの研究が必要である。今後のさらなる研究の発展によって、より良い政策が生み出されることを期待する。

A 県は保護司の充足率が少ない地区が多い。そこで、2021 年 11 月から、A 県保護司会の連絡協議会でワーキングチームを作り、保護司の発掘方法について話し合う会が開始されることとなったそうだ。A 県連絡協議会の事務局が呼びかけ、充足率が最も少ない地区の各保護司会から 1 人メンバーを選出して協議するという。今後のさらなる動きも注視していきたい。

添付資料

添付資料 A ステイクホルダーマップ



(筆者作成)

添付資料 B 保護観察経過報告書（様式）

別紙様式 18

所長	次長	首席	統括	主任 官	提出年月日	保護区	保 護 司
					年 月 日		印

段階	S・A・B・ C	保護観察経過報告書（甲） （1） （ 年 月分）	1号交通用報告書
----	-------------	--------------------------------	----------

事件番号	() -	保護観察	年 月 日から
氏 名		期 間	年 月 日まで
保 護 観 察 の 経 過			
日(時)	接触の状況及び面接の内容等		呼出し等の概要
	(来訪・往訪) 第 課程・第 回 (終了・次回続		
	(来訪・往訪) 第 課程・第 回 (終了・次回続		

今月の面接及び連絡回数				
面 接			連 絡	
往訪	回	うち本人との面接 回	往信	回
来訪	回	うち本人との面接 回	来信	回

(2)

(氏名)

遵守事項について	
遵守事項を ☐ 守っている ☐ 守っていない (守っていない場合の具体的状況)	
保護観察対象者の生活及び行動の状況	
留意すべき指導領域	状 況
☐ 交友関係	(友人の氏名, 交友状況等)
☐ 金銭管理	(借金・ローン, 浪費等の状況)
☐ 問題飲酒	
☐ 薬物乱用	
☐ 就 労 ・ 就学関係	(学校名, 学年) ☐ 欠席なし ☐ 時々欠席 ☐ 長期欠席
	(勤務先名) (職 種) ☐ 不就業
	(所 在 地) (電 話)
	(稼働日数) 日/月 (収 入) 円/日・月
	☐ 通勤 ☐ 住込 ☐ 家業 (保護観察秘匿の要否) ☐ 要 ☐ 否
☐ 健康状態	☐ 壮健 ☐ 普通 ☐ 疾病 (病名・病状)
	(通院, 入院, 服薬等の状況)
☐ 居住関係	☐ 単身 ☐ () と同居
	(特記事項)
☐ 家族関係	(家族間の折り合い) (不和の状況) ☐ 和 ☐ やや不和 ☐ 不和
	(保護観察に対する家族の理解, 態度) ☐ 協力的 ☐ 普通 ☐ 無関心 ☐ 拒否的
担当保護司の意見 (主任官に求める措置及び担当保護司としての今後の方針など)	
無・有 ()	

(3)

主任官所見 今後の措置	無・有（	
	）	
保護観察の 状況及び 処遇段階	再犯・再非行	☐ なし ☐ あり → <u>不良措置検討票</u>
	遵守事項違反	☐ なし ☐ あり → <u>不良措置検討票</u>
	生活行動指針からの逸脱	☐ なし ☐ あり
	今月で【 】段階（ ）月経過（C段階3月）→良好措置検討票	
保護観察所長 の判断及び とるべき措置	特別遵守事項	☐ 設定 ☐ 変更 ☐ 取消し
	生活行動指針	☐ 設定 ☐ 変更 ☐ 取消し
	段階変更	☐ 不要 ☐ 要 → 変更後の段階【 】
	指導監督，補導援護その他の措置（ ）	
	（上記判断及び措置の理由等）	

添付資料 C アンケート調査の調査票

現職保護司の皆様へのアンケート

1. はじめに

- 本研究の目的：年代別に保護司の保護観察や対象者に対する意識調査を行い、年代によって保護司の意識に差が生じているのかについて明らかにすることを目的としています。
- プライバシーとデータ管理について：参加者のプライバシーは守られます。取得したデータは本研究の目的達成のためのみに利用され、調査終了後 1 年を経過した時点で完全に破棄されます。
- 参加について：本研究への参加は任意です。ただし、本アンケートに回答した時点で、研究への参加に同意したものと見なされます。
- 本アンケートについて：本アンケートの所要時間は約 15 分です。また、回答は 2021 年 10 月 17 日をもって締め切られます。何か質問がございましたら、東京大学大学院 公共政策学教育部 島本佳奈（メールアドレス）までご連絡ください。

2. 基本情報について

- お名前： _____
- 年齢： _____ 歳
- 性別：【 男性 ・ 女性 ・ 回答しない 】
- 職業：【 経営者 ・ 会社員 ・ 契約社員/派遣社員 ・ パート ・ 公務員 ・ 医療関係者 ・ 自営業/自由業 ・ 士業(公認会計士/弁護士/税理士/司法書士) ・ 無職 ・ 定年退職 ・ 学生 ・ その他 _____ 】

- 保護司会の役職（ない場合は“なし”）： _____
- 在籍している保護区（分区まで）： _____
- 何年前から保護区（ないしはその近隣）に住んでいるか： _____ 年
前
- 保護司の在職年数： _____ 年

3. あなたが保護司になった際のことについて教えてください

- 保護司になる前から保護司について知っていましたか：【 はい ・ いいえ 】
- はい、と答えた方にお伺いします。どこで保護司の存在を知りましたか：
【 家族や知人が保護司だった ・ 職場 ・ 自治体やボランティア ・ 新聞/
テレビ/ラジオ ・ 地域行事 ・ 保護司会の機関紙 ・ 町内会のチラシ ・
その他 _____ 】
- 保護司になったきっかけ：【 家族/知人からのすすめ ・ 自分から志願 ・ 保護
司からスカウト ・ 役所からスカウト ・ その他 _____ 】
- 保護区に他薦制度（保護司になる際に 1～2 名の現職保護司に推薦をいただくこと）
はあるか：
【 ある ・ ない ・ わからない 】
- 他薦制度があると答えた方にお伺いします。どのような方に他薦していただきまし
たか：

【 親/親戚 ・ 知人 ・ 職場の人 ・ 顔見知りではない保護司会の会員 ・
その他_____】

4. 保護司の活動についてお伺いします

- 初めて担当を持った時期：

【 委嘱後半年 ・ 半年～1年 ・ 1年～2年 ・ 3年以上 ・ まだ持ったことがない 】

- 現在の担当人数：_____名

- 今までに保護司を辞めたいと思ったことはあるか：

【 頻繁にある ・ 時々ある ・ ほとんどない ・ まったくない 】

- 今までに一度でも辞めたいと思ったことがある方は、その理由を教えてください。

(複数回答可)：【 家族の理解が得られない ・ 職場の理解が得られない ・ 援助/指導に自信がない ・ 対象者が自宅に来ることが負担 ・ 対象者が多く負担 ・ 会合や研修が多く負担 ・ プライバシー保護や守秘義務などが負担 ・ 環境調整が負担 ・ 保護司会の人間関係 ・ 対象者に手を焼く ・ その他_____】

- 新人保護司であった時にどのようなサポートがあつてよかったと感じたか、またはどのようなサポートがあると良いか：【 対面の研修 ・ オンラインの研修 ・ 先輩保護司の相談 ・ 保護観察官による相談 ・ 専門知識を補うための講習会 ・ マ

ニュアルの読み合わせ ・ 他の保護区の新人保護司との研修 ・ その

他 _____

】

- いままで、パワハラやアルハラに遭ったことがある、または見聞きしたことがある

か：【 ある ・ ない 】

- 自分は保護司会内で：【 新米 ・ どちらかという和新米 ・ どちらでもない ・

どちらかというとベテラン ・ ベテラン 】

- 新米だと答えた方にお伺いします。これまで、どのような指導を先輩保護司から受

けたことがありますか： _____

5. 今後の保護司の展望についてお聞かせください

- 保護司として困っていることや、改善してほしいこと： _____

- どちらの援助/指導がより適切か：【 ①対象者に舐められない,対象者が仕事を勝手に

に辞めたり嘘をついた時にはきちんと叱る指導 ・ ② 対象者に舐められてもよ

いので,対象者が嘘をついても寄り添う指導 】

- 保護司の自薦制度（自分でなりたい人が自由に挙手）についてどう思うか：

【 賛成 ・ 反対 ・ どちらでもない 】

- 20代/30代の若い人がもっと保護司になるべきか：【 なるべき ・ なるべきではない ・ わからない 】
- なぜ、若い人がもっと保護司になるべき（またはならないべき）なのか： _____

- 今後どのような連携や研修が必要か（例：地域小学校における講習、保護区を越えた勉強会、薬物・発達障害の勉強会など）： _____

- 保護司のなり手が少ないのはなぜか： _____

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

添付資料 D インタビュー調査の調査項目

保護司会に対するインタビュー調査の調査項目

○保護司会に関する情報（2 項目）

- ・保護司会の活動と役職にはどのようなものがあるか。
- ・更生保護女性会、BBS 会、その他ボランティア団体との繋がりにはどのようなものがあるか。

○アンケート調査の深掘り（3 項目）

- ・他薦制度に関して：自治会長など、保護司会でない人から推薦されることが可能なのか。
- ・若い人が保護司になることに関して：「人生経験が必要」との回答が多かったが、人生経験とは何か。
- ・保護司として困っていることに関して：「面接場所の確保」が挙げられていたが、サポートセンターの利用状況はどうなっているのか。

○新たな担い手の確保に関して（3 項目）

- ・どういう人に対して、どのような場で、どのようにリクルートを行っているか。
- ・早期退職する人はいるのか。いるならば、その理由は何か。
- ・定員割れはあるか。また、その理由は何か。

更生保護女性会、BBS 会に対するインタビュー調査の調査項目

○活動に関する情報（4 項目）

- ・貴会の活動について。
- ・貴会の特徴、会員数について。
- ・貴会の保護司会、その他ボランティア団体との繋がりについて。
- ・サポートセンターの利用について。

○「会員に関する情報（4 項目）」

- ・どういう人が会員になっているのか。
- ・貴会員から保護司になる人はいるのか。
- ・保護司会からのリクルートはあるのか。
- ・新たな会員について、どのような人に対して、どのような場で、どのようにリクルートを行っているのか。

添付資料 E X 区の年間スケジュール（詳細な情報を伏せるため一部変更）

令和 2 年

1 月 6 日 社会を明るくする運動・作文コンクール表彰式 （中止）

21 日 第四期定例研修会 新年互礼会（中止）

28 日 交通短期保護観察講師 1 名

29 日 保護司会連絡協議会・新年互礼会（中止）

2 月 22 日 保護司・更女・BBS 三者連携強化研修会（中止）

22 日 ○○園理事会 5 名

25 日 全保連理事会・評議員会オンライン開催 1 名

25 日 交通短期保護観察講師 1 名

3 月 8 日 A 県保護司会連合会・常務理事会 1 名

11 日 理事会 21 名

16 日 A 県保護司会連合会・代表者会議・理事会 1 名

17 日 新任保護司研修会（応用編） 2 名

23 日 保護司選考会 1 名

24 日 A 県暴力追放評議員会 1 名

25 日 交通短期保護観察講師 1 名

4 月 1 日 観察官離任式 1 名

1 日 三役会 7 名

3 日 会計監査 8 名

6 日 社明用品依頼打ち合わせ 1 名

8 日 理事会 20 名

10 日 A 県保護司会連合会・監査 1 名

15 日 A 県保護司会連合会・名誉会員懇親会 （中止）

16 日 保護司会連絡協議会・監査 2 名

21 日 全国保護司連盟会議 京都コンGRES （中止）

23 日 令和 2 年度通常総会 （中止・書面表決）

5 月 8 日 A 県保護司会連絡協議会・総務部会（中止）

12 日 A 県保護司会連合会・常務理事会（中止）

12 日 社名担当会議 7 名

15 日 保護司会連絡協議会・理事会（中止）

16 日 ○○まつり○○パレード なんでもコーナー

街頭広報活動 (中止)

19日 「社会を明るくする運動」A県推進委員会 (中止)

21日 満齢保護司退任式 (中止)

22日 A県保護司会連合会・代表者会議・理事会 (中止)

26日 新任保護司辞令伝達式 (中止)

6月1日 保護司会連絡協議会・総会 (中止)

1日 分会代表理事会 9名

9日 社明X区推進委員会 (中止)

9日 X区長に総理大臣メッセージ持参 2名

10日 特別研修会・会計担当・サポセン担当 (中止)

15日 理事会 20名

18日 X区全小学生に社明ノート配布打ち合わせ 1名

19日 A県保護司会連合会・常務理事会 1名

19日 A県更生保護大会準備委員会 1名

23日 第一期定例研修会 (中止)

24日 更生保護女性会65周年記念・県大会 (延期)

25日 企画調整保護司委員会 X区更生保護サポートセンター 17名

29日 ○○園建設会議 1名

7月1日 社会を明るくする運動 X区集会 (中止)

6日 更生保護女性会打合せ 4名

8日 新任保護司研修会・基礎力強化 4名

14日 長推進委員長依頼 1名

14日 ○○園・建設準備委員会 3名

15日 新任保護司研修会・基礎力強化 1名

15日 社会を明るくする運動の代替案打合せ 1名

17日 社名運動・自動車パレード中止見合わせ 2名

19日 A分会・地区内自動車パレード 7名

20日 ○○分会・ミニ集会 3名

24日 ○○分会・地域防犯活動 5名

25日 ○○分会・街頭広報活動 5名

27日 ○○分会・ミニ集会

30日 ○○分会・ラジオ体操にて広報活動 6名

30日 交通短期保護観察講師 1名

8月17日	三役会	7名
18日	〇〇分会・地域活動	3名
19日	〇〇園建設準備委員会	4名
25日	A県更生保護大会準備委員会	1名
26日	理事会	22名
28日	保護司会研修会・指導力強化	2名
28日	交通短期保護観察講師	1名
9月3日	第二期定例研修会	42名
7日	A県保護司会連合会・常務理事会	1名
8日	〇〇園理事会	5名
9日	社名・作文コンテスト審査会	12名
14日	A県保護司会連合会代表者会議・理事会	1名
18日	新任保護司研修会・応用編	2名
23日	保護司選考会会議	1名
23日	共同募金報告書提出	1名
24日	近畿地方更生保護委員長視察	1名
24日	交通短期保護観察講師	1名
10月1日	圏外研修会（中止）	
1日	役員会	7名
6日	上記会計監査	9名
14日	交通短期保護観察講師	1名
16日	保護司会連絡協議会・理事会	1名
27日	満齢保護司退任式	3名
28日	新任保護司辞令伝達式	2名
30日	第68回A県更生保護大会	7名
11月10日	正副会長会議	4名
11日	第三期定例研修会	44名
17日	近畿地方保護司代表者協議会	1名
26日	理事会	20名
26日	交通短期保護観察講師	1名
12月2日	A県更生保護関係団体連絡協議会（中止）	
9日	保護司会連絡協議会新任保護司研修会	2名

10 日	更生保護女性会・歳末愛の物資贈呈式	1 名
11 日	A 県保護司会連合会・正副会長会議	1 名
18 日	A 県保護司会連合会・常務理事会	1 名
22 日	サポートセンター運営事務担当者研修会	2 名
24 日	交通短期保護観察講師	1 名
25 日	X 区更生保護サポートセンター大掃除	7 名

参考文献

- ・ 伊藤勇「質的インタビュー調査の再概念化」『福井大学教育地域科学紀要』第3部、社会科学、第64号、2009年、1-31頁
- ・ 岩井宜子『刑事政策』尚学社、2014年
- ・ 岡邊健「『立ち直り』支援において地域の持つ意味―保護司へのインタビュー調査に基づく検討」『司法福祉学研究』第18号、2008年、12-32頁
- ・ 川出敏裕、金光旭『刑事政策』成文堂、2018年
- ・ 久保貴「人口減少・高齢化社会における更生保護―実務家からの視点―(少子・高齢化社会における犯罪・非行対策―持続可能な刑事政策を目指して)」『犯罪社会学研究』第36巻、2011年、62-75頁
- ・ 佐藤仁「開発研究における事例分析の意義と特徴」『国際開発研究』Vol.12、No.1、2003年、1-15頁
- ・ 鈴木昭一郎「保護司制度論考」『犯罪と非行』第63号、1985年、43-65頁
- ・ 高橋和雄「保護観察事例の実証的研究―保護観察実施過程における諸問題と処遇のあり方について」『法務研究報告書』第65集第1号、1977年
- ・ 高橋有紀「1950年代から1970年代の更生保護制度における『官民協働』論の変容と継続：保護司への役割期待の本質」『犯罪社会学研究』第38号、2013年、138-152頁
- ・ 西川正和、寺戸亮二、大場玲子、押切久遠、小國万里子「保護司の実態と意識に関する調査」法務総合研究所『研究部報告』第26号
- ・ 朴光駿「社会政策における比較研究の発展」『社会福祉学部論集』第3号、2007年、73-88頁
- ・ 長谷川洋昭「都市部における更生保護活動の現況～東京特別区部の保護司活動から～」『田園調布学園大学紀要』第3号、2008年、83-103頁
- ・ 法務省保護局・更生保護法人全国保護司連盟「『保護司制度に関するアンケート』結果について（抜粋版）平成30年12月」、2018年、1-24頁
- ・ 法務省保護局更生保護振興課「保護司の安定的確保について」『更生保護』令和元年12月号、2021年、6-9頁
- ・ 法務省保護局更生保護振興課「なぜ、今保護司のなり手が求められるのか」『更生保護』令和3年4月号、2021年、12-17頁
- ・ 長尾和哉『非行・犯罪からの立ち直り』金剛出版、2021年
- ・ 藤本良隆「ハローワークと矯正施設の連携による就労支援事業」『更生保護』第70巻、第2号、2019年、22-25頁
- ・ 細野ゆり「保護司制度の成立過程」『横浜国立大学成長戦略研究センター Discussion Paper』No.2014-CEGS-02、2015年、1-22頁
- ・ 松本勝「保護観察における保護観察官と保護司の協働態勢について」『犯罪と非行』

第 66 号、1985 年、48-64 頁

- 松本勝『更生保護入門 第 5 版』成文堂、2019 年
- 更生保護ネットワーク「保護司の現況」(<https://www.kouseihogo-net.jp/hogoshi/condition.html>) (最終閲覧日 2021 年 11 月 3 日)
- 全国保護司連盟「全国の更生保護サポートセンター紹介!!」(https://www.kouseihogo-net.jp/hogoshi_info/index/16/) (最終閲覧日 2021 年 11 月 8 日)
- 総務省統計局『平成 28 年度社会生活基本調査—生活行動に関する結果—結果の概要 平成 29 年 7 月 14 日』、2017 年、1-54 頁、
(<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/gaiyou.pdf>) (最終閲覧日 2011 年 11 月 17 日)
- 総務省行政評価局『『更生保護ボランティア』に関する実態調査—保護司を中心として—結果報告書 令和 3 年 1 月』、2021 年、1-220 頁
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000730483.pdf) (最終閲覧日 2021 年 11 月 16 日)
- 内閣府『平成 25 年度 市民の社会貢献に関する実態調査 報告書 平成 26 年 1 月』、2014 年、1-93 頁 (https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h25_shimin_chousa_all.pdf) (最終閲覧日 2021 年 11 月 17 日)
- 内閣府「平成 27 年度 特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査 報告書 平成 28 年 3 月」、2016 年、1-150 頁、(https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h27_houjin_shimin_chousa_all.pdf) (最終閲覧日 2021 年 11 月 17 日)
- 法務省保護局『「更生保護」とは』
(https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01.html) (最終閲覧日 2021 年 11 月 21 日)
- 法務省「用語の解説【保護統計月報】」
(<https://www.moj.go.jp/content/001201373.pdf>) (最終閲覧日 2021 年 11 月 3 日)
- 法務省『令和元年版再犯防止推進白書』、2019 年、
(<https://www.moj.go.jp/content/001343104.pdf>) (最終閲覧日 2021 年 11 月 14 日)
- 法務省『昭和 37 年版犯罪白書』、1962 年、
(<https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/3/nfm/mokuji.html>) (最終閲覧日 2021 年 11 月 15 日)
- 法務省『令和 2 年版犯罪白書』、2021 年、
(<https://www.moj.go.jp/content/001363987.pdf>) (最終閲覧日 2021 年 11 月 3 日)
- 法務省「保護司制度の基盤整備に関する検討会 報告書 平成 24 年 3 月 21 日」、2012 年、1-30 頁、(<https://www.moj.go.jp/content/000098853.pdf>) (最終閲覧日 2021 年 11 月 15 日)
- 法務省「数字で見る保護司制度」、2015 年、1-7 頁
(<https://www.moj.go.jp/content/001152121.pdf>) (最終閲覧日 2021 年 11 月 15 日)

謝辞

本日修士論文を提出するにあたり、お世話になった方々にこの場を借りてお礼申し上げます。主査の鈴木寛教授には、この1年間の研究生生活全般にわたってお世話になりました。なかなか研究が進まない自分を叱咤激励していただき、研究の進め方や政策提言の基本に至るまでご指導いただきました。

また、本稿の執筆にあたり、本研究の趣旨を理解し、インタビュー調査、アンケート調査に快く協力していただいた、X区、Y区の保護司の皆様にご心から感謝申し上げます。特に、X区保護司会のM会長、Y区保護司会のM会長にはお忙しい中、アンケートの呼びかけや収集にご協力いただき、感謝の念にたえません。本当にありがとうございました。

最後に、これまで自分を育ててくれた両親に感謝いたします。